

第八十回国会 商工委員会 議 録 第十四号

昭和五十二年四月二十日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 上坂 昇君

理事 松本 忠助君

青木 正久君

粕谷 茂君

田中 正巳君

中西 啓介君

萩原 幸雄君

前田治一郎君

板川 正吾君

加藤 清二君

清水 勇君

中村 重光君

長田 武士君

宮田 早苗君

大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 龍夫君

國務大臣 (總理府) 藤田 正明君

出席政府委員

内閣審議官 大橋 宗夫君

内閣法制局第二部長 味村 治君

總理府總務副長 村田敬次郎君

内閣總理大臣官房總務課長 美野輪俊三君

公正取引委員會委員長 澤田 悌君

公正取引委員會事務局長官房審議官 水口 昭君

公正取引委員會事務局長 吉野 秀雄君

公正取引委員會事務局長 野上 正人君

法務省民事局長 香川 保一君

通商産業政務次官 松永 光君

通商産業大臣官房審議官 栗原 昭平君

通商産業省産業政策局長 濃野 滋君

労働省労働政局労働法規課長 岡部 晃三君

商工委員會調査室長 藤沼 六郎君

委員外の出席者

委員の異動 四月二十日

大原 正雄君 補欠選任 大原 一三君

同日 大原 一三君 補欠選任 大原 正雄君

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀合員議員外八名提出、衆法第二八号)

○野呂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び多賀合員議員外八名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につき、前回の法律審議において質問をし続けてきた経過を踏まえながら、今回提案された内容について質問をしてみたいと思います。

公取委員長あるいは総務府総務長官、さらに通産大臣は、昨日の質疑を通じて私どもの考えている点はどこにあるかということについてはすでにほぼおわかりになったと思うわけでありまして、そこで、私は、そのほはおわかりになったということとを前提にしながら質問してみたいと思うのであります。前回は、昭和五十年の審議のとき、われわれはまさにこの法案の審議に全生命をかけたと言ふと少し言い過ぎになりますが、それくらい意気込みを持って審議をしたことは事実であります。したがって、その審議の経過の中で、私自身三回、約五時間以上におわたって質問をいたしておるわけでありまして、この法律の内容につきましましては、微に入り細にわたってきめ細かな討議をいたしたことは速記録の中にも明らかにしておるわけでありまして、したがって、私は、もうこの速記録の中にある事項をのまをきょうこの段階で質問すれば、それで事足りるほど聞くべきところはないと聞いておるわけでありまして、

そういうような形の中で昨日の質疑を聞いておりますと、やむを得ないといふことはよくわかるのであります。私といたしましては、まさに着物の上からかゆいところをかくような感じをぬぐい切れないわけでありまして。と申し上げますことは、ここに並んでおられる三人の責任者の方々は、そのとき御在職でなかったわけでありまして、その後の地位につかれておるわけでありまして、から、そう申し上げてはまことに失礼かもしれませんが、この出された法律の内容につきましましては、審議を通じた当時の経過を知る私といたしましては、歯がゆいという感じは否めないものであります。しかし、歯がゆいという感じが否めないからといって質問をしないわけにはまいらないわけでございますので、そういう点をよく了解していただきまして答弁をしていただきたいと思ひます。そして、その答弁はできる限りお三方にお願いをしたい。直接お願いをしたい。いわゆる政治的な判断も必要となる場合がたくさんございまして、できる限りお三方に答弁をお願いしたいと思ひわけでありまして。

そこで、第一に、大臣並びに委員長の三人に質問をしたいわけでありまして、今回改正された法律案がそれぞれの方々に満足なものであるのかどうかということでありまして、大変回りくどい聞き方になりましたけれども、要するに公取の立場からすれば公取法案というものが出されたわけでありまして、それが五十年の第一回の政府案として出されてきたわけでありまして、そして五党修正が行われ、第二次政府案が出され、そして今度の第三次政府案という形になってきたわけでありまして、その経過の中でいま一体どういう心境に公取委員長はいるのかということと審議をする上において非常に重要な意味を持つわけでありまして、そういう点についてのいまの心境は、公取法案をつくられた側として――先ほど申し上げたとおり公取委員長は、そのときおられなかったわけでありまして、しかし、委員長という職責は続いておりますので、そういう面において公取と

してどう御判断をなされておるかということであり
ます。

総務長官は、当時植木さんと私どもは激しい論
戦を展開いたしました。あなたはこの問題につ
いては今回の改正案を手がけることが総務長官と
して最初であろうと思つておりますが、この内
容はきわめて複雑多岐で、一つの文字の解釈にお
いても相当大きな影響を与える内容を持つてお
ります。したがって答弁もきわめてむづかしいとい
うことはよくわかるわけでありますが、そういう
形の中においてあえてこの法案を提案される責任
者になられました。五党修正案がそのまゝ通つて
おるといふことになればあなたはこの役割りを果
たさなくともいいわけでありませうけれども、一
般的な論調の中では五党修正案を一步後退させたと
受けとめられてゐるこの案を提出することになつ
た現在の御心境と、そして、その中において、こ
の案が五党修正案とどう違うのかという位置づけ
をどのように御判断なされておられるかというこ
と、この点について明快なる御答弁をいただきたい
。

通産大臣は、この改正案提案の閣議決定に対し
て再三にわたつて抵抗を示されたこと報道されてお
りますが、事実かどうか、きょう初めて聞くわけ
ですがわかりません。しかし、いづれにせよ厳し
い抵抗を続けられたということだけは間違いない
わけでありませう。そして、通産当局の続けられた
この厳しい抵抗によつて、私どもの解釈では遅く
とも先月の末に提案されるであろうと言われてい
たのが十二日になつたわけでありませう。約半月間
この法案の提案がおくれたのは、かかつて産業政
策を推進する通産当局の抵抗によつてそれが行わ
れたかのごとき印象を与える一般的な報道が行わ
れておるわけでありませう。とすると、独禁政策に
対して通産当局はきわめて激しい敵意を持つてい
るというぐあいには一般的には見られておるわけ
であります。

きのうの質問に対する答弁としては、決まつた
からには協力しますと言いますが、通産当局がこ

の法案に対して反対しているという、しかもその
反対の仕方がきわめて激しいという形の中で、約
半月間も提案がおくれたという事実の中で、通産
当局としては、この提案された内容についてどう
御判断なされておるか、その公式的な答弁はとも
かく、心情としてどう御判断なさつておるか、で
きれば、この法案が今回も廃案になつてほしいと
いう願望の中できよう御出席なされておるか、そ
ういうことも含めてお三方の見解を、本格的な質
問に入る前に心境をひとつお聞きしておきたいと
思います。

○澤田政府委員 お答え申し上げます。

この独占禁止法改正問題の推移を考えてみます
と、非常に幅のある御意見がいろいろと整理集約
されました。第七十五国会の衆議院におきまして
全会一致で修正可決されたという事実、この事実
及びその五党修正案の内容というものをその意味
において私は評価するものでございまして、独占
禁止法の改正案がその後いろいろと検討されてま
したが、そのたびに一貫してこの五党修正案を基本
として御検討願へばという希望を申し上げてま
いったのでございませう。現在におきましてもその
心境は変わつていないのでありますけれども、と
同時に、今度政府から提出された案も、そういう
むづかしいいきさつを踏まえて非常に苦心され
た案であるという点につきましても私は十分評
価したいと考えております。

したがいまして、今度野党四党から、五党修正
案そのものが再提出されております。政府から
も、その五党修正案に大筋において相当沿つた案
が提出されたというところでございませうので、独禁
行政の担当者といつた私の心境を申ししま
す、国会におきまして十分御審議の上、一致し
た御意見のもとに法律が成立いたしますことを切
にこいねがつておる次第でございませう。

○藤田国務大臣 おっしゃいますように、確かに
七十五国会、五十年の六月に五党合意案は衆議院
を通りましたけれども、参議院において廃案にな
つたということでございます。衆議院は通つたけ

れども参議院で通らなかつたということも一つ今
回は踏んまえて、各党がそれぞれ合意を得ら
れるような案というふうなつもりでその調整をし
てまいり、そしてここに提出をしたということ
でございます。後退とおっしゃいましたけれども、
それはそれなりの理由もあり、そうして提出をし
たということでございます。

それから、五党修正案との主な相違はという御
質問があつたと思ひますが、三点であらうかと思
ひます。

第一は、独占的狀態の手續に關する修正がござ
います。公正取引委員會の職權行使の獨立性を
尊重しつつも、独占的狀態についての調査の特色
を踏まえて行つたものであります。誤解のな
いようにこれを規定しようとする、こういうもの
が一つございませう。

それから二つ目には、不当な取引制限等に対す
る排除措置及び價格の同調的引き上げというもの
を、五党合意案の方では一応なくなつたものを再
び盛り込んだということがございませう。

それから三番目は、審判手續及び訴訟に關して
今回課徴金制度が新設されましたので、審判手續
等の信頼を高めようという趣旨で新しく新証拠を
提出できるとか、そういう点は五党合意案とは違
つた点である。

以上の三点が主として違つた点である、かよう
に思つております。

○田中大臣 お答えいたします。

本件につきましては皆様の御主張なさいませう
と、これまで国家國民のために、國を思つて主
張されるわけでありませう。私どもも政府の一員と
いたしまして、産業、經濟をお預かりする立場か
ら、閣内において主張すべきことは十分に主張い
したわけでございます。しかしながら、一たび
閣議において、また政府において本案を決定いた
しました以上、その段階までにおいては十二分
に主張いたしますが、政府といたしまして決定い
したことにつきましては、これは私といたしま
して本案を支持いたす次第であります。

同時に、また、これは一私情の問題ではござい
ませんので、あくまでも國家のために、あくま
で國民のためにわれわれは尽くすべきだけの努力
を尽くした次第でございませう。私人としての感情
等は一切ございせんから、その点はどうぞ御了
解いただきたいと思ひます。

○佐野(進)委員 総務長官、私はさつき申し上げ
てゐるとおり、前国会でもう微に入り細にわたり
質問をしてゐるわけですが、しかも、その後にお
いて、きわめて関心の深い立場において内容等は十
分知り尽くしてゐるつもりであります。その上で
質問を申し上げるのであります。答弁も、私
の言うことに対して機械的でなく、その問題に対
してどうかという、その反響として答弁をこれか
らしていただきたいと思ひます。

そこで、そのことについて総務長官に特に關係
するのですが、きのう後藤委員の質問に対して修
正は考えていませんとおっしゃいましたが、玉置
委員の質問に対しては、全党一致であるならば、
各党が一致したものであれば修正することにつ
いては受け入れると申されました。その間の時間
は約一時間二十分、正味を言うならば一時間十分
の間です。あるいはもっと端的に言うならば、一時
間以内の中にその見解が変わつたわけでありま
す。これは重大なことだと思つてゐます。前回の質
問の際、五十年の六月四日に私は質問いたしま
したが、さつき見えた林委員がその後この質問をい
たしまして、公取委員長がその後の質問をい
たしまして、訂正されたのであります。私に對する答
弁を訂正したというか、理事会において問題にな
つたことがございませう。そしてその調整を理事會で
取り計らつたことがあるわけでございますが、い
わゆる修正をするかしないかという重要問題に對
する見解表明というがございませう。その同一人
に對しては修正はしませんが、後藤委員の質問に
對しては修正はしませんが、玉置委員の質問に對
しては修正はしませんが、きわめて不見識だと思

うのであります。

そこで、議院政治の常道として、各党が一致して修正をするということになれば、それを受け入れることは当然であらうと私は思うのです。政府側もそれに対して謙虚にその態度で臨むべきことは当然で、その提案者としても、原案を通したいという願望は願望としても、その願望に基づく努力をする過程の中で、審議する議会側が修正するということ意思統一が行われた場合は、それに従うのはいまの通産大臣の見解と同様であらうと思うのであります。これは三人の方々に伺いたい。

提案者は総務長官であります。公正取引委員長は直接閣議に關係がないということでありまして、ようけれども、三人の方々は、この法案審議の経過を通じて、その集約された結論については率直に従い、いわゆる修正を含めて一切の結論を謙虚に受けとめながら法案の成立を期していくというようなお考えであると私は判断するわけでございします。これについてはいかがか、通産大臣、総務長官、公取委員長の見解を聞いておきたいと思ひます。

○田中総務大臣 先ほど申し上げましたとおり、政府としては一致して本案の通過を願つておる次第でありまして、私は一切総務長官にお任せをいたしてお答えをいたします。

○藤田国務大臣 後藤委員の御質問に対しては、私が、修正はいたさない、修正する考えはないと言ひながらも、玉置委員の御質問に対する答弁では修正はするような弾力的なことを言つたというおしかりでございますが、私の後藤委員に対する答弁が言葉が足りなかつたのかもしれないが、この提案をした立場は、与党を含め、あくまでも全党の御賛成を得るといふうな立場でこの法案を提出しております。これが第一点で、それから第二点は、この法案に対する審議が本日開始されたばかりでありますので、本日は現在すぐ修正云々というようなことはとも言えませんが、藤委員に対してはどのように言つたか定かであり

ませんが、修正いたしませんということを示し上げたことは確かでありまして、第二点の方だけを申し上げたのではないと思ひます。

玉置委員に対しては、第一点と第二点と両方申し上げて、全党で御修正なさるといふのなら、当然そのとおりにはたさざるを得ませんと申し上げたと思ひます。

ですから、これは趣旨としては違つておりません。同じ趣旨のことを言つたので、後藤委員に対しては多少言葉が足りなかつたことは私も認めます。

○澤田政府委員 独占禁止法の運用を担当する者といひまして、国会の御審議に上つております二つの法案につきまして、これは御審議のこととございしますから私からとやかく申すことではございしませんけれども、私の立場で申しますれば、どの案が通るとか、どういう修正があるとかいふことは御審議の問題でございしますが、一致した意見が見出され、法案が成立するといふことを切にこいねがつておる次第でございします。

○藤田国務大臣 ただいま申し上げましたことにもう一点つけ加へさせていただきますのであります。が、全党で合意されて修正されていくことはやむを得ないといふことを申し上げたわけであります。が、政府としては修正の意思はありませんとしうことをもう一言つけ加へさせていただきます。

○佐野(進)委員 いまの総務長官の答へは蛇足だらうと思ふのです。それは当然のことだと思ふのです。政府が修正しますと言ふなら、何もそんなことを出すことはない。そういうことを言うから話がこんがらがってくる。そういうことがわからないうで質問しているわけじゃないわけですから、これからもう一つ質問をいたしますが、そこらの点はもう少し詳しく答へをして、いたすに混乱を起しうる解釈に誤りがないようにひとつ希望をしておきたいと思ひます。

時間が余りありませんから、一つ一つの問題について具体的に質問をしなければ私の役割は果たされませんので前段の質問はその程度にいたし

まして、具体的な内容に入つてまいりたいと思ひます。

そこで、第一に、順序がいま総務長官がお話しになられたことと若干違ひがございしますが、きのう後藤委員を初め各党の委員が質問をなされ、かつた、今回、いま総務長官が御説明になられたように、五党修正案を訂正して出された昨年度の原案は、私もそれは審議に値しない、こんなものは出してきても審議する必要があるといふことだつた。政府側は、当時の総務副長官であつた橋口理事がここにいらしたので、いや、その後総務副長官になつたのかな、ともかく大変熱心でありましたけれども、私もこれは審議するに値しないといふことで、趣旨説明だけを当委員会受けたかどうかはわかりませんが、それだけで昨年提出された政府案は審議しなかつたわけですね。総務長官、いいですか、これはその政府案を若干手直ししたという形の中で出されてきたことも、その審議する経過の中で、出すが遅かつたじゃないかといふことをいまその責任追及を含めて発言しているわけですね。

そういうことの持つ意味は、われわれは前向きに積極的にこの法案を審議し、できるならば積極的に成立させたいといふ願望を持ちながらこの質問をいたしておるわけです。これを廢案にしようとか、これは審議に値しないとかいふのじやなく、これを成立させたいのだといふことを前提にしなから、しかも、不備であり後向きである昨年度の政府案に比べれば前進した跡が見られたから審議しておるのだが、なおかつ五党修正案に比しては不服だ、不満だといふことで五党修正案を共同提案しているわけですね。そういう意味において御理解をいただきたき、質問に答へていただきたいと思ひます。

まず、公正取引委員会の独立性の問題であります。が、この案がこれまで通つたといふ形になつた場合、公正取引委員会の独立性に対して非常に大きなマイナス的要素を与えるのではないかと

ことをわれわれは心配しているわけでありまして、そのマイナス的要素を与えることに対して通産当局が積極的な役割を果たしているのではないかと、通産当局が積極的な役割を果たす形の中においてこの法案の成立を願つてゐるのではないかと、この法律の改正によつて公正取引委員会の職權行使の独立性は一体どういふ形になるのか、二十八条に規定されたその職權行使がこの法律によつて影響されるのか、その影響のされ方は結局マイナス的な形の中において影響されるのかといふ、こゝういふ心配を私も持つわけでありまして、けれども、そういうことについて公正取引委員会はどう御判断なされておるのか。この点を公正取引委員会委員長に御質問したいと思ひます。

○澤田政府委員 今度の政府案におきまして、公正取引委員会の職權行使の独立性について論議をされておる点が幾つかございしますが、一つは、四十五条の二が新設されまして、公取が、企業について、独占的地位についての調査の過程において、それを立件審査に切りかへて審査部に回すといふ、その前に主務大臣に通知をして、主務大臣はそれについて意見を申し述べることができるといふ規定で、これが一番問題になつておるようございします。が、産業をそれぞれ担当いたします主務省との間にいろいろな連絡をし、そして調査の場合に必要な資料を求めるといふようなことも実際上ありましようし、そういう意味から申しまして、これが職權行使の独立性にかかわるといふのは、それによつていわゆる強いチェックを受けるといふことでなければそれは言えないと私は思ふのであります。通知をして、結局意見を求め、参考にするといふことでございします。い

わゆる二十八条による職權行使についての制約といふものは、この面からも加へられることはないと思ひます。

もう一つは、事務遂行上いろいろな規定が加へられておるのでございまして、五五点あろうかと思ひます。こゝで申し上げるのはくどいので省略い

たしますが、これにつきましても、一つ一つを見てもまいりますが、すでに現在内部の規定で明確に定められておるもの、あるいは実際行つておるものその他でございまして、これも職権行使の独立性に差しさわりのあるというものではないというふうに考へておる次第でございまして、ただいまの御質問の、今回の改正案がそういう重大な支障になるのではないかとこの点につきましても心配ない、こういうふうに私は考へておるわけでございします。

○佐野(進)委員 同じ点について長官と通産大臣に質問いたします。

第二十八条のいわゆる公取の独立性について、今回の改正によつてこれを侵すことになる可能性があると一般的に言われておるわけでございします。そのことはいまの公正取引委員長の見解と同じかどうか、影響をすることがあると御判断なさるのかどうか、この点をひとつお答えください。

○田中(國務大臣) 右の点につきましては、総務長官がお答えいたします。

○藤田(國務大臣) 公正取引委員長の見解と同じでございします。

○佐野(進)委員 実は、長官に先に聞いて、それから委員長に聞けばよかったのかもしれませんが、同じだということでございますから、それではよろしいでございましょう。

そこで、そうだといたしますと、独立性を損なわない、しかしして四十五条の二の条項の創設に関しては、それぞれ独立性を侵さないという形の中でこの法律は改正されておることになります。すなわち、いわゆる独立性を侵さないという意味は、公取の事実の認定及び法的判断に対して、他から影響を受けないでその仕事をなすことができるのだというぐあいにいまの公正委員長の説明では判断できるわけですが、そういう判断に基づきますと、第四十六条は独立性の範囲内の問題であると考えられます。すなわち、事件について必要な調査をするために立ち入りや報告

をとり、あるいは処分をするというふうな、そういうようなことはこの範囲内の問題であると考えられるわけでございします。

○藤田(國務大臣) そのとおりでございします。

○佐野(進)委員 総務長官、よろしいですね。ちょっと答弁してください。

○藤田(國務大臣) そういたしますと、四十五条の二の、主務大臣に通知し、独占状態の有無についての意見を述べる権限を与えておるの、四十六

に移る前、すなわち公取が事件になるかならないかの心証形成が終わつていない段階であるわけでありまして、ここではもっぱら公取の判断によつて四十六条を発動するかどうかを決めるべきであります。そういうような状況の中で四十五条の二で通知をするのは、明らかに影響を受けることを可能にしているのではないかと、そういうようなことを可能にしておるだけなく、影響を受けるを得なくなるような規定なのではないか、影響を受けるを得ないというように私は思ふわけであります。先ほどの答弁との関連の中で、公正取引委員長の判断はどうなりますか、四十五条の二の設置ということが四十六条との関連の中でどうなるか、この際明らかにしていただきたい。

○澤田(政府委員) 先ほど申し上げましたように、通知に關する主務大臣の意見というものは、当然私どもの調査の参考となる点もあるかと考へるわけであります。これを尊重することには少しも差し支えないと思ふのであります。これに拘束されるというものではないのであります。公正取引委員会がとるべき措置は、公正取引委員会としてあくまでも総合的にかつ自主的に決定することでございますので、四十六条との関連においては少しも問題はないと私も考へるわけでございします。

○佐野(進)委員 そうなりますと、四十六条の関連においては全然問題がない、しかし、一方にお

いては十分尊重し考慮するのは当然であるということになりますと矛盾はいたしませんか。あなたの方で四十六条に基づいて判断をするということの

の前に四十五条の二が来て、それは十分に尊重する、こっちは独立性で判断する、と、こういうふうにお話しになられるわけですが、それが聞いてみてもそういうことはなくて、いわゆる独立性の判断に対して十分尊重するという意味は、当然影響を受けるということにおいて理解せざるを得ないという結論になる。必然的に四十六条に影響を

与えるということになる法文のように解釈をされるわけでありまして、この点については、二十八

条の問題、四十六条の問題、それに関する総務長官の見解との関連の中で矛盾しないとするならば、この条項はあること自体が何かしうな気がするわけでありまして。

これは相互矛盾が当然のような感じがいたしますが、これが矛盾しないという点について、あなたの確信があるならばもう一度その点についてお聞かせをいただきたい。

○澤田(政府委員) 主務大臣の意見を受けまして、それを参考にしたすわけでありまして、影響がないと申すことではないのであります。いい影響は当然取り上げるということでありまして、四十六条との関連におきまして、支障になるような悪い影響は受けないという確信のもとに申し上げておる次第でございします。

○佐野(進)委員 だから、公正取引委員長、これは議論だから、考え方だから、それはそれでいいですよ。ただし、いいものはとりまして、悪いものはとりません、それは私たちの独自の判断でやりますとおっしゃつておられますが、今日の産業政策

省の占める役割は非常に大きいですね。これは大きくてしかるべきだと思ふのですが、その中であなた方が自由なる競争を守る意味において、促進する意味において、公正取引委という形の中に

おいて対応しておられるわけですね。そういう場合において、いい影響は受けるが悪い影響は受け

ませんと言つてもどうにもならない。しかも、そのいい影響とは何か。その当時の状況の中で、あなた方が調査に入らうとする条件の中で、経済的な知識その他について足らざることを補うとい

う形にならざるを得ないと思ふのです。そうすると、この条文を置かれる意味は、専門的な知識に公正取引委員会の職員は不足してお

り、したがつて、その不足している専門的な知識について、調査に入る前に産業政策を行う通産当局の意見を聞かざる限りこの調査に入ることができないのだという、公正取引委員会の経済的知識に対する無能性をこの中において明らかにしてお

ると判断しても、先ほどの質問の関連から言えばこれは間違いないように考へるわけですが、それでは公正取引委員長はいいとしても、公正取引委員会の一般職員は大変残念なことになるのではないかと考へるわけですが、この点はいかがですか。

また、この点について総務長官はどのように御判断になれますか、お二人から答弁をいただきます。

○澤田(政府委員) 公正取引委員会の事務能力というふうな問題にお触れのようにあります。これは各産業等につきましてもあらゆる知識を集約しておるわけではございせんので、それぞれの専門の主務官庁の資料なり意見なりを参考にすること、そしてそれによつてよりよき結論を得るために努力するということは当然のことでございます。そして、そういう意味で先ほど影響についてちょっと分けて申し上げたような次第でありまして、私もそれはそのように考へてまいりたいと思ふのでございします。

○藤田(國務大臣) そのような一般的な調査は事前

に始めておるわけでございしますけれども、公正取引委員会の中の経済部というのにはたしか六十人か七十人程度の人間であると思ふのです。それが寡

占企業なり独占的な弊害を出しておるというふうな企業に対してずっと一般的な調査を始めてお

る。そこで、主務官庁と申しますか、そこに専門

な知識をどうにもならない。しかも、そのいい影響とは何か。その当時の状況の中で、あなた方が調査に入らうとする条件の中で、経済的

な知識その他について足らざることを補うとい

う形にならざるを得ないと思ふのです。そうすると、この条文を置かれる意味は、専門

的な知識に公正取引委員会の職員は不足してお

り、したがつて、その不足している専門的な知識について、調査に入る前に産業政策を行う通産当局の意見を聞かざる限りこの調査に入ることが

できないのだという、公正取引委員会の経済的知識に対する無能性をこの中において明らかにしてお

ると判断しても、先ほどの質問の関連から言えばこれは間違いないように考へるわけですが、それでは公正取引委員長はいいとしても、公正取引委員会の一般職員は大変残念なことになるのではないかと考へるわけですが、この点はい

かがですか。

また、この点について総務長官はどのように御判断になれますか、お二人から答弁をいただきます。

○澤田(政府委員) 公正取引委員会の事務能力というふうな問題にお触れのようにあります。これは各産業等につきましてもあらゆる知識を集約しておるわけではございせんので、それぞれの専門の主務官庁の資料なり意見なりを参考にすること、そしてそれによつてよりよき結論を得るために努力するということは当然のことでございます。そして、そういう意味で先ほど影響についてちょっと分けて申し上げたような次第でありまして、私もそれはそのように考へてまいりたいと思ふのでございします。

○藤田(國務大臣) そのような一般的な調査は事前

に始めておるわけでございしますけれども、公正取引委員会の中の経済部というのにはたしか六十人か七十人程度の人間であると思ふのです。それが寡

占企業なり独占的な弊害を出しておるというふうな企業に対してずっと一般的な調査を始めてお

的な高度の調査をした長年にわたるものを聞きにいくというふうなことも必要なことではないかと私は思うのです。その意味合いにおける通知であり、そしてまた大臣が意見を述べることができるといふことでございますので、二十八条あるいは四十六条を何ら拘束するものではないといふふうに考えるわけです。

○佐野(進)委員 いずれもはっきりしないのです、しかし、これは重要な問題だと思ふのです。四十五条の二を置くことに對して、公正取引委員会として、その独立性を保持しながらその行政をどう行かうかといふことについては重要な問題だと思ふのです。したがって、私は先ほど来申し上げておるのですが、たとえば公正取引委員会がいい影響、悪い影響、いい判断、悪い判断といふような二つの判断の例を先ほど示されたわけですが、しかし、それらの問題については、中立的な立場に立つて的確に判断するというのが本来の公正取引委員会の立場ではないかと私は思うのです。これはいいわるい影響だと通産省が言い、これは悪い影響だとだれかが言う、それで、公正取引委員会は、いやおれはこちらの立場だよ、おれはこちらの立場だよといふことについて、通産省の言つた方がいい影響で、こっちは悪い影響だといふような形の中で判断を示されたりすると、公正取引委員会がこの法律が改正された後においてこれを運用する場合においても的確性を欠くのではないかといふ気がするわけです。そして、そういうような判断のもとにこの条項が運用されるといふことになりましたならば、常にいい判断だといふ形の中で通産省の指導を受けざる限り、いわゆる営業の一部譲渡ですか、それらを含む企業の分割の問題は処理をされないといふような形になつてくるような気がするわけですが、その点はいかがですか。

○澤田政府委員 影響を分けて申し上げたといふような形になりましたが、私どもの判断の結論は一つ出すわけでありまして、その際により参考になるという意味において影響を受ける、そういう趣旨のことを申し上げた次第でありまして、主務大臣の意見を尊重し、よく検討し、そしてよき参考になるようにそれを扱つて、そして結局独自の結論を出すといふことでございますので、その意見によつて制約を受けるといふことを心配する必要はないと考える次第でございます。

○佐野(進)委員 公取委員長、この判断は公正取引委員会の運用にとつて非常に重要な問題だと思ふのです。先ほど来の答弁でいいとか悪いとかいふ影響の問題を口になさいましたけれども、結果的にいままの質疑を通じておわかりのように、こういうものは公取の独自性その他の立場からあつてもいいやまにこそなれ、大して効果のあるものではない。あなたの答弁を通じてみれば、いいものなら取り入れる、悪いものなら聞かないよ、それはおれの勝手だよ、しかし、このことは運用の上においては非常に重大な危険性があるといふことで、それぞれ反対をし、また、これが外されたのではこの法案に對して了承しないといふ形の中で反対をしておられる方々もあるやにわれわれは聞いておるわけですね。

そういたしますならば、少なくとも公正取引委員会の立場において、先ほど総務長官が答へになりましたけれども、それらの公正取引委員会の独立性については全然侵害しないし、単なる参考的なものであるといふ、そういうような考え方で答弁をなされておるようでございますが、ああいう考え方もそれと同じなかどうか。もしそれと同じようなものであるとするならば、あえてこの条項を置くことによつて多くの人たちに疑惑なり反感なりを持たれる必要はないと思ふのでございまして、その点について公正取引委員長と総務長官の御見解をもう一度お聞きしておきたいと思ひます。

○澤田政府委員 この条項が設けられました趣旨は、やはり重大問題でございまして、その所管の主務大臣の意見を聞くといふ、念を入れるといふことがまずあるやうかと存するわけでありまして、そういう念の入れ方が一つ加つたことの、そのよしあしについてはいろいろ議論があると思ひますけれども、そういう行き届いた念の入れ方の一つとして入つてきた。しかし、それが公正取引委員会の独立性という問題との関連においてどうかと申しますれば、先ほど来繰り返して申しましたように、有益な参考意見として十分検討し、それによつて独自の判断をしたいといふことでございまして、その基本的な問題については支障はない、かように考えておる次第でございます。

○藤田国務大臣 最後の判断は公正取引委員会にあることは間違ひございませんけれども、しかし、その前に主務官庁と連絡を密にする、あるいは整合性を持つといふふうなことは必要なことではないかと思ひます。そういう意味合いにおける条文でございまして、それが仮にないといふれば、先ほど公正取引委員会は経済部六、七十人と申し上げましたが、それくらいのおわずかな人数で一般調査をやつておるわけでございますからおかしな間違いを犯すかも知れない。そういうことも考慮するわけでございまして、主務官庁のみならず、一般の他の官庁ももちろんのこと、それらの有効な意見は大いに公正取引委員会は聞いてしかるべきものだといふふうに私は思ひます。

しかし、あくまでも最後の判断は公正取引委員会にあるといふことを重ねて申し上げておきます。

○佐野(進)委員 いままでこの問題だけをやっておるわけにはまいりませんが、いづれにせよ、公正取引委員長ないし総務長官の答弁は、この条項が入ることによつて公正取引委員会の独自性を侵さない、むしろこの条項を入れることによつて独自性を守るのだといふようなニュアンスでございます。これは違ふと思ひます。公正取引委員長、これは違ふと思ひます。これが入ることによつて独自性を失ふといふようなことは考えないでしようと思ふのですが、それは後でまた聞くといひますが、いづれにせよ、この条項が入ることによつて公正取引委員会の独自の判断に對して悪い影響を与えるといふ可能性はある。

いまの質問の中において、六十名では足りないから百名あるいは千名の人たちの判断が入ることによつて公正取引委員会の独自性が守れるのだといふようないままの総務長官の答弁といふものは、全くそんなことでこの条項が設けられたものではないと私は思うわけでありまして、しかし、いづれにせよ、そういう意味においてこの条項がこのまゝ入れられたといふ意味は、いまの質疑を通じて明らかになつたと思ふのでありますが、公正取引委員会にこの条項によつて非常に悪い影響を与える、そういうような形の中において処理がされざるを得ないといふ意味においてこれは改悪であると断ぜざるを得ないと思ひます。

しかし、これをいつまでもやつておるわけにはまいりませんので、この点については、一応そういうような質疑を通じて内容を明らかにした形の中で次に進んでまいりたいと思ひます。

第二の問題は、第七條二項のカルテルの影響排除についてであります。この問題につきましては、五党修正案におきましては、いわゆる括弧書きを削除いたしまして、本文の中に「影響を排除するために必要な措置」といふような条項を入れる形の中においてこの問題の処理を圖つたわけでありまして、そしてこの処理を圖るに際しまして、この条項に對するところの激しい論戦は与野党を論ぜず五党全体において展開されたことは御承知のとおりであります。そういうような経過がある条項に對して、さらに括弧書きで挿入した字句を削除し、そしてその括弧書きの中の七條の二項として設置した。

昨日もいろいろ議論がございましたけれども、その本来の意圖するものは何なのか。これはどのような形の中においてそういう経過になつていったのか。いわゆる五党修正案から第二次政府案、第三次政府案に至る経過の中においてそれが変わつていったいきさつについて、この際、形式はいりです。考え方について明らかにしていただきたい。このことは五党修正案よりも後退と受けとめるのがわれわれの常識なんです、そのこと

がそうなのかどうなのかという点について、長い説明を要しませんから明らかにしていただきたい。総務長官、公正取引委員長。

○藤田国務大臣 第七條の方は違反行為の排除を主目的としたしておりますし、影響の排除がこれできないというわけではありませんけれども、影響の排除を主目的としているものではないことは確かであります。七条の二項は影響の排除を主目的としたしておりますから、これを合わせるならば違反行為の排除とそれから影響の排除も十分にできると解釈いたしておりますて、後退ではない、このように思います。

○澤田政府委員 いまの総務長官のお話と大体同意見でございます。

○佐野(進)委員　そうすると、括弧書きとこの二二項にしたのと同じことですか。

○大橋政府委員 　お答へ申し上げます。

趣旨としては同じでございますけれども、前回第一次の政府案におきましては、括弧書きの「含む」という言葉が七条の一項にございます。行為を排除する措置そのものを限定するような解釈が行われる、当委員会の審議を通じてそういう論議がございましたので、そういう誤解のないようにあくまでつけ加えたものであるという趣旨を明確にするために二項にしたわけでございます。

○佐野(進)委員　そうすると、挿入した字句を削除した理由はどうなんでしょうか。

○大橋政府委員　これは五党修

またときには、公正取引委員長もこれをもって原状回復命令ができるというような解釈を持っていたわけではございませんけれども、その後検討の結果、やはりこの条項では原状回復命令まで含む可能性がある、さらに申しますと、カルテルの拘束を排除した後に事業者が自主的に決定すべき事柄についてまで国家権力が介入してあしるこうしるということを言える可能性がある、こういう条文になっていたわけでございますして、それは独占禁止法の本来の考え方にそぐわないのではないかとということで五党修正案のとおりにはしな

ったわけでございます。

○佐野(進委員) その問題が非常に重要な問題なんですが、それでは、きのうも出しましたけれども、いま言われた当然含むということ、いわゆる挿入された字句がある形の中においては原状回復命令をも含むという形の中で誤解される、したがってこの条項については削除し、新しい項を設け、影響を排除することにいたしましたのだというように説明であります。そうすると、きのうも出した昭和二十八年の東宝、新東宝の不当なる取引制限に関する東京高等裁判所の判決についてはこの問題との関連の中でどのように判断されるのか、判決の内容との関連の中でお聞きしてみたいと思うのであります。

この判決は、公取の排除命令は「将来の行為を禁止したものであることは明らかである。」と判断を下した後に、「一般に」とわざわざ断つた上で、「独占禁止法違反の行為があるとき公正取引委員会はその違反行為を排除するために必要な措置を命ずるのであるが、ここに違反行為を排除するために必要な措置とは、現在同法に違反してなされている行為の差止、違反行為からもたらされた結果の除去等」——ここは繰り返しますよ。「結果の除去等、直ちに現在において違反行為がない」と同一の状態を作り出すことがその中心となるべきことは当然であるが」というような形の中で当時の判決が出ているわけにあります。

そうすると、この判決が出ているこ

は、いま審議官が説明された五党修正案によるところの挿入された字句が当然この七条においては生かされておるといふように判断して差し支えないと思うのでありますが、その判断において差し支えなく、しかも、五党修正案が共同におけるところの修正としてそれを成立させた、そういう経過の中でこの問題がいま言われたような形の中で処理されたとなると、それは一般的常識と大變違ひが出てくるというぐあいに判断するわけですが、公正取引委員長、これはどうですか。

○澤田政府委員　私は、現行第七条は違反する行

為を排除するために必要な措置で、これをとる規定である、それから加えられた第二項は、不当な取引制限につきまして第一項に掲げる措置を命ずる場合に、当該行為によって生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置を命ずる規定というふうに解釈いたしました。現行第七条で現在までいろいろなことが行われております。本体の排除命令のほかに将来にわたつての不作為命令あるいは付随的な協定の廃棄命令とか、あるいは周知徹底の措置とか、また価格の再交渉命令まで出ておるわけでございます。

たとへば価格の再交渉命令というようなものについて、それが影響であるかどうかというように、若干議論はあるところでございますけれども、従来こういった現行の七条でできていたことは、今度の七条第一項ですべてできると私は考えるわけでございます。それは第二項におきまして残ることが予想される影響についての規定が加わった、かように考えるわけであります、先ほどの東京高裁の結果の除去というようにことに關しますいろいろな従来やっておりますことは第一項で当然できるもの、それに第二項が加わった、かように理解する次第でございます。

○水口政府委員 先ほど先生が御指摘になりました東宝を原告とする東京高裁の訴訟の件でございますが、これは御承知のように東宝と新東宝との関係におきまして、東宝が新東宝に対して排他条件付取引ということで不正取引を行ったのでは

ないか、また、カルテルを行つたのではないかというふうな問題が起こりまして、裁判所の方は、カルテルの方はなかったが、しかし不正取引があったというふうな判断を下しまして、それに関連して判示したものでございます。

その中で、確におつしやいますように「違反行為からもたらされた結果の除去」という言葉が入っております。これをどういうふうに解釈するか、これがイコール影響排除措置まで含むのかどうかという点は確かにいろいろ議論のあるところであらうと思います。

われわれはいろいろ検討いたしました、そういう見方でもできないかもしれないかもしれませんが、この結果の除去というのは、もう少し違反行為の排除措置に密着した行為と申しますか、影響の排除措置まではちょっといかない、もう少し違反行為に付随する行為的なものではないかというふうになわれわれとしては解しておるわけでございます。

○佐野(進)委員 それでは、いま私が質問いたしましたように、この判決のポイントは今回のこの法律の改正に大きな影響を与える判決ではないかと私は判断するわけで、そこでそれに関連して質問をいたしておるわけでありますが、このポイントは三つあるわけです。一つは「一般に」と断っている点、二つは「違反行為を排除するために必要な措置」に「行為からもたらされた結果の除去」が入ること、三つは、そしてそれは行為の排除が「中心となるべきこと」ということ、これがこの判決の中心だと思ふのです。

その判決というのは、今回の法律改正に際して、いわゆる挿入された字句を削除する形の中において参考になったのか、全然ならないのか、これを総務長官にお尋ねし、そして公正取引委員長に對しましては、この判決のことがもし参考になつたなら——当然参考にしておると思うのであります、これは七条の特定の排除についてではなく、七条に對する一般の裁定と見ることができると思うのであります、それはどういうぐあいにあなたは御判断なされるか、この判決に関連して、その三つのポイントを中心にして明らかにしていただきます。

「委員長退席、橋口委員長代理着席」

○大橋政府委員 作業に当たりましてこの判決があったことは承知しております。ただ、この判決は、先生もよく御承知のとおり不公正取引に関する判決でございます。カルテルと不公正取引との組み合わせでございますけれども、主体として不公正取引になっているわけでございます。

ここには、「一般的に独占禁止法違反の行為があ

るとき」という書き方でございまして、必ずしも私的独占、不当な取引制限だけをとりえておるわけではございませんで、株式の保有、役員兼任、合併及び営業の譲り受け、あるいは不正取引、そういうものまですべて含んで一般論を論じている部分ではなからうかと存じます。当然のこととありますが、株式の保有制限に違反した場合に、その排除措置というものは、株式の処分というように、まさに結果の排除ということを含んでおるわけではございまして、これは行為の性質によりましてこの判決がどこまで妥当するかということはおのずと変わってくるのではないかと、こういう考え方でございまして。

私どももいたしましては、不当な取引制限に關しましてはこの判決の効果というものは及ばない—及ばないといいますが、「一般に」と書いておられるのですから及ばないと言ふのもあれでございましてけれども、そこまで細く意識して書かれたような文章とは拝見しておらないわけではございませぬ。

○澤田政府委員 先ほども申し上げましたように、行為の排除が中心になるが、結果の除去について当然これを含むというような判決の趣旨は、今度の新しい法案の第一項、第二項について先ほど申し上げた点に支障のあるものではない。現行の七条で行なうことは今度の第一項で行なうし、第二項は影響の排除という規定である、かように考えておる点を重ねて申し上げる次第でございませぬ。

○水口政府委員 先ほどお答えしましたように、この結果の除去をどういうふうに解釈するかというところはいろいろな解釈があるかと思ひます。むづかしい問題でございまして、直ちにこれが影響の排除措置とイコールであるかどうかという点については、われわれはそうではないのではないかと、かといふふうに思ひます。

たとえば、これは先ほど内閣審議官の方から申し上げましたように、問題のポイントは不正取引の事件でございませぬ。それで、違反行為の排除

措置といたしましては、そういう不正取引に該當する契約を破棄させるわけではございませぬが、契約は破棄しても、強い方が弱い方に対してにらみをきかせておつて弱い方が思うように取引できないということでは困るので、そういう結果を除去するといふふうな意味合いもあつたかといふふうなわけであらうと思ひます。

○佐野(進)委員 結果の除去と影響の排除というのは違ふといふようにいま審議官は答弁しておるわけですから、当然そうであらうと思ひます。ありますが、内容については、先ほど来の公取委員長は答弁その他については私はまだ釈然としない面があるわけではございませぬ。これはなせこのように質問しておるかと思ひます。先ほど七条の二項は影響の排除を目的として項を起す必要があるのだといふようなことを言ひ、挿入された字句がそのまゝあると法律的に公正取引委員会の立場が悪いといふ形の中でその権限を行使される可能性があるから削除したのだと審議官は説明しておるわけではございませぬ。先ほどの説明では私はそのように理解しておるわけではございませぬが、いづれにいたしましても、そういうような形の中で七条の二項が設けられるということになりますれば、結果的に七条の二項の持つ意味が改悪といふような形の中で、一項をどのように説明をされようとも、制約するといふような形の中で判断せざるを得ないと思ひます。先ほどこの点についてもう一度公取委員長から答弁をしていただきたいと思ひます。

○澤田政府委員 先ほども申し上げましたとおり、現行七条におきましては、違反行為の本体の排除のほか、その排除を有効ならしめるためのいろいろな命令を従来出しておりますが、そういった価格の再交渉命令といふようなものも含んでおるわけではございませぬ。

こういうものが影響に類するのではないかといふような意見もございませぬが、私どもは、これはやはり行為の排除命令である、そして従来やつて

まいつたのは今度の法案の第一項でも依然としてできるものである、そこに今度影響を明確に排除するための措置といふものがつけ加えられたものである、と、かように考えておりますので、この点重ねて申し上げる次第でございませぬ。

○佐野(進)委員 この問題についても、先ほど来申し上げましたとおり、私どもは五党修正案がベターであると思つております。いま総理府の審議官が言われたような形の中で処理されるということについては釈然としないわけではございませぬが、それでは、この規定がどういふ場合に審決違反という事態が生ずることになるのかといふことについては大変わかりづらいわけではございませぬが、その点についての説明を総理府からお願ひします。

○大橋政府委員 お答え申し上げます。この七条の二項によります審決がまずどういふ形になるかといふことによりまして審決違反の問題が起るわけではございませぬ。これは審決をお決めにされるのは公正取引委員会が具体的な案件に応じて決定されるわけではございませぬけれども、私ども立案をした立場から申しますと、「具体的措置の内容の届出」とございませぬのは、これは決定を前提とした届け出でございませぬ。それから、「具体的措置の実施状況の報告」といふのは実施を前提とした報告でございませぬ。

したがういまして、この条文の解釈といたしまして、公正取引委員会が審決をする際に、命令の内容を決定する、あるいはその措置を実施するといふことを審決の正文に書かれるといふことは認められるといふふうに解釈しております。したがういまして、具体的措置を決定しないと実施しないという場合には、それはよほどの理由のない限り審決に従わなかつたといふふうに理解されると考へております。

○佐野(進)委員 公正取引委員長、いまの問題についてはどう御判断なさいますか。

○澤田政府委員 審議官の考えと同様でございませぬ。

○佐野(進)委員 そういうようなことについて公

正取引委員会は当然審査しなければならぬ。委員会の審査なくして審決違反の判断はできないわけではございませぬ。

ところで、この届け出規定では公正取引委員会については審査することができるようになつてゐるわけではございませぬが、企業が届け出た場合に公正取引委員会は受け取らざるを得ないといふことになるのか。公正取引委員会は、違反だと、そういうような形の中においては言えない場合もあるのではないかと、いまの問題に關連して公正取引委員会はいしは審議官の方からお答えをいただきたい。

○水口政府委員 この七条二項の問題は、先生御承知のように、届け出るのは具体的措置の内容でございませぬが、それは公取が決めるのではなくて事業者が決めるわけではございませぬ。したがつて、いわばソフトな措置であらうかと思ひますが、かといつて、公取の方としては、先ほど総理府の方からも答弁がございましたが、何と申しますか、その届け出の内容が誠意のないものであるといふような場合にはそれを直ちに受け入れるということではないで、いろいろと行政指導をすると思ひます。か、話し合いを通じて誠意のある中身のあるものにしたい、こういう願望を持っておるわけではございませぬ。

○佐野(進)委員 五党修正案によるところの括弧内削除、そしてまた字句の挿入といふ問題が結果的に今回は修正されて第二項の創設といふ形になつて新しい法律案として提案されてきたわけではございませぬが、先ほど来大変長い時間をかけて質問をいたしました結果、結果的に申し上げますならば、総理府の方の見解等によつてこの条項が字句を削除され、括弧内を新しい項に置いて設けたといふことの意味は、公正取引委員会がいままで行つてきた七条の権限に対して全然関係なく、むしろこれがいい方に活用されるというふうな説明については納得のでき得ない、釈然としない結論しか私どもは持ち得ないわけではございませぬ。

したがって、このことについては、公正取引委員会の権限を結果的に制約するもので、委員長、第七條の一項はそのまゝ行き、第二項において新しい情勢に対応してより積極的に運用することができるとの判断についても、先ほどの質問の経過の中でいささか心配をせざるを得ないというような答弁のニュアンスも承るわけでございますので、私は、この点については、当然第二項を削除し、五党修正案の方に影響排除を行うことができるという字句を挿入すべきではないかという見解をいまの質問においても持ち続けざるを得ないことになったという見解を表明して、この項の質問を終わりたいと思います。

次に、同調値上げの問題について質問をしてみたいと思います。

昨日の答弁で、委員長は、同調値上げが行われているという事実があることについては否定できないというように答えられておるわけでございまして、また、大橋審議官は、十八條の二の規定は、独占禁止法の今回の改正の中の規制措置としては一番弱いものであると述べられたわけであります。同調値上げは証拠なきカルテルを含めれば、今日きわめて重要な課題であることは言をまたないわけであります。そして、具体的な規制を独占禁止法の中に織り込むべきであるという主張はわれわれの考え方であるわけでございまして、政府答弁のようにこの規定が弱くても、規制を目的としたものであるとすればみずからの制裁的性格がなければならぬと考えられるということになっておるわけでございまして、その考え方について、この際、昨日の質問の経過を踏まえた上でもう一度お聞きをしてみたいと思うわけでございますが、公正取引委員長、総務長官の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○澤田政府委員 同調的値上げの問題に關します新しい規定の十八條の二を設けました趣旨等につきましては昨日もいろいろ申し上げたわけでありますが、現行四十條の「調査のための強制権限」は、公正取引委員会の職務を行うために必要がある

るときに行使されるものでございまして、「職務を行うために」と申しますのは、独占禁止法の規定の具体的運用に關する職務を言うところと解釈しておるわけでございまして。しかし、現行法のもとでは單純に同調的値上げの形をとっているという事実だけで直ちに独占禁止法上問題とすることはむずかしいのであります。

通常、四十條によりまして値上げ理由の報告をそういう場合に求めるということも必ずしも適當ではないと考へざるを得ないのでありまして、改正法案の十八條の二の報告徴収権の規定はそういう点を踏まえて考へられたものでありますと同時に、現行四十條の権限を縮小せしめるようなものではない、むしろ、こういう規定を新しく設けることによって形式的に同調的値上げの要件を満たしている場合にはすぐ報告の徴収という発動ができる、こういう規定であるというふうに解釈をいたしておる次第でございまして。

○佐野(進)委員 総務長官にお尋ねをしたいと思ひますが、そういうふうな考え方が一般的であるといひますならば、第四章の二に、四十條の二からなぜあえてこの項に移して新しい章をつくつてこれを入れなければならぬかつたのか、四十條の二として存在したものを十八條の二として新しい章を起こした理由はどういふところにあるのか、この際その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○藤田國務大臣 四十條の二に前に置いてあつたわけでございまして。第二次政府案でございまして、か、そのときには四十條そのものを拘束するといふふうな誤解を招きましたので項を新たにしたいといふことが一つでございまして。

もう一つは、やはりカルテルを強化いたしておりますし、また、高度寡占の状況に対する新しい条項も入つておるわけでございまして、そうすると中間部分が一つ抜けておるといふこともございまして。法体系をいたしましてはその中間部分が必要であるし、また、寡占の状況になつてゐる業種もあるといふこともございまして、この同調的

値上げというものに対しては国民の関心のあるところでありましてから新たに項を起こした、こういうふうに理解しております。

○佐野(進)委員 この項については、同調的値上げの問題については今日なお大變多くの議論があるが、この条項を削除したということについてはたまたま両方の見解が一致した、解釈は両方全く相反するけれども、四十條の二を削除するということについては見解が一致して五党共同修正がなされたというぐあいになつておる、私も私もまた私どもの立場において、この条項は四十條を制約するといふような形の中でこれを削除したわけでありまして。しかし、この条項がいずれの形の中においても復活したという意味は、その誤解されるされないといふ問題を越えて、やはり四十條を制約するといふぐあいに解釈せざるを得ないといふように私は判断するわけでありますが、その点については誤解といふ問題だけであるのか、あるいは事実上この項が十八條の二になつたことによつて全然問題がないといふぐあいに判断されるのか、これは公正取引委員長にその見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○澤田政府委員 先ほど申上げましたように、四十條の権限を制約するものではないと考へております。そして、十八條の二が設けられることによりまして、そこに掲げられております形式的要件があれば直ちに報告を求めることができるという意味におきまして、これは少し加えられたものの、昨日はプラスアルファと申したのであります。そういうふうに考へておる次第でございまして。

○佐野(進)委員 公正取引委員長、そういういたしますと、いままでの四十三條の公取の「公表」の規定でコストにかかわる公表を行つたことはいままで公取としてはございまして。これはプラスになつたといふような形の中で解釈するとすれば、いままでそのような措置を行つたことがございまして。

○澤田政府委員 コストに關しての公表はないと記憶しております。

○佐野(進)委員 新聞にコストの平均と最高、最低水準は出たことがあるように私は記憶いたしておりますが、このことについて公表されたことは全然ないという。そうすると、私の誤解でありますか。

○水口政府委員 後でよく確認したいと思ひますが、われわれはそれはないと思つております。

○佐野(進)委員 そういたしますと、ないといふ公取の正式な見解でありますから、私はあると理解いたしておりましたが、ないということであれば、これはここで議論をしても平行線をたどりましてから省略いたしますが、いずれにせよ、公正取引委員会の公表といふ形の中における条件が、この条項が持たれる形の中において制約を受けるということは全然ございせんか。公正取引委員長。

○澤田政府委員 公正取引委員会がその職務遂行上必要であると判断した場合には公表できるものと考へております。

○佐野(進)委員 たとえば、コストの問題についてもそうでございまして。

○澤田政府委員 企業の秘密に關するといふようなことになりまして、当然法規によつて制約を受けるわけでございまして、そういうものでなければ、公表して差し支えないものは公表できると考へております。

○佐野(進)委員 この項については、十八條の二をつくる形の中において四十條の項が制約を受けるから、これについては、その内容、手続等についてどうしても明らかにせなければならぬと私は思つております。

そういう形の中で質問をいたしておるわけでありますが、それでは念のために伺ひますが、四十條について、その調査権の位置づけについてはどういふようにされておりますか。昨日、集中度の調査などで四十條が発動し得るという答弁があつたわけでございまして、そのこととの関連の中で、

四十条の問題についても一度確認をしておきたいと思ひます。

○水口政府委員 現行法の四十条につきまして、先生御承知のように、職務を行うため必要があると行使されるものでございます。ただ、この規定は罰則によって担保されておりますので、公正取引委員会がむやみとこれを振り回すというところは適当でないと思われるかと考えております。

そこで、従来のような事例に対してこの四十条を発動したかということでございますが、やはり原則としてしましては、先ほど申しましたように、罰則によって担保されておるといふことも考慮いたしまして、独禁法の中の具体的な規定の適用に直接結びつく事項の調査を中心にしております。一番多いのは、たとえば第二十四条の二の再販関係につきましてもいろいろ調査を行うというのが、一番典型的でございます。

ただ、それだけではなしに、従来の事例といたしましては、管理価格調査に対して四十条を適用したという事例はやはりございます。

○佐野(進)委員 審議官にもう一度尋ねます。そういう事項は現在の四十条では十八条の二を置かなければ不可能でございますか。

○水口政府委員 ただいま私が申しました管理価格調査は、十八条の二を置くと置かないにかかわらず今後可能であると思ひます。

それで、問題は、いわゆる同調的値上げの調査でございますが、これが現行法の四十条でできるのかできないのかというところはいろいろ議論があるところだと思ひますが、公取としてはぎりぎり詰められればできるといふ見解をとっておりますが、やはりこういう調査は任意調査の方が適当であらうということ、実際には任意調査という形でやっております。

○佐野(進)委員 大橋審議官、あなたは先ほど来いろいろな形で立案者としての立場において答弁をいたしておられますが、第四章の二としてこの十八条の二を置いた形の中において、そ

の設置された意味がもっと積極的に一般的に理解され、そしてこの条項が効果あるものとして生かされるような条件は、これに何を加えたいかという判断をしますか。私は、これだけでは非常に誤解を生じ、かつまた四十条そのものを制約していくというぐあいに判断するわけですが、その点についての見解を明らかにしてもいいと思います。

○大橋政府委員 政府の立場といたしましては、現在の条文そのままでそれが十分理解されるようにしていけばいいというふうに考えております。

○佐野(進)委員 総務長官、この四十条の二を十八条の二として第四章の二を起した趣旨は、誤解を生じ、とかくの問題があつたから、これは削除したものを復活する意味において第四章の二に置いたというように言われておるわけですが、誤解を生ずる余地は、いままでの質疑の経過を通じても解消されておらないと思ひますのであります。

もしこれがそのままの形において積極的な意味を持ち得るものであるとするならば、この結果に對しての公表を、それも一定の時間、三月なら三月という形の中において、その理由について公表するといふ措置をつけ加える形の中においてこそその意味が理解され、その持つ効果が發揮されると考へるわけですが、この点についてはどうか。公正取引委員長ともどもお答えをいただきたいと思ひます。

○藤田国務大臣 現在では、その公表ということ、年次報告の中で国会に対して報告するといふふうになつておりますが、いまのお話では何か三カ月というふうな聞きえましたが、その三カ月以内に公表したらどうかという御意見でございますか。一個々の事案に対して公表していくか、一括して公表していくかという問題はございますが、四十三条は生きておりますし、これは何ら拘束するものではございませんから、個々の事案においてどうしてもやらなければならぬ、周知徹底せしめなければならぬということがもしありますれば四十三条でもってできるわけでございます。

ただ、同調的値上げとみなされたものが報告を出して、それをただ単に発表するということとはまたいたずらな誤解や不安を与えるものにもなりはしないかということもございまして、一括して年次報告という形にしているわけでございます。個々の事案について必要があれば四十三条でやる、こういう関係でやっていくものだと考えております。

○澤田政府委員 総務長官の御意見のとおり考えております。

○佐野(進)委員 時間も参りましたので質問について集約したいと思ひますのであります。時間がございせんので改正点の中で手続問題等に触れるわけにはまいりませんが、今回の改正の中においては、この八十一条の改正が公取の権限を弱めていくであらうということについては大方の方々が指摘しておるわけでありまして、したがって、この手続問題等を含め、今回の法律改正に際しましては、私もといたしましては、改正案提案に至る経過とともに不満を持たざるを得ない内容が多々あるわけでありまして、しかし、冒頭に申し上げましたとおり、この法律の成立を望む方々もまたたくさんいるわけでございます。私どもはよりよい内容にする形の中においてこの法律の成立を早期に望みたい立場に立つておるわけでありまして、

そこで、最後に質問をいたしたいと思ひます。ございまして、通商産業大臣、この質疑の経過を通じて、私も、少なくともこの改正が五党修正案の趣旨を大きく逸脱しないように、そして五党修正案を中心とした衆議院におけるところの満場一致の決議が生かされるように、この条文の解釈等についても五党修正案に近づけていきたいという願いを込めて先ほど質問をいたしておるわけでございますけれども、通商産業大臣として、冒頭に御質問申し上げましたとおり、この法案に対しては、閣議で決定したのだからやむを得ない、したがってそういう形の中でこれに対応するというところでなくして、今日の経済情勢の中で

日本経済が発展していく上にこの独禁法の改正は必要だという観点に立つて、修正を含む一切のこの法律成立に対する問題について積極的に協力をなさり、積極的に推進されるべきではないかと私は考へるわけでございますが、それらの点についての見解をこの際承つておきたいと思ひます。さらに、総理府総務長官に伺ひますけれども、この法案については冒頭に質問を申し上げたとおり、われわれとしてはこの法律が成立することに對して非常に前向きに對処いたしておるわけでありまして、先ほど、昨日の質問の中で一番最初の答弁と後の答弁との中で大きな食い違いがあつたといふことを申しましたら、それについては釈明をされましたが、成立をさせるために修正を含む一切の問題について柔軟な態度をもって積極的に對応していくという見解の表明がなければならぬと思ひます。その点についてこの際御見解を伺ひたいと思ひます。

○田中政府委員 いろいろと詳細に経過等をお話しいただきましてありがとうございます。私も、政府の一員としていたしまして総務長官と全く同様に行動いたしますから、どうぞ御安心いただきとうございまして。

○藤田国務大臣 所管の省といたしまして、この法案が全一致をもって国会で成立することを深くお願いをするものでございます。

○佐野(進)委員 公正取引委員長、前回の審議の際、高橋公取委員長は、この法律の成立のためには病軀を押して、まさに私どもが見るにたえないほど痛々しい状況の中において積極的にその所信を披瀝され、そして本法の改正に努力された姿が私どもはいまこの目の前に鮮やかに浮かんでくるわけでありまして、そういうような形の中で独禁法を改正する国民の要望にこたえたいという、その姿から今日もうすでに少なくとも二年たつていくわけですが、そのまる二年近い年月の経過の中でこの法律がまだ成立を見ていないわけでありまして。

午後零時八分休憩

われわれはこの法律を通すとき、附帯決議案をつけてこの法律に対して要望いたしました。その附帯決議案も本法が成立しない上においては全くの空文と化して、公正取引委員会の行政の上に反映されていないように私どもは判断いたすわけでありまして、しかし、この法律が成立する形の中において、一刻も早く実施されることを望む多くの国民の人たちの希望があるわけでありまして、これは比較いたしては大変失礼かもしれませんが、公正取引委員長の姿勢の中には、前委員長の執念にも似たこの法律成立に対する熱意というものがきわめて薄いように私は判断をせざるを得ないわけですが、先ほどの答弁の中においても見られました。本法の解釈をした上に立つて結論をつけるのはわれわれでありますから、常に総務長官と同じであるという形だけでなくて、少なくとも少しぐらいの食い違いがあってもいいのではないかと私は思っています。悪いことは悪い、いいことはいい、しかしこうすべきことはこうすべきだという判断を示す中でこの法律の成立に対して全力を尽くすべきではないだろうかというように私は感ずるわけでございますが、それについての見解をお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

午後零時三十九分開議
○武蔵(嘉)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林義郎君。

○林(義)委員 独占禁止法の改正案が、政府提案及び野党の方からも提案がございまして、野党の方の御提案につきましても私は拝見しております。これにつきましてのお考えもまた聞かせていただきたいと思います。お考えが、きょうはそこまでの時間がどう考えても足りないようでございますから、まず、政府案の方から質疑をさせていただきます。ことにしたいと思っております。

質疑に入るに先立ちまして委員長にお願いがあるのですが、本法案は五十年の国会におきましても審議がされました。私もそのときに質問に立つたわけでございますが、そのときには私は質問を留保にしてあるのです。私は留保にされたままで実はあの委員会でも採決をされたというようになりなりました。

そこで、本法案は経済憲法と言われるような大変重大な法案でありますし、当委員会として十分な審議を尽くしていただくこと、また、発言の機会を、野党の諸君だけでなくわれわれにも公正に与えていただくことを要望しておきますが、委員長、いかがでございますでしょうか。

○武蔵(嘉)委員長代理 理事会でそのような方向で十分同意を得ておりますので、配慮できると思っております。

○林(義)委員 この法案はこの前の全党一致のときの法案と変わった点もありますし、その後二年間の状況を見ますとずいぶん経済情勢も変わってきたし、あの五十年にやっとなような石油ショック、狂乱物価というような状態というものは二度と起こしてはならないということが日本の経済運営の基本だろと私は思うのです。そういう点で、これからの安定成長経済をどうしていくか

ということがこの独占禁止法の一つの大きな目標でありますし、そういう点から考えましていろいろと問題があると思っております。

第一に、その考え方ですが、総務長官にお尋ねしますけれども、これからの安定成長をやっていく場合におきまして、日本におきましてはビッグビジネス、大きな企業もありませんし、中堅企業もあるし、中小企業もあるし、零細企業もある。競争の原理が完全に働いてもらわなければならないのはやはり大きな方からでありますし、本場に零細なところを競争原理を働かせることによっていじめるといふことは、かえって全体の調和を壊すものであらうと私は思うのであります。アメリカのガルブレイスも言っておりますけれども、私はその説を全部とるわけではありませんが、独占禁止法こそは大企業に対して向けられるべきだという考え方でありまして、逆に言いますと、中小企業や本場の零細企業の人については、実際問題として、適用するところではなかなかこれはできませんし、中小企業につきましては中小企業等協同組合がありまして共同化をしていくというところが一つの大きな柱になっておるわけでございまして、そういう意味で全体としてのバランスをとった政策運営が必要だろと私は思うのであります。

この私の考え方について総務長官はどういうふうにお考えでありますか、御答弁ください。

○藤田(国)大臣 おっしゃいますように、競争に適さざる特殊の分野というものもあると思っております。また、もうすでに林委員御承知のとおりで、協同組合とかいうふうなものは除外例になっておりますし、ビッグビジネスがそういう競争を大いにやるべきであるということも当然だと思っております。

ただ、大きいから悪いんだというふうな考え方があるか一つはあるように思うのですが、それは間違いだと思っております。大きくなって安くてりっぱな物を国民に供給し、そしてちゃんとした新規参入も可能であるとか、弊害も出してないとか、こ

ういうことになれば、それはもう大きい企業は決して悪くはない。ただ、大きい企業は悪いことをする力があるわけですから、そういう意味においては、今回こういうふうな法案の改正によって悪いことを抑止するということは十分に意味があると思っております。

それから、もう一つ言わせていただければ、御質問にもなりましたが、好不況、景気のいいとき悪いときというように限らず、そしてまた政治の状況の影響を余り受けないで——こういうふうな経済憲法とも言われるようなルールを出していくのにはそういう影響を受けない方がよからう、かように思います。ですから、いま景気が悪いからそういうふうなものを出す時期ではないというお話も聞かれますが、それはそれでいいというふうな考えをしております。

○林(義)委員 質問のないところまで御答弁をいただきまして感謝しております。

実は、私は、この法律をずっと見ますに、今度独占的地位ということが入りまして、同調的価格の引き上げの問題が入っております。中小企業の問題がある。独占的地位で考えていますのはまさに高度寡占産業である。学者的に言うならばガリバー型寡占の問題をここでは取り上げてやっておるわけでありまして、ところが、寡占の弊害というものはガリバー型寡占だけではとどまらない。そのほかにもゆるる寡占の問題というものがあるわけでございまして、その寡占の問題についてメスを入れた考え方を示しているというふうにしたのがたまたま同調的価格の引き上げなどという形になっておりますけれども、これは本当は寡占対策だろと私は思うのであります。寡占でないところの産業間においてどういふ問題があるかといえは、やはりカルテルだろと思っております。カルテルについては今度は課徴金という形で規制を厳しくしていくというところであります。さらには、寡占でない、不当な取引制限によって規制をされるような以下のところ、そういう以下のところのいわゆる中小企業等協同組合をやっている

○澤田(政)委員 御指摘のような数々の過去のいきさつすべてを踏まえまして、この改正案の成立いたしますことを私は心から願って努力を続けておるのでございますが、人間の持ち味の相違につきましてもの厳しい御批判は甘んじて受けるよりほか仕方がありません。

何とぞよろしく御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○橋口(委員)代理 午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

くようなところにつきましてはやはり別の考え方を
する。これが今回の改正案の大筋だろうと思う
のです。

先ほど来の御質問を聞いていますと、四十条と
四十条の二との関係で何か議論があったようであ
りますが、私は、全体の考え方からすればいま申
上げたような体系になっている、すべての分野
において競争政策の貫徹を図っていくということが
独占禁止法なりあるいは政府なり国会の持つて
いるところの競争政策の目的でなければならな
いだろうと思うのでありますが、総務長官、いかが
でしょうか。

○藤田国務大臣 おっしゃるとおりでございま
す。太、中、小、また零細なところとあるにして
も、どこかに抜けるようなことがなく、一貫した
競争が公正に行われておるといふ状態が望ましい
と思ひます。

○林義典委員 そこで、まず中小企業の方からま
いりますが、独禁法の二十四条に「一定の組合の
行為」については適用除外をするという条文がご
ざいます。この各号に掲げである事項を読みま
すが、「一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を
目的とする。二 任意に設立され、且つ、組
合員が任意に加入し、又は脱退することができ
ること。三 各組合員が平等の議決権を有するこ
と。四 組合員に対して利益分配を行う場合に
は、その限度が法令又は定款に定められているこ
と。」という「要件を備え、且つ、法律の規定に
基づいて設立された組合の行為には、これを適用
しない。」つまり、独禁法の規定は適用しないとい
うことになっています。そして、「但し、不正な取引方法
を用いる場合又は一定の取引分野における競争を
実質的に制限することにより不当に対価を引き上
げることとなる場合は、この限りでない。」と書い
てあります。この一号から四号までの要件に該当
するのは中小企業等協同組合であります。これは
明らかにこれに該当する。そのほかにいろいろた
くさん組合がありますけれども、中小企業等協同
組合についてはこの要件に該当する組合である。

したがいまして、この二十四条のただし書きに書
いてあるようなことをしなければ中小企業等協同
組合は独占禁止法の規定の適用をはずすという解
釈だろうと思うのであります。

ところが、もう一つありますけれども、私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除
外等に関する法律というものが昭和二十二年十一
月二十日の日に法律第三十八号で公布されてお
りますが、この第二条によりまして「私的独占禁
止法第八条の規定は、左に掲げる団体に対して
は、これを適用しない。」となっており、その中に
「中小企業等協同組合」というのが入っているわ
けであります。本法の第八条の規定は「事業者団
体」の規定でございまして、その事業者について
は「一定の取引分野における競争を実質的に制限
すること。」となっており、以下、いろいろな制限
的活動をやつてはならないといふことが書いてあ
るわけですが、ここで、先ほど申しました
二十四条の規定は「不正な取引方法を用いる場
合又は一定の取引分野における競争を実質的に制
限することにより不当に対価を引き上げることと
なる場合」ははずすのだと書いてあります。適
用除外法の方はこれは全部ははずすのだと書いてあ
る。全部適用除外にすると書いてある。したが
いまして、その辺をどうするかといふことが法律論
として非常に問題になるところだろうと私は思
うのです。

そこで、その法律の解釈と同時に、中小企業協
同組合が行うようなカルテルについては、いまま
では、もしも価格の引き上げをするといふよう
な形になりましたらば二十四条のただし書きの規
定が適用されまして独禁法違反といふことにな
り、適用除外法第二条によりましてこれはいいの
だといふことになりまして、今度はカルテルにつ
いての審決とか審判とかというところではない、
中小企業については、もしも同じような違反事件
でありましたならば、やはり不当な取引制限をす
れば課徴金がかかるわけでありまして、
こういうふうにとらえても法律で二つの解釈

が出てくるところで、中小企業協同組合のカルテ
ルについては、課徴金については一体どういう形
で公正取引委員会がやっておられるのか。これは
総務長官でも結構ですが、解釈の問題ですから公
取の方がいいのかもしれないが、公正取引委員
会の委員長から、その辺をどういふふうにする
のか御答弁いただきたいと思ひます。

○澤田政府委員 いまの御質問の点につきま
しては、規定の事実はおっしゃるとおりでござい
まして、独禁法第二十四条におきましては「た
だし書き」と同様の制限が働くものと解釈をいた
しまして、中小企業協同組合の組合員による価格
協定は同条ただし書きに該当しない限り独禁法第
八条の規定は適用されないという解釈をいたして
まいっております。

ところが、いまの御質問にもございましたよう
に課徴金というふうな問題がここに起こつてま
いりました。従来もこういうふうな方針の
もとに運用はしてきまして、実際には独禁法第
二十四条ただし書きが適用された事例はござい
ません。ございませぬが、今後どうなるかといふこ
とを考えると、課徴金制度が新設された場合に
は、中小企業協同組合の組合員による価格協定に
対する独禁法第二十四条ただし書き及び適用除外
法第二条の規定の適用に当たりましては課徴金が
課されることになるといふ、そういう事実にかん
がみまして、この運用については従前にも増して
一層慎重に臨まなければならぬと考へる次第で
ありまして、従来これが適用された事例はござい
ませんけれども、なお一層慎重に臨まざるを得な
い。

したがいまして、実際には中小企業協同組合の
組合員に対して課徴金を課することは困難であ
る

う、まずそういうことはむずかしいのではない
か、課されない扱いにせざるを得ないのでないか、
こういうふうにとらえておるわけではござい
ません。

○林義典委員 中小企業協同組合の不当な取引制
限については課徴金を徴収することは困難である
といふふうな御答弁でありまして、昭和五十一年
に一つの事件がありまして、富山県の生コンク
リート協同組合の事件があったわけですが、この事
件は生コンですから、販売価格を協定してやら
なければ過当競争競争になつてどうにもならない。
大手の生コン業者もあるし、協同組合でやつて
いるところの小さな業者もある。大手の二社と協同組
合とが価格の協定をいたしました。それは大手の
二社と協同組合とがやつたならば、これは明らか
に相当大きなところでありまして、これは不当な取引
制限として追及をして結構だと私は思ふのです。
ただし、同時に、たまたま協同組合の傘下の非常
に零細なところまで皆その価格でやれと言つたも
のですから、それがひつかつてしまつたといふ
ような事例がありまして、これについては大きな
ところと協同組合との間の協定及び協同組合内
におけるところの協定すべてについて破棄判決が出
ているのであります。協同組合内の問題について
は、実は、学者の間ではこの判決は少し行き過ぎ
であるといふふうなことを言つておられますか
ら、私は、やはり、協同組合内のものはいまい
たような形で課徴金を取るのは少なくとも抑える
とか、ないしは立件できないという態度を貫いて
いただきたいと思ふのです。とかくいままで解釈
がはつきりしていなかったところとございまして
から、私は念のためにこれを申し上げたような次第
でございまして。

それから、取引制限の問題でお尋ねしたい点
がまだ四点左右ありますが、ちよつとこれはおき
まして、今回の改正で、先ほど総務長官から御答
弁がありましたが、現在の経済状態を見ますと大
変な不況であり、景気の回復を図ることが第一で
あると言われておりますが、特に不況業種と言わ
れておるところは大変なことをやらなければなら

ないというふうに思うのです。そこで、産業政策担当官庁であるところの通産大臣にお尋ねをしたのですけれども、安定成長下におきまして競争政策というものを貫徹していかねばならない場合においては、業種間のアンバランスというものは当然出てくるだろうと思うのです。肥料であるとか、平電炉であるとか、そういったところは大変な不況に見舞われるでありまして、また、溶解バルブなどというものも相当なウエートは占めておりますが、これもまた大変景気の悪い業種である。いろいろな業種があります。ところが、一方では景気のいいところもあるわけでありまして、日本全体としては景気、不景気というものがいろいろな形で跛行的に行くとがやはり経済の実態だろうと私は思うのです。

そして、そのときに考えなければならぬのは、言われているところの協調的な寡占、ビッグビジネスが見えざる手によって結ばれるというところについてやはりメスを入れていくということが問題だろうと私は思うのです。実は、協調的な寡占、競争的な寡占ということを言ひ出したのは経済白書であります。昭和四十年の経済白書の中にはっきりそういった考え方が出てくるのです。その経済白書の中には、寡占だからといって悪いわけではない、寡占は非常に競争的である、実は、寡占産業間においてシェア争いが相当激甚であつて、シェアが非常に動いておる、それから技術革新というものも相当にある、それから新規参入についても相当活発に行われている、これが日本経済の実態であるということを言ったのが昭和四十年の経済白書であります。

日本の経済、日本の産業の実態について通産大臣は一体どういうふうな御認識を持っておられますのか。これから経済成長はだんだん減速してきます。かつての一〇%以上の経済成長を果した状態と違つて六%の成長になります。そういう状態においては企業間格差というものの矛盾は相当顕在化するでしょうし、国際経済におきましてもまたいろいろな問題がある。そういうように国

際経済でも問題がありますし、日本は国際経済と非常に深いかわり合いを持ってこれから経済運営をやつていかなければならないのでありまして、条件としては、国際的な環境を考えますならば、むしろ大変競争が激化していく状態だろうと私は思うのでありますが、そういった状況なのかどうかという点につきまして通産大臣の忌憚のない御意見を承りたい。

○田中事務大臣 林先生にお答えいたします。

ただいまの御質問は、ただいま御審議いただいております御質問の問題と離れまして、産業政策全般の私に対する御質問だと考えますが、お説のとおり、ただいまの国際競争というものは激甚をきわめておると申しても過言ではございません。その中におきまして日本経済が、アメリカ、西独、日本の三者によつての国際景気の回復をねらい、また、国際競争間におきましても今後ますます提携し、緊密な姿において国際競争を扱つていかなければならぬと同時に、また、激しい競争もあるわけでございますから、さうな関係から申しまして、われわれといたしましては、産業政策懇談会を設置いたしまして、かねてからこれらの問題につきまして慎重に検討を加えてまいつたのでございます。さうな次第で、この集中度の高い産業におきまして今後のあり方につきましてまたいろいろと方途を講じなければならぬ、かように考えております。

さうな次第で、私どもの寡占度に関する国内的な反響というものを考えてまいります場合に、企業に対する活力を与え、そして国内産業の景気を回復し、守つてまいるというふうなことから申しまして、さらにまた国内的には物価の問題がどのような傾向をたどるだろうかということも考え、特に、通産省の寡占と物価の問題についての検討並びにその寡占が必ずしも高物価を誘致するものではないという点におきましての国内経済に對します貢献度というものにつきましては、過般統計をもつて発表いたしましたような次第でございます。

さうな意味のことを申し上げて先生の御質問に對するお答えといたします。

○林(義)委員 提案者は総務長官でしようから、総務長官にお尋ねしますが、今度の改正で、独占的狀態及び寡占対策として譲渡命令というものをやつていますが、基本的な考え方としては、いわゆる寡占産業というものをどう考えるかという問題だと思ふのです。これは公正取引委員会の委員長にも後で基本的な考え方をお尋ねしておきたいと思ふのですけれども、寡占産業というものは、国際競争を通ずるところの外貨獲得、技術開発によるところの新しい雇用の創出、新製品や品質改善によるところの消費者利益の向上、スケールメリット追求による消費者、関連産業への合理化、利益の提供、海外資源開発や安定輸入のリスク負担等々をめぐつて、経済的にはメリットのある企業だと思ふのです。

〔武藤(嘉)委員長代理退席、山崎(拓)委員長代理着席〕

しかしながら、いろいろと弊害があるからその弊害を直そうというのが今回の独占禁止法の改正だろうと私は思うのです。したがって、具体的にこのことで言つていただいた方がよいと私は思うのです。というのは、言葉で言うよりは、たとえばビールであります、ビールは、麒麟麦酒が御承知のとおり大変高い寡占度を持っています。朝日麦酒、サッポロビールと競争してやるわけですが、競争こそが独占禁止政策の根幹でなければならぬと私は思います。ビール会社というのは、朝日麦酒も徹底的にサッポロ、麒麟に對して競争していくことが望ましいことである。シェアが五〇%を超えたからもう余り競争しないので適当にやつて、中で重役になくさん給与を払つたりむだな広告を出したり何かするということは国民経済的に見たらきわめて望ましくないことだと私は思うのです。したがつて、麒麟麦酒のようなものが競争して、シェア率がたとえて言うならば九五%になつても競争してもらつた方がよいのだと私は思うのですが、そういった考え方であつて

おられるのか、いや五〇%を超えたらいかぬからおまえはもう余り競争するなとおしやるのか、その基本的な企業に對する考え方について総務長官はどういうふうにお考えになりますか。

○藤田事務大臣 先ほど御質問がなかつたことにお答えしましたときに、大きいことは悪いことではないと申し上げたのはその答えの一つであらうと思ふのです。個々の商品名を出すことはお許し願ひたいのですが、その企業のシェアを、優秀な技術をもつてよい品物を安く販売するがためにどんどん高めていった。そうしますと、同種の他の企業といろいろな問題が生じてくるかと思ひますけれども、しかし、これはやむを得ないことだと思ひます。

ですから、先ほど一言で言ひました大きいものは悪いことではないのだという考え方が根本になつておられます。

○澤田政府委員 基本的にはいまの総務長官のお話と同様でございますが、競争の維持、促進というものを産業のあり方の基本として考えますときに、行政のたてまえから申しますと、公正にして自由な競争の結果寡占体制が進み、あるいはシェアが非常に高まる企業が生まれるということは、それ自体悪いというものではない。しかし、大きくなり、寡占体制になりますと、かく弊害が起つてまいるといふことでございまして、その弊害を起さないようにすることがまた独占禁止法の目的にかなうゆゑんでございまして、そのメリットを十分にかみ分けた立法なり政策なりが必要である、かように考えるわけでございまして。

○林(義)委員 そういつた意味で、停滞的な寡占という大いに非難をされていかなければならないと私は思ふのです。停滞的な寡占というのは、有名な例はアメリカの鉄鋼業でありまして、アメリカの鉄鋼業というのはUSスチールを中心として伸びてきた。しかし、操業度五〇%ぐらいになりましても依然として価格のつり上げをやろうというふうな話があつたわけでありまして、もしも日本でそ

ういうふうな状況があったならば、これは追及していかねばならない問題だろうと私は思うのです。

これは通産大臣にお尋ねいたしますけれども、そういうような状態というものがいまの段階として一体あるのだろうかどうだろうか、そういうふうな競争的でないところの企業があるのだろうかどうだろうか、あるいはそういう企業群があるのだろうかどうだろうか、その辺につきましまして通産大臣、御所管の産業の範囲で結構でございますから御答弁ください。

○濃野政府委員 お答えいたします。

先ほど大臣の御答弁にございましたように、これからの新しい経済成長の中で、減速経済下でいろいろ問題が起こってまいりますが、そのうちのいわば産業組織の問題の一つといたしまして、寡占の問題というものは、産業政策の上からも私どもも非常に大きな関心を持っておりまして、昨年以来いろいろ勉強を続けてきておりますが、ただいまの先生の御指摘のような意味で、私どもの所管する業種の中で、いわば協調的な寡占といま先生がおっしゃった言葉、いわゆる寡占の弊害が現実にあられておるといふような業界はいまの感じではないというふうに私は考えております。

○林義委員 もう一つ通産大臣にお尋ねいたしますけれども、大企業の社会的責任といふことがよく言われておるわけですが、大企業の社会的責任といふことは独占禁止法の問題とは決して無関係な問題ではないと私は思うのです。特に、これは、単に製造業なり商社以外にもいろいろ問題があるだろうと思ふのです。今回出されたような問題以外にもいろいろ問題があると思ふは思ふ。たとえて申しますと、建設業界が大変に不況であるというふうな話が一時いふ言われまして、いまは大幅改善されてきておりますが、公共事業に深くかかわっているところの大建設会社や下請企業を非常にいじめたのではないかと、という話もありましたし、そういうような大企業と下請との関係をどういうふうに直していくか

という点の問題もあります。

それから、当面金利の問題が出ておりますけれども、金利というものは、公定歩合を中心にして、まさにこれこそ同調的に動いておるわけでありまして、しかも、銀行というのは相当高い利潤を上げておることも事実であるし、一方で、店舗を新しく出すということになれば非常に高価なサービスを出し、預金に行くといふいろいろなサービスなどをくれるという形で、少し行き過ぎたサービスではないかという点も社会的な問題としては当然に考えていかねばならない点だろうと私は思うのでありまして、そういうような点もこの独占禁止法の改正とともに近い将来において取り上げていかねばならない大問題だろうと私は思うのです。

いまの親企業と下請との関係なんというの、まさに下請代金支払遅延等防止法をどうするかという問題でありまして、銀行の店舗の非常な華美さを規制するとか、銀行がマツチを配ったりなんかするようなことを抑えていくのをどういうふうにしてやるかといふことは、銀行といふものはやはり大企業でありますから、そういう意味での社会的公正といふものは、これからは単にこの問題にとどまることなく追及をしていかねばならない問題だと私は思うのですが、この辺につきまして、両大臣がおられますから、両大臣から簡単に結構でございますから御答弁ください。

○田中事務大臣 お答えいたします。

これは自然な人であるといふと法人でありまして、一定の制限といふものには社会的あるいは国家的なものがあつて、過度の自由といふものは、あるいは社会的な混乱を招き、あるいはまたその相互間の非常な不当な事態を招き、ひいてはみずからを滅ぼすといったようなことがあるわけでありまして、憲法にも、自由であるいは権利の主張といふことには、その間には社会、公共のための一定の限界があるわけでありまして、その個人の自由をいまして、さらにはまた法人の自由をいまして、同様であるといふと存じます。さら

に、また、これは国内問題だけではなく、国際的な協調といふことから言ひまして、これが過度になりますればエノミツクアミナルと言われるような国際的な指導を受けることもあるわけでございます。かような一つの考え方は、やはりそこにはあくまでも協調と連帯といふ問題が哲學的に横たわつてございまして。

いまの大きな法人の活動が、金融業といひ、製造業といひ、建設業といひ、その他いろいろの業態にわたつたとしても同様の一つの理念といふものがあるわけでございます。その間をいかに制約し、国家的あるいは国際的な道義に尺度を置きまして秩序をいかに守つていくかといふことが国家権力あるいはまた行政組織の活動でなければならぬ。非常に概括的に申すならばさうな気持で産業行政ならその他の一般を律すべきものであつて、かように考えております。

○藤田国務大臣 ただいま林先生が言われましたように、この際の独占禁止法にかかります問題以外に多くの問題があるといふことはおっしゃる通りでございます。

○林義委員 委員長にもお願いをしておきたいのですが、先般、五十年の国会でこの法案をやりましたときに、参考人と呼んでいろいろ意見を取り上げましたが、今回もぜひいろいろ参考人と呼んで十分な意見を聞いていただくことを私は要望しておきます。

○山崎(拓)委員長代理 林委員の御要望につきましては、理事会で諮らさせていただきます。

○林義委員 五十年のときの参考人の意見の中で、今回のような問題は、本来は寡占規制法といふようなものを別にたつて別に考えなければならぬといふ御意見を、独禁法の学者としても非常に権威のある方が述べられたのですが、諸外国の例を見ましても、この寡占対策といふものは非常に簡単ではないのが実情だと私は思ふのです。たとえばアメリカでは有名なハート法案といふものがあつておりますが、これは構造規制を内容とするところの法案であります。たしか五十年

年に私がアメリカへ独禁法の問題で調査に行きましたときでも、出ただけで十年ぐらひはちよつと通る見込みがないだらうといふふうに言われまして、なせ通る見込みがないかといふと、やはりいろいろな企業のところから反対があつてどうにもならないのだといふのが実は提案者の意見でありました。ところが、アメリカでは独禁法といふものは非常に運用されていまして、まさに国民のものになつておるわけでありまして、司法省とFTCとがいろいろとやっております。と同時に、アメリカでは民事訴訟、独禁法に基づくところの損害賠償といふものが非常に使われて、それによつて競争政策の維持、競争原理の維持といふことがやられておるわけでありまして、西独でも、市場支配的企業の推定基準といふものを設けて乱用行為を規制しておりますけれども、これはカルテルと競争省とが一体になつてやっておりますことでございます。西独の場合には社会民主党という政党がやっております、いわゆる計画された市場経済といふ形の運営でございます。

そういう形で各国ともいろいろとやっておりますけれども、今度、こういう市場の構造規制といふか、そういったものを独禁法に取り入れた方がよかつたかどうかといふことは依然として将来の問題であり、また、学者の間でも議論のあつてい問題、またあるような問題だろうと私は思ふのです。そういう問題を踏まえてこの独占的地位ないしは寡占体制の問題についての議論を進めていかねばならないだらうと私は思ふのです。そこで、構造規制と言われ、あるいは企業分割と言われるところのいわゆる独占的地位の問題に入りまします。まず、第一に、事業分野といふ考え方があつて、そしてこの中に「同種の商品」といふ言葉を使つておられますし、それから「市場構造」といふ言葉も使つておられるわけでありまして、先ほど来申しているように、これらのすべての問題は競争政策の観点からとらえていかねばならないと私は思ふのです。それで、この「独占的地位」が適用されるであ

ろうところの業界というのは九業種であるということが五十年の国会のときに出ておりました。この九業種をどうして選んだのかということが一つの大きな問題だと私は思うのであります。公正取引委員会は集中度調査というものをやっておりますが、どういふふうな形で九業種というものをその中から抽出してこれたか。業種の数というのは無制限でありますし、標準産業分類、通産省の工業統計を使うものではたしか二千ぐらゐると思うのですが、それをどういふふうな形でその分野なり商品というものの分類をまずしておられて、それをどういふふうな形でしぼってきて九業種までにしてこれたのか。その辺の説明をまずしていただきたいと思うのです。

○水口政府委員 御説明いたします。

おっしゃる通りに品目が非常にたくさんあるわけでございますが、御承知のように、公正取引委員会におきましては従前から生産集中度調査を行っております。それで、この生産集中度調査の一番新しいのは昭和四十九年分に関する調査でございます。この調査では多くの品目の中から主要なものを選びわけでございますが、昭和四十九年分におきましては、品目にいたしまして四百四十四品目にわたって調査を行っております。

ところで、独占的地位は御案内のように市場占拠率が一社で五〇％、二社で七五％超というところでございますので、この四百四十四品目の中からこういう市場占拠率に該当するようなものを選び出したわけでございますが、それが五十三品目でございます。

ところが、むずかしい問題がございまして、この五十三品目というのは工業統計表の中の単純な品目でございますが、この「独占的地位」の定義規定を読んでみますと、「一定の事業分野」といふような定義がございまして、この「一定の事業分野」というのは、少しくどくなりまして「同種の商品」というのがまず書いてありまして、その「同種の商品」の中に、「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えるこ

となく供給することが出来る商品を含む」といふふうになっております。まずそれを加えなければならぬ。その二つを加えたものが「一定の商品」でございます。その一定の商品に係る事業分野が独占的地位に言う「事業分野」でございます。

さらに複雑になっておりまして、五百億円といったような計算をする場合、あるいは七五％、五〇％というような計算をする場合には、そのほか「機能及び効用が著しく類似している他の商品」も加えて考慮することになっております。そういうことでございまして、まず、この括弧内に書いてあるそういう商品とは何か、類似商品とは何か、そういうことを決めませんとなかなか算定ができません。御説明いたします。

そこで、公正取引委員会といたしましては、一応試算ではございまして、今回の改正法案に書いてあります規定のつとめて分類をし直したというところでございまして、そして事業分野の分類をし直しまして、その上で改めてさらに五百億円を超え、かつ一社で五〇％、二社で七五％以上の、いわゆる形式的な要件に該当するものがどうなったかというのを暫定的に計算しましたところ九業種というものが残った、これが九業種を試算いたしました経緯でございます。

○林(義)委員 これは聞いてもなかなかわからないうと、聞いておられてもよくわからないことだらうと思うのです。恐らくはかの先生方だつと、聞いておられてもよくわからないことだらうと思ふのです。むしろそこから入っていく議論と、これは公正取引委員会がガイドラインを出してその辺をやる、こういうことになっておりますから、そのガイドラインをいつ出していたのか。やはりそれがないと、いまの説明ではこれを審議してもなかなか商品がどうだ、事業分野がどうだというのを一々やってもいいですよ。やってもいいけれども、品目的に全部洗った、それだけで四、五時間かかるだらうと思ふのです。ですから、まずガイドラインを出して

もらって、そのガイドラインがどうだということ

で議論をした方が審議の促進のためにも役立つのではないかと私は思います。

いつごろそのガイドラインを出していただけるのですか。自民党でやりましたときには、早急にやると、もうあしたにでもやるようなお話だったのですが、まだ出されませんが、いつごろ出されますか。

○水口政府委員 お説のように、たとえば自動車業界一つとってみても、二輪車と四輪車が一緒になるのかとか、乗用車とバス、トラックはどうだとか、いろいろな議論があるわけでありまして、世間にはいろいろ不安を持たれる向きもある。それで、こういう問題についてはやはり基準と申しますか、あるいはガイドラインと申しますか、そういうものを一つつくった方が親切であらうというところで、公正取引委員会といたしましては、そういうものをつくるつもりでございます。

それで、いつつくるかということでございますが、こういったガイドラインというものの性格上、法律ができていないのにガイドラインをつくるということとはどうかと思ひます。従来も公正取引委員会のガイドライン的なものはいろいろございまして、これはいづれも法律に基づくガイドラインでございますので、今回の改正法が成立いたしました後に速やかに、それも各関係者の意見を十分お聞きいたしました上でガイドライン的なものをつくりたい、こういうふうな考えております。

○林(義)委員 ガイドラインそのものはそうかも知れませんが、やはり、ここで議論をするときには、どこまで入るのか入らないのかというのは、案ぐらい出してもらってもいいと思ふのです。案も出せないというんじや、それなら私は品目を挙げてこれは全部やります。それでなかつたらこれは議論できないじゃないですか。

○水口政府委員 正式のガイドライン的なものは、やはりたゞいま説明いたしましたような理由で、法律が通った後でないといふことはむずかしいかと思ひます。したがって現段階では、将来

そのガイドラインをつくることに備えての事務局としての試案と申しますか、そういうものは一応まゝとめてはございますが、しかし、これは、率直に申しましてわれわれも商品学にそれほど詳しいわけでもないでございまして、あくまでも試案といった程度のものでございまして。

○林(義)委員 やはり、その試案を出してもらわないと議論がなかなか進まないと思ひます。たとえばいま自動車の話がありましたから申します。トラックと建設機械用のトラックの二種類ありますが、建設用のトラックだけでしたら明らかに寡占業種になっていると私は思ふ。第一社のシェアが五〇％以上だろつと思ひます。第二番目を入れたとしても七五％以上は完全に突破しているだらうと思ひます。大体一台の値段が一千万円くらいであります。今度は農業用のトラックも、そのものだけとらえて言うならば、第一社と第二社を入れますと七五％以上のシェアを持つてゐるだらうと私は思ふのです。

しかし、トラックはこの前出された九業種の中に入っていないといふことは、恐らくトラックというものを一緒にされるということと考へておられるんだらうと思ふのです。つくる場合も、一千万円のトラックと百万円のトラックとではつくる工作機械もみな違ふであらうし、なぜこれを一緒にしなければならぬのか。ここには「通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することが出来る商品」と書いてある。商品として果たして同じ施設でつくるということがあるのかどうか。それからもう一つのことと言ひますと、「機能及び効用が著しく類似している他の商品」である。機能、効用は違ふんだらうと私は思ふのですが、これはなぜ一緒にしたのか、私はよくわからない。私がたつた一つだけたえて申しましてもう一つの問題があるのです。何ぼでもしやべれと言へば何ぼでもしやべりますが、これは一体どういうことになるのか。

そのガイドラインをつくることに備えての事務局としての試案と申しますか、そういうものは一応まゝとめてはございますが、しかし、これは、率直に申しましてわれわれも商品学にそれほど詳しいわけでもないでございまして、あくまでも試案といった程度のものでございまして。

それから、また、この前ブリキというのが出ておりましたけれども、産業分類、工業分類によりまして、ブリキというのは御承知のとおり薄板に特殊加工したものであります。ブリキのシェアがどうだこうだおっしゃるが、鉄鋼業をとらえたならば、やはり鉄鋼、棒鋼、何からずと始まつたその方が生産高も多いし、そこでブリキをとらえればならぬかという理屈も、これまたわからなれないかと思つて、ブリキはかん詰め用かんに使用されるわけでありまして、むしろ代替商品というか、類似の商品として出るといふことならば、アルミ産業、アルミの板というものを製かん用に使ふことがふえてゐる。それからこのころはステンレススチールというようなものも出てきてゐる。やはりそれと一緒に考えなければならぬのに、なぜブリキだけを取り上げてやつてゐるのか。

これは正直申し上げて、この説明はなかなかむずかしいと思つてゐる。したがつて、どういふふうなガイドラインをそこでおつくりになるのかといふことはつきりさせてもらわないと、どこが入つてどこが入らないかといふことがはつきりしない。とてこの審議はできない。私は思ふのですよ。全然出さないと云うんだつたら、私は一つ一四品目ぐらゐ全部当たつてやります。それでなければそれで結構です。御答弁をください。

○水口政府委員 まことにむずかしい問題でございます。いま先生の方から、一つはトラクターの話が出ましたのでこれを申し上げますが、トラクターの中に農業用装輪式のトラクターとそれから装軌式のトラクターがございますが、われわれの方といたしましてはこれは同種の商品と解釈をいたしまして、トラクター製造業の中に入れてゐるというふうな、暫定試案ではございますが処理をいたしております。しかし、くどうございますが、これが決定といふことではございません。もちろ

ん法律が通つた曉に、さつき申しましたように専門家の御意見もよく聞いて、それで決定をしたいというふうな考へております。

それから、ブリキの話が出ましたが、これもやはりわれわれ素人考えかもしれませんが、ほかの普通鋼とかいふたものとは事業分野がや異なるのではありませんかと思ひます。会社等をいろいろ見ましても、ブリキはブリキで特殊の会社があるやうでございますし、今回の法律に当てはめられた場合に、普通の普通鋼等とは別にした方がやゝりいいのではなからうかと思つております。いろいろ御意見はあらうと思ひますが、現段階ではわれわれの方ではさう考へておる次第でございます。

○林(義)委員 公正取引委員会の委員長にお尋ねしますが、これはやはり出していただかないと困るんじゃないかと思ひます。一つ一つやつてもいいのですが、やはりある程度までの――九業種にどうしてなるのか、また、これでやるのかといふことでしよう。ガイドラインをつくるという話は、ガイドラインをやはりつくつて、そのガイドラインに合つたものについては公正取引委員会はいろいろやつていきましよう、ガイドラインに入つていないものについては一応は独占的狀態の問題には手を触れないといふやうなことであつて、そのガイドラインを今国会に出したから、これで永久千古不磨の大典のごとく何品目にしろなどとは私は言ひません。経済状態は変わつてきますし、産業構造も変わつてくるのですから、かつて盛んであつたものがだんだん落ちぶれてきたり、これから新しく出てきて、その業界の中でも、一つ一つの業種の中で一つの企業が非常に寡占度を高めていくといふやうなことはまたいろいろあるだらうと思ふ。そういうことはありますけれども、そういうガイドラインはやはりつくつていかないと、また、その考え方がどうだといふことではない、これはなかなか議論できないと私は思ふのです。

もしもどうしてもそれを出さないと云うのでしたら、しょうがない、一つ一つやつていくことを委員長にお許しただかなければならぬと思ふのですが、まず、公取委員長の方から御答弁ください。

○澤田政府委員 非常にむずかしい問題ですが、大事な点のお尋ねでございます。先ほど審議官から、いわゆる九業種にしようとしたプロセスを御説明申し上げたわけでございますが、こういつたやり方の一つの基準をさらに詰めてつくつていかなければならぬわけでございます。それによつて果たして九業種が該当するののか、あるいはもう少しふえるのか減るのか、そういう問題をこれから詰めていく段階でございます。そのための基準と申しますか、ガイドラインについて、私もこれは正式には法律が通つてから各方面の意見も聞き、また専門的知識も参考にして決めるべきものでございませうけれども、いま内部で全然やつていないといふものではございませう。暫定的なものとして検討しておりますので、その程度のもので御参考になり、審議をお進めになるのに資料として役立つのでございませう。これはお示しして差し支えないと考へております。

○林(義)委員 私は、先ほど申しましたやうに、これは千古不磨の大典のやうなものではないと思ふのです。やはり刻々と変わつていく経済状態に合つたことだらうと思ひます。先ほど私がお話し申し上げたやうに、いまの九業種だけではどうしても説明がつかない点がたくさんあると思ひます。それから、そういうものをい出してでもやらないと、この事業分野の問題は一つの物の考え方でありまして、競争がそこにおいて行われ、それで今度あとそこに対する新規参入がどうなりまうかと、あるいは各商品がどうなりまうかといふやうないろいろな話にみながつてくるわけでありまして、この基本がぐらぐらしてゐて、いやこつちだとかあつちだといふやうな話では議論できないと私は思ふのです。

もう一つ私は申し上げておきます。ピアノと

いうのが確かにこの前には入つてゐたが、ピアノとオルガンとはなほ同種の商品ではないのか。オルガンを入れたら大分変わつてきます。いま値段が違ふからだといふ話をされましたが、値段が違ふんだつたら、私はもう一つ申し上げておきますけれども、この前の資料ではビールとウイスキーとはそれぞれ別々に出てゐます。皆さん方大変お酒もお好きでありますからよく御承知でしょうけれども、ちよつと飲みに行つたときにビールにしますかウイスキーにしますかといふことはよく言われるので、これは飲む方からすれば、はつきり申し上げて効用はさう違ひないのです。それで、ビールとウイスキーをなぜ一緒にしてはいかぬのだといふやうな議論があると思ひます。同じアルコール飲料だし、アルコールの度数もそんなに違ひない、それならば清酒も入つていいじゃないか、しょうちゆうも入つていいじゃないかといふ、こういうやうな話です。

それから、もう一つ言ひますと、今度は逆の場合ですが、ウイスキーでもいろいろあるのです。高官の方が飲まれるやうな高いスコッチウイスキーなどは余りお飲みにならないと手を振つておられますが、これは二千五百円から、高いものはずいぶん高いものがあります。日本でもサントリーのマルというやつがあります。普通に飲むやつですね。あれは二千二百円あります。実は、あの丸ピンを出してゐるところの市場占拠率が非常に高いのです。あの丸ピンというのは非常によく売れてゐますし、高い。ところが、ウイスキーといふのはあれだけじゃないのです。千円ぐらゐでもウイスキーは飲めるのです。N社といふか、ニッカのブラックというやつがあります。このブラックの方が占拠率が高いのです。非常によく売れてゐるのです。もう一つ下のやつでトリス何とかというやつがあります。三百円から五百円ぐらゐのやつですが、この辺になりますと三葉何とかという方が実は市場占拠率が高いのです。

二千円のものとか三百円のものと同じ商品であ

るということはないという議論もできます。まあ、たまたま同じような商品として、果たして同じかどうか。しかも、製造工程も、二千元以上三千円もするものものと三百円ぐらいのものとはおのずから違うわけでありまして、合成アルコールを入れたりしたものや外国からいろいろな原料を持ってきたりなんかするやつと違うのですよ。一定の事業分野というものを決めるのですから、その辺の考え方、商品の範囲というものがどの範囲だということをはっきりしておかないと、後で市場占有率がどうなりましたとか、あるいは新規参入がどうなりましたとか、いろいろなことを行うときに非常に違うのです。

私はいまウイスキーの例を申し上げましたけれども、ウイスキーの例について公正取引委員会事務局はどういうふうに判断しておられますか。

それでは、もう一つ例を言いますと、三百円のウイスキーで申しますと、三百円のウイスキーになりまして、このごろはウイスキーと同じような蒸留方法でやっていますのはしょうちゆうであります。しょうちゆうがいま大変売れてき出しているのですよ。あれはなかなかいい飲料であります。そうしますと、並みのクラスのウイスキーとしょうちゆうとはまさに競合商品ではないか、類似商品だということも効用その他の点から言えるだろうと私は思うのですが、その辺はどう判断されるのか、この辺についてはどういうふうになつてゐるか、その考え方を尋ねたい。

それから、いま申し上げましたようなこともありまして、私は委員長に再度お願いしますが、暫定案でも結構です、澤田公取委員長私案というようになつても、あるいは事務局の案というようになつてもいいですから、できるだけ早く当委員会に大体の考え方を示していただきたい。そのうち、これはやり出したら、五十何品目というものは全部五百億円以上、一社集中度五〇%以上、二社累積集中度七五%以上という中に入ってくるだろうと思うのです。もっとたくさんの業種が出てくるかもしれないと私は思いますので、あ

えてこれはお尋ねをしておきます。

○澤田政府委員 先ほど申しましたように、確定的なものあるいは各方面の意見を聞いて基準を最終的に決めるというところは現段階ではむずかしいのでありまして、法律が通りましたから十分検討し、各般の意見を聞いて決めるべきものと思ひますけれども、現在も法案の御審議と並行して私どもの方で検討しているということを申し上げましたが、そういったものでもなければ御審議について困るというお話でございますが、これは至急その暫定案をお示ししたいと存じます。

〔山崎(拓)委員長代理退席、中島(源)委員長代理着席〕

○林(義)委員 やはりこれは商品学的な問題もあるでしょうから、余り法律の条文をそのままちよろつと焼き直したような形で抽象的な文言で出されたのではわからないと私は思うのです。この前九業種出しておられますから、あの程度のものが当たるのだというふうな話についてはどういう考え方だという考え方は、私は、とことん法律論としてぎりぎり詰めたならば非常にかしいと思うのだけれども、そこは公正取引委員会というのはいとこらだと思ふのです。わりとその辺は弾力的に考えて運用してもらつてもいいような役所だと思ふのです。これは単にこの問題だけでやっているとわけじゃないのですから、本当は寡占の弊害を規制するという形でやるわけですから、そういう点に焦点を合わせて、一体どの程度の品目がいま問題になり得るのかということとをひとつ出していただきたい。それでないと、十分の審議をしろと言われても審議のしようがないと思ふのです。

委員長、いつごろこれを出していただきますか。

○水口政府委員 われわれ事務局で一応たたき台の試案としてつくつておるものの中内容でございますが、ごく簡単に申し上げますと、いろいろの事業分野で主なもの何種類か挙げまして、その事業分野に関連いたしました、その同種の商品とは何か、それから括弧の中にいろいろ書いてある

商品とは何か、それから類似の商品とは何かと、具体的に商品名を挙げまして、これとこれとこれとを足して事業分野というふうな一応の試案をつくつてございしますが、そういうものを御要望がございしますのでなるべく早く提出したいと思ひます。

それから、さつき、ビールとかいろいろお話ございましたが、これもなかなかむずかしい問題でございまして、人によつていろいろ見方は違うかと思ひますが、われわれのいまの段階では、酒類につきましては、ウイスキーは一つの事業分野、それからビールも一つの事業分野というふうになしておられます。

それから、また、ピアノとオルガンの話が出ましたが、ピアノとオルガンは同種の商品ないし類似の商品ではないというふうに一応考えております。いま類似の商品としてわれわれが例示的に考へておりますのは、ギターに対するギターだとか、銅鉄管に対する塩ビ管だとか、その辺のところを考へております。

○林(義)委員 これはギターとチェーズが一緒で、ピアノとオルガンがなぜ別かという理屈を説明してくれと言われても、委員長、できませんか。商品学的に言つてこれはなかなかむずかしいと私は思ふのです。

○澤田政府委員 バターとマーガリンでございます。

○林(義)委員 バターとマーガリンですか。それじゃチェーズはどうなんでしょう。それから粉乳はどうなんでしょう。その辺は一体どう入るのですか。

○水口政府委員 いまおっしゃいました粉乳とかバター、チーズといったたいは乳製品というところで一つの事業分野にしてございまして、おっしゃる通りに、これは人によつていろいろ見方は異なりますし、類似の表についてはむずかしい問題があるというところはわれわれは重々承知いたしております。

定性というものが一つ大切なことだと思ふのです。経済実態が動くのですから、いついつまでも同じだということではないと私は思ひます。ある一定の期間を通じて企業はいろいろ行動するわけですから。

独占禁止法というのは企業の行動の大変な一つの基準になるわけですから、そのときに、いつかういふふうな状況になるのか、いつどうなるのかわからないということでは、企業行動に対して非常な不測の影響を与えると思ひますから、ガイドラインをぜひ出していただければ、そのガイドラインに当たったものについてはこの規定の適用があるというふうな考えをし、ガイドラインにないものについてはガイドラインを書いてから取り上げをしていくということが、これは独占禁止法の運用の問題だけでなく、安定性ということから考へても、一般的な経済運営の問題としても考へていかなくてはいかぬ問題だと私は思ふのです。そういうことですから、これはぜひ出してもらいたいし、それから出してもらうのはできるだけ早くということ、この審議もぜひいぶんでやらなければいかぬですけれども、そうするとこの審議は私は中断をして、きょうはこの問題についてはペンテイングにしてやつていくしかありませんから、この辺の新しいデータが出てきた上でこの事業分野の議論はやらしていただきたいと思ひますが、委員長、よろしゅうございしますか。

○中島(源)委員長代理 次の質問に移りください。

○林(義)委員 法制局の方はきょうは来ておられないようですが、ほかの役所の方も呼んでおりますから法務省にお尋ねをいたします。

順番が後先になつて申しわけありませんけれども、営業の一部の譲渡という規定が入つておりますが、これは大変にもめた規定でございまして、実は、最初に企業分割という話が高橋公正取引委員会委員長の私案という形で出てきたときには、企業分割を命ずるという形になつていました。企業分割というところにつきましては、とてもそんな

ものは商法上できないからという話でございますし、それから営業の一部譲渡命令という形でやるという話でありましたけれども、命令を出しましたも、株主総会で否決された場合には営業の一部譲渡というのは商法上の関係からしてできない。それから、譲渡すべき営業を構成する工場がありまして譲渡命令が出された場合、工場抵当法に基づくとこの工場財団を組成するときは抵当権者の同意を得て財団の分割手続をとる必要があるけれども、その同意が得られなかった場合というふうな場合があります。営業の一部譲渡を命ずるけれども、株主総会の決議であるとか、あるいは抵当権者の同意の問題であるとか、そういった点について法務省当局はどういうふうにかえておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○香川政府委員 営業の一部譲渡の審決が確定いたしました場合には、その一部が重要な一部である場合には、御案内のとおり商法の二百四十五条一項の規定によりまして株主総会の特別決議が要件になるわけでございます。もちろん、審決が確定したとしても、その審決を履行する義務が会社にあるわけではございますが、ただ、審決自身は、たとえ簡単に申しますれば、甲なら甲という工場を譲渡しようという客体的に明記されるような性質のものであらうと思っております。そういういたしますと、当然、その会社の業務執行の責任のある取締役会を構成する取締役は、買手を探して、そして値段を決める。また、従業員をどうするかというふうな問題もございまして、いま御指摘のその工場が工場財団の中に入っておりますというふうなときには、入ったままでは譲渡できませんので、工場財団の分割をいたしまして、その工場だけを抜き出すわけでございます。その場合に、抜き出した工場には抵当権の効力が及びませんので、抵当権者の利害に重大な関係があるということ、工場抵当法では抵当権者の同意がなければならぬ分割ができないということになっておるわけでございます。

それは、従業員の方等もむづか
それやこれや、従業員の方等もむづか
それは、従業員の方等もむづか
それは、従業員の方等もむづか

○林(義)委員 ところで、株主権と会社なんですから、営業の一部の譲渡命令の及ぶ範囲というものは、法律論としてはどこまで及ぶのでしょうか。恐らく、普通は、審決が出たものは、「○○株式会社が社長何し殿」であって、主文としては、「○○工場はどこそこへ譲渡せよ」というような形の主文で出てくるのだらうと思うのです。そういうときに主文の効力というものは、普通には○○株式会社の社長何し殿が拘束しないのだらうと考えるのですか、それともそれは取締役会を拘束するのでしょうか、その辺は、主文というか、審決の書き方によって違ってくるのだらうと思いたすけれども、どういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

○香川政府委員 審決によりまして確定いたしました場合には、拘束されるのはまさに会社でございます。営業の一部譲渡でございますから、審決に従った営業の譲渡を実現するということはつまり業務執行になるわけでございますから、取締役会が決議をして実施するということになるわけでございます。したがって、端的に申しますれば、業務執行の面で取締役の責任が出てくるということに相なるかと思っております。

○林(義)委員 取締役会の責任になるということですね。そうすると、一遍特別決議をするための株主総会を開きまして、否決されてしまった後も依然としてその効力は取締役会に及ぶから、何遍も何遍も株主総会をやれというふうなことが論理的には出てくるわけでしようけれども、そんなことはおかしい話でありますから、どういうふうな形でその辺は調整をしようというものでしょうか。

これはなかなかむづかしい話かもしれせんけ

しい問題がございまして、いろいろ努力いたしまして一つの譲渡案を作成するというところで、その案を取締役会にかけまして、取締役会で決議をされたも、それを株主総会にかけます。もちろんその企業の重要な一部でございますから、株主としては非常に重大な利害関係がある。さような趣旨から特別決議が要するというに相なっておりますわけではございますが、譲渡そのものは審決が確定したしておりますので、会社は当然それに拘束される。したがって、常識的な意味におきましては、会社の最も重要な機関である株主総会も拘束はされるわけでございますから、したがって、その取締役会から提出された譲渡案そのものが会社の株主の立場から見まして合理的なものであるというときには、当然特別決議を与えるべきだらうと思っております。

しかし、株主総会というのは御承知のとおり法人格を持つておるわけではございせんから、審決の拘束力があると申しまして、法律的にそれを否決した場合に、強制力を用いて可決と同じような法的状態をつくり出すというふうなことは現行の法制度ではできないわけでございますから、したがって、観念的にはいかに合理的な案であつても否決されるというところはあり得ないとは理論的には申せません。しかし、先ほど申しましたように、株主総会が一つの会社の機関として審決を当然尊重すべきいわば社会的な責務と申しますか、さようなものを持つ株主の集合体でございまして、したがって、合理的な案であればそれを認めるというふうな特別決議がされることは十分期待できると思っております。

それから、抵当権者の問題は、これは審決の拘束によりましてどうしてもその工場を譲渡しなければならぬというときには、取締役会にいたしましては別のかかり担保を立てるとか、あるいは場合によっては一部弁済して残りの工場だけで十分担保価値があるような状態をつくり出すとか、そういうふうな努力をして抵当権者の承諾を得るということになるわけでございますけれども、こ

れも全く観念的に法律論を申しますと、どのような努力をしても抵当権者が首を縦に振らぬということになりますと分割そのものができませんから、そうすると、工場財団の組成工場を譲渡することは法律的に不可能でございましてからどうしようもないというふうなことは起こり得るわけでございまして。しかし、やはり、合理的な一つの代案、かわり担保を立てるといふような努力をすれば、工場財団の抵当権者は大体大きな金融機関でございまして、さような意味での了解のもとに同意が得られるものと期待していいだらう、かように考えておるわけでございます。

○林(義)委員 社会的な状況におきましていろいろなことが期待できるというお話であります。工場財団の抵当権者の同意の問題もそういう社会的な環境の中では期待ができる。法律論だけで申しましたらきわめて観念的な話でありますけれども、同意が得られなかったときにはしようがないというところと私は思いたすし、それから株主権の場合でも、そういう株主の、株主群というものが社会的な責任をそこでとっていい決議をしてくれるのだらうというところでありまして、株主権というものはそれそれ保証されているところの私権でありますから、それが拘束されるというふうに書いてない限りはこれは法律論としては拘束できないと言わざるを得ないと思っております。

それから、もう一つお尋ねをしておきますけれども、特別決議に反対の株主から会社に対して株式買い取り請求権を行使された場合に、会社がこれに応じられないような事態が考えられますけれども、その場合に、何か特例というものが必ずや必要になるのではないかと。営業の一部譲渡だというところになりまして、株主は途端に暴落して不測の損害を株主に与えた、株主の方からそれが請求されたという形になりますと、そこで株主権の保護という観点からすれば問題なしとしないとは私は思うのですが、この辺につきましては民事局長はどういうふうにお考えになりますか。

○香川政府委員 特別決議がされました営業の重

れども、法務省としての、あるいは民事局長個人の見解でも結構ですから、法律論として教えていただきたいと思います。

○香川政府委員 法律的に申しますれば、その合理的な案を総会に提出しても否決されたということに相なりますと、取締役といたしましては、その株主総会の意向をくんで、特別決議が得られるような案、あるいは譲り受け人と交渉して価格を上げるとか、もろもろの条件について再検討して、さらに合理的な案をつくるというふうな努力をいたしまして株主総会に再度提出するというふうなことになるかと思うのでありますが、株主総会でどのような案であれ否決されてしまえば、それで取締役の責任は免れるという性質のものではないわけでございますけれども、取締役が最大限の努力をして客観的に合理的な案を提出したにもかかわらず、ついに株主総会では了解が得られない、特別決議が得られないということになりますと、これは取締役としてはいかんともしたいということに、いわば自己の責めに帰すべからざる事由によって履行不能ということになるわけでございます。この場合にすら取締役の責任を問うということはできないだろうというふうに考えております。

○林(義)委員 非常によくわかりました。もう一つ、商法の関係で、商法の二十五条に「営業譲渡人の競争禁止」という規定がありまして、「営業譲渡シタル場合ニ於テ当事者が別段ノ意思ヲ表示セザリシトキハ譲渡人ハ同市町村及隣接市町村内ニ於テ二十年間同一ノ営業ヲ為スコトヲ得ズ」という規定がございます。第三項には「譲渡人ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一ノ営業ヲ為スコトヲ得ズ」という規定がございます。この規定が、仙台市に麒麟麦酒の工場があります。麒麟麦酒がいろいろの問題があるからというので営業の譲渡命令が出まして、大分北の方ですから、一番北のあの工場はサッポロビールへ譲れという命令が出たと思います。そういうときに、そのサッポロ

ビールにこれは譲り渡すのですが、今度は麒麟麦酒の方はこの規定を読みますと、仙台市内ではサッポロビールは売れなくなるんじゃないかというふうな問題があると思うのです。二十年間売ってはいかぬということですから、単に製造だけではなくて、営業の一部譲渡でありますから、販売部門も何もかもという話になりますれば、それは仙台市全体では売ってはいかぬという規定になるんじゃないかという解釈が出てくるのです。

そこで、これは「別段ノ意思ヲ表示セザリシトキ」と書いてありますが、だから、いや、それはおまえのところは売ってもいいんだという別段の意思を表示すればいいということになるのか。学説によれば、別段の意思表示というのはそんなことではないので、二十年間というのをもう少し短くするとかなんとかということだけの話である。最後の三項に書いてありますところの「不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一ノ営業ヲ為スコトヲ得ズ」というのはいかなる場合においてもあるわけですから、この辺の考え方は、この条文をちよつと見ると当たるような場合にも読めますし、別段の定めをしておいたことがまた売るといふことになれば、本当は公正取引委員会の営業の一部譲渡を命令したようなこととは違ひ効果をたらすかもしれないという問題もあると思うのです。

この二十五条の解釈について、民事局長は御専門でしようから、ここはどういうふうに解釈をしたらいいのかわかりません。

○香川政府委員 商法の二十五条の一項の規定は営業の全部を譲渡した場合のことを規定いたしておるわけでございます。ただ、いま御指摘の二十五条の三項の規定もございまして関係から、営業の一部譲渡の場合にもかような趣旨でやはり競争禁止の義務というものは出てくるだろうというふうに解釈されておるわけでございます。その場合の適用関係ですが、いま具体例を挙げられましたが、たとえば仙台に工場がございまして、それをサッポロビールに売ったというふうな場合に、この二十五条の趣旨から考えますと、仙

台でまたビール工場をつくってはいかぬというふうな意味合いで義務が出てくるだろうというふうに解釈されるだろうと思うのですが、実際問題として、営業の一部譲渡のときには特約によっていろいろ譲渡の関係を取り決められる例が多々ございますので、その特約が優先することになるわけでございます。

は打ち切つて、そして新しい工場に新規採用という形でやられるのか、あるいはそうではなくて、雇用関係は依然として継続しておるので、営業の一部譲渡命令の中でずっと一緒に続いていくのかという、そういう問題があると思います。労働組合法の方でもたしかこれは規定してありますし、それをやみやたらに解雇すれば当然不当労働行為になるわけでありまして、いきなりばかっとな営業の一部譲渡命令なんか出されちゃったら不当労働行為として訴える場合も観念的にはあり得るだろうと思うのです。

○林(義)委員 わかりました。先ほど法務省の方から御答弁がありました中で労働組合との関係の話がありました。株主権の問題と取締役会との関係の問題と同じように、労働者の権利保護の問題も一つ問題があると私は思うのです。条文の中には、労働者及びその関連企業に対するところの十分な配慮をしなければならぬというようにしてありますが、その配慮事項だけでは足りないような問題が出てくる可能性はある。営業の一部譲渡命令というのはあくまでも命令でございますから、命令によってやるといふことになれば、いきなりばかっとな命令が出てくることには、配慮するのは公正取引委員会でありまして、労働者の方も配慮すると言ったところで、労働組合の方、本当に配慮されたかどうかという判断はおのずから別だというふうに考えていいと思うのです。労働組合法では労働者の権利というのは認めておりますし、そこでの同意がなければ一部譲渡ができないということになりますと、これまた独断専断からすれば問題だろうと思うのです。

また先ほどの例で恐縮なんです、仙台のビール工場の話は申し上げましたが、単に施設だけでは営業の一部譲渡ということにはならないので、施設だけを持っていったのではもったいない大変なことでありまして、施設で働いている人も一緒に引き受けなければならぬと動かないという問題があります。そうしますと、仙台の麒麟麦酒工場で働いている人は新しいサッポロビールの会社へ転属になるのか、一週麒麟麦酒との雇用関係

○岡部説明員 お答え申し上げます。営業の一部譲渡が行われます場合に、労働関係といたしまして、まずは雇用関係が承継するかどうか、それから移籍労働者の選定をどうするか、あるいはまた労働条件が変更するかどうか、さらに配置転換の問題、さらには企業の変化に伴う不安、あるいはまた御指摘のような移籍をいたします場合に、労働組合に対する支配介入になるような行為が起らないかどうか、そういうような不当労働行為としての問題が多々懸念されるわけでございます。

最も基本的な問題は、御指摘のように雇用関係が一体承継するかどうかというこの法律判断でございます。これはまた労働協約が承継するかどうかということにもつながってまいるのでございまして、そのことにつきましても、営業の一部譲渡に当たりましての確定的な法律判断とい

うものはあいにく現在までないわけでございます。それに関しまして、雇用関係が承継するとする裁判例、承継しないとする裁判例、あるいはその折衷的な考え方を示した裁判例等々に乱れておりまして、学説もまた規律するところがなくわけでございます。したがって、この辺は最高裁等のものが出てきて考え方が明確になるのを待つしかないわけでございますが、いづれにいたしましてもそういう状況でございますので、こういう営業の一部譲渡が仮に行われます場合には、関係労使におきまして問題が生じないように十分協議することが大きな課題にならうかと思うわけでございます。

また、今回の改正法の中におきましても、八条の四の第二項におきまして「当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならぬ」というふうに、公正取引委員会が措置を命ずるに当たつての配慮事項があるわけでございます。この辺は公正取引委員会において十分御配慮いただけるものとわれわれは信じておる次第でございます。

○林(義)委員 配慮事項があるから配慮してくれらるうというふうなことは法律論としてはちよつと足りない点があると思うのです。事実上の問題ではなくて、ここは立法院ですから、ここでやるのは法律がどうなるかということをお私たちは議論しなければならぬと思うのです。

非常に悪いようなことを言いますけれども、まあお尋ねしておきますけれども、企業内で職員の異動をするというのが労働協約の対象になるところもあるし、ならないところもあります。その関係で配転というものがすぐに違法にはならない。労働協約で認められているとか何とかであればできるのだと私は思いますが、会社の中で異動というのは当然にやれることだろうと思ひますけれども、その辺は労働省の方ではどうでしょうか。

○岡部説明員 配置転換につきましては、それが労働契約の内容を逸脱しない限りにおきまして自由に行なうというふうな考えです。

○林(義)委員 非常に悪い例を引きますけれども、経営者にとって好ましくないところの労働者であるという場合に、公正取引委員会と談合しまして、ともかく一部譲渡命令を出してもらつて、そのかわり悪いのはみんなあそこへ持つていってしまふというような形でやるというふうな話ですが、これは法律の運用ですからできないという保証は何もないですね。そういうような場合も考えられるわけなんです。

先ほどの麒麟麦酒はそんなことをするとは思ひませんけれども、麒麟麦酒の仙台工場に会社側としてはどうも好ましくないという形で一カ月ぐらゐ前に配置転換をして、それで一部譲渡命令を出し、出したところでそれは公正取引委員会がやつたんだから移つてしまふというふうな話になりまして、全体からなればそれは非常におかしな行為だろうと私は思ふのです。私は全く觀念の話として申し上げているのでありますけれども、そういうふうなことも法律論として考えられるわけでありまして、そういうふうなことからすれば、会社に働くところの労働者の権利というものについて、単に配慮というだけでは足りないんじゃないかという気が実はしているわけでありまして、会社で働くところの労働者の権利というものと株主の権利というものは、株主権というものはいゆる近代法によつて認められた商法上の権利であり、労働者の権利というものは労働関係法によつて認められていて、近來の考え方からすればむしろ労働者の権利の方が優遇するという考えの方の方が強いのではないだろうかと思ひます。

もう一つ、これは同じ経済法であるところの独占禁止法の関係との調節をどうするかということが基本問題だろうと私は思ひますけれども、労働省は公正取引委員会が適当にやつてもらへるからそれで結構なんですというふうなお話がありますが、その辺について労働省の方はどういうふうに考えておられますか。

○岡部説明員 ただいまのお尋ねは、八条の四の二項におきまして「雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならぬ」ということのお尋ねであらうかと思はれるわけでございます。が、この点につきましては、労働省といたしましては、実は非常に大きな関心を払つております。たとえば去る四月六日の関係閣僚会議におきましても、労働大臣から、公正取引委員会が営業の一部譲渡の審決をする前に当該企業の労働者の意見をよく聞き、労働者の移籍、労働条件の変更などに関する意見が反映されるような手続をとつてほしいという発言をいたしました。事務的にも実は公正取引委員会の方に同趣旨の申し入れをしたわけでございます。

この労働者の申し入れに對しまして、公正取引委員会からは、雇用されている労働者の生活の安定に配慮しなければならぬというふうに法律上規定されていることからして、その審問の過程におきましてはそれら労働者の意見も当然聴取されることになるという御返事をいただいているところでございます。

○林(義)委員 労働者、働く人の権利を十分に考へ、当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならぬ」という規定がある。そこで、働く人の意見を必ず聞くというところを公正取引委員会の義務としたらどうかという意見が一つあると思うのです。確かに、公正取引委員会は必ず聞きますとおっしゃいますが、公正取引委員会というものは独立の官庁でありますし、合議制の委員会でもありますから、大変な委員長以下りっぱな委員がおられますけれども、かわられたらまたその約束がほになつてしまふというふうなことじゃ困ると思ふのです。困るのです。が、実は、公正取引委員会というのは、法律的に言ひましたらそういう役所だと思ふのです。澤田さんが約束されたものを子孫々ずつと後まで伝えるというふうなことは、それは個人的な考えかたとして伝えるということはあるかもしれませんが、

けれども、合議制の機関でありますから、それを必ずそういうふうにするという役所ではないと思ふのです。その辺については、公正取引委員会の方では一体どういうふうな考えておられるのか、委員長から御答弁ください。

○澤田政府委員 いままでいろいろ御意見がありましたように、対象事業者の従業員につきましても、法律案にも、「生活の安定について配慮しなければならぬ」という、従業員の状況について十分配慮しなければならぬ趣旨の規定があるわけでございます。こういう規定の精神をくみますれば、対象事業者に対して措置を命ずる場合、従業員の状況についての十分な把握が当然必要でありまして、したがって、その従業員自身の意見を聞くということも必要なものであらうと思ひます。その辺は十分手を尽くして生活の安定を図る措置をとるべきものと考えていまして、先ほど事務的に労働省との間に連絡があつたのもそういう趣旨のことでございます。

○林(義)委員 実は、この問題は、五十年の当委員会での質疑のときに私は申し上げて途中にしてあつた問題なんです。日本の雇用関係におきましては世界に類を見ないところの一つの慣行がある。それは終身雇用制というものであります。いままでも麒麟麦酒で一生懸命働いてやつた人が、一片の命令があり、公正取引委員会から行けと言われたからといって、二十年も働いたこの会社を出て何で相手のサッポロビールに移れますかという気分というものは非常に強いと思ふのです。そこで働いている労働者であるならば、まじめな労働者であればあるほど、そんなこととんでもない、いままでも麒麟麦酒で一生懸命働いてやつた人、そんなことを言われるなら私はやめません、と、こういうふうなくらしい話だつて出てきて、絶対行きたくないというのが恐らくそこへ働く人の気持ちだろうと私は思ふのです。それじゃ終身雇用制というものが悪いのかどうかという話であります。当時の副総理の福田さ

んから、私は終身雇用制は決して悪いとは思いません、いま突然に言われたが、いま特に弊害があるとは思いませんという御答弁を拝見いたしましたのであります。私は、いまの日本の労働者の気質その他からいいますと、とてもじゃないが移ろうなどという方方はまずないと思いますし、その辺は野党の諸先生方もよく御承知でございます。それから私は申し上げておきますけれども、敵方の企業とか別の会社に移るなどというようなことをそんなに簡単にあつさりのむような労働組合ではないと思うのです。そうしますと、営業の一部譲渡命令を実際に行うと言ったところでこれはできなくなつてくるのじゃないかと私は思うのですけれども、総務長官、これはいかでしようか。その辺は一体どういふふうにかえられますか。

これは非常に変な話ですけれども、こういう終身雇用制というものは競争政策に照らしたら必ずしもいい形じゃないのかもしれない。しかし、日本にはやはり終身雇用制というものがあつて、それは日本の労働慣行として尊重していくべきものだろうとしますと、なかなか別の会社に移らないと私は思うのです。そういった点は総務長官はどういふふうにかえられますか。

○藤田国務大臣 ただいまの終身雇用制の問題ですが、私は私なりの別の意見がございます。終身雇用制については一長一短があるのだと思うのです。いいのかどうかというところは、これはもう自分の意見でございますから、きょうは差し控えます。

しかし、終身雇用制のいい点は多分にあるわけでございますから、いま林先生が言われましたようなことも多分に起こり得るというふうに思います。

○林(義)委員 まだやらなければいぬ問題がたくさん残つておるのですが、いま係からもう余り時間がないと言つてきましたから途中で恐縮ですが、時間いっぱいやらせていただきます。野党の先生方の御了解をいただきながら私もやりたいと

思います。

「価格の同調的引上げ」の「報告」という規定があります。通産大臣はお帰りになりましたが、先ほど通産大臣からもお話がありまして、寡占体企業の中での価格はわりと安定をしておるということをおつたおられました。価格が同調的に上がらぬかというところで問題にしておられますが、現在の経済状態の中では、製品差別化の行われていないようなもの、特に、鉄鋼であるとか石油化学であるとか非鉄等の基礎資材はいろいろな形で品質というものがほとんど一致してきているわけでありまして、そういったようなものの価格というものは寡占産業であらうとなかろうと大体一致してきているのが経済現象だと私は思うのです。

最も極端な形で申し上げますならば、自由主義経済体制の中での市場メカニズムが最もよく働くと言われておりましたのは、いまは余り働くかどうか私はわかりませんが、商品取引所の機能であります。商品取引所というのは価格形成をいたします。大変組織に詳しい方もおられました恐縮でありますけれども、たとえば毛が千八百円になりますとか、綿糸の四十番手が三百三十円になりますとか、毎日毎日相場が動くわけでありまして、それは、そういった綿糸なりあるいは毛の四八双糸というものが一つの標準品になりまして、そこで一物一価というものが貫徹をされるのだらうと思うのです。そういった形で価格が動くということでは、一物一価になる原則というものは、市場経済としては当然のことではないかと私は思うのです。

むしろ、価格が差別がつくといふものは、たとえば自動車など、これはいろいろな種類がありまして、モデルチェンジがあつたり、やれちよつと飾りをつけるとか何とかという話がありまして値段がみんな違ふというふうな形になつてくる。そこではいわゆる製品の差別化というものが行われると思ひますけれども、そういうふうなものが価格の動きではないかと思ひます。

これは単に寡占産業だからどうだらうかという

話ではないと私は思ひますが、この辺については総務長官はどういふふうにお考えになりますか。

○藤田国務大臣 十八条の二の同調的値上げに関する御質問だと思ひますが、確かに素材メーカーの場合は、いまおつしやいましたように、鉄鉱石あるいは銅鉱石を同じような場所から、外国から買つてきて、同じような時期に工場をつくつておれば似たような価格になつていくことは確かなんです。そういうふうなことが同調的値上げと言へるのか言えないのかということなんです。

これは法案で明らかになつておりますように、近似的に、大体同じように価格が上れば全部に同調的値上げとして報告を求めなければならないのであります。大体その理由が明らかになつていないものについては求めない、求める必要はない、こういうふうには求めない、十八条の二につきましては解釈をいたしております。

ですから、また、求められたにいたしましたとしても、それらが国民的な理解を得られるような方向であるならばその企業に対しても別段何らの被害もないわけでありまして、そういうことについても、あつても事が明白であるならばかえつて国民に対して理解を求める手段ともなり得るというふうにも私は思ひます。

○林(義)委員 長官から先の方まで御答弁をいただいてありがたいのですが、コスト構造から見ますと、いまお話がありましたように、原料も同じようなところから買つてくる、それから賃金でも、これまた日本の特有の現象でありまして、うけれども、春闘相場によりまして、同じ業種につきましても大体同じ賃金になつていく、金利につきましても大体そんなに大きな差はない、こういうことでいわゆる生産要素そのものは著しく硬直的なのが日本の体質だらうと思ひます。しかも、もう一つの価格としては、大量に行われるところの原材料供給ですが、それはたとえば薄板を鉄鋼会社が自動車会社に売るといふようなときには、自動車のトップのトヨタと、これは住金でしたか、どこかとお話をして値段をつけましよう、ほかは

みんなそれへ右へならえというふうな話が横行しているわけですね。自動車会社の方もどこか代表が出て話をして、それからあとの会社も大体それに追従して値段を決めるといふふうなかつこうで行われている。それは賃金交渉のときでも自動車労連は一本で交渉するといふようなことで、日本の風土でははつきり申し上げてそんなにおかしな感じではないと思ひます。

そこで、一体どこがおかしいのかという点、何を求めるのかという点を問題にしなければならぬと私は思うのですが、寡占体制はやはり同調的値上げをするといふことがいろいろと言われておりました。それはまさにミーンズが言つたところの管理価格である。管理価格といふものを持つのがやはりいかにぬのだ、管理価格を持つといふのは、一般の競争的な産業よりも寡占産業の方が持ちやすいのだといふことをミーンズが言ひ出したから実はこの議論が出てきたわけでありまして、しかし、メスを入れるといふことになるならば、単に価格だけの問題ではないのではないかと、そのほかにもいろいろと競争をさせていくところの条件整備といふものが必要ではないかという気が私はしてしようがない。今回はこうした同調的な価格の問題だけでありまされども、やはり何かそこを問題としていかなければならない。寡占産業といふものについて、今度の法律では、一社で五〇%、二社で七五%というようにきつめてガバ型型のビックビジネスがあつてあとは全くちつぽけなものでありだといふことについてやつたのですけれども、それだけでいいかといふと、どうもそれだけでは足りないと思ひます。したがつて、一社で五〇%、二社で七五%というのをたとえ一〇%下げまして、一社四〇%、二社六五%というようにした場合でも、いやこれは独占的地位に当たらないからいいのだというふうなわけには理論としていかなければならぬと私は思ひます。そういうようなことを考えますと、何かここでやはり考えていかなければならぬので、そこがこの同調的値上げの規定を置いた本旨だらうと私

もたらしことがあるということは政治の歴史が示すのと軌を一にするわけでありませう。

ですから、独禁法は経済の独裁者を規制し、公正かつ自由な競争の自由というものは、独占の自由とありまじやせん。これは国民全体の自由です。これが民主主義であり、公正かつ自由な競争を促進し、すべての事業者の創意と活力を与え、消費者の利益を守りつつ国民経済の民主的な発展を期すること、これが独禁法の目的でもあるわけであり。だから、今度の改正案は、最近硬直しつつあります市場構造に一定の条件のもとにメスを加えるように整備しようとするものである。憲法の理念、経済民主主義の理念からすれば、この程度の改正は当然であろうと私は思うのであります。

先ほど来総務長官は大きいことは悪いことではないということをししばしば発言されておるのでありますが、実は、大きいことは悪いことにならざる可能性を持つ、だから独占禁止法が必要なんだと私は思うのです。だから、大きいことは悪いことじゃないと無条件に言うことは独占禁止法の理念を否定することにつながるんじゃないでしょうか。この点は総務長官はどう思いますか。

○藤田国務大臣 私、大きいことは悪いことではないと、かように思います。ただ、大きいのがために悪いことをする力があるわけですから、その悪いことをしないように、ただ単に独占禁止法を強化するだけではなくて、国民経済の立場に立つて、政治家も一般の方々もあわせてこれを見守らなければならぬと思いますが、ただ単に大きいのために悪いことというのではないというふうに私は考えております。

○板川委員 御承知のように、戦後財閥が解体され、また、地主が追放され、農地が解放され、労働者には団結権が与えられ、日本の民主化政策が前進をしたわけであり。そして、そのために日本の経済はかつて歴史にないほど活力を取り返してきた。農民は生産力が、米の場合ですが、戦前の同じ面積から一・七倍もとれるようになった。労働者の生産性も上がった、また、幸いにして日本はベトナム戦争に巻き込まれなかった、こ

れらのことは日本が民主化した一つのおかげだろうと私は思うのですが、その民主主義の基本というものは、やはり、経済ならば経済的な独裁者、独占、市場支配力の強大なもの、こういうものを規制しようという理念なんですね。だから、大きいことは悪いことじゃない、その方が能率的だ、価格を見ても、通産省で計算すれば、かえって寡占価格の方が競争があつて値下がりしているじゃないかという、こういう論理もありませんが、それは部分的なある時期の話でありまして、そういう体制を長期的に続けられ取り返しのつかない状態になる。

だから、それを予防するために独占禁止法というものが機能しなくちゃならないと私は思うのですが、通産大臣、この点はどういうお考えを持っておりますか、御所見を承りたい。

○田中大臣 いろいろとお話ございましたが、大きいことは必ずしも悪いことではないが、同時にまたそれが悪いこともできる可能性を持つというふうな御所見に對しましては、そうであればこそ行政というものの必要があり、同時に、また、主務官庁というものの、悪いことをしないようにするだけの行政力というものもまたあわせて必要であるわけございまして、いまのそういうようなことがないことをわれわれは期待をするわけでございます。

なお、また、国際経済の伸展やその後の処置につきましても、私どもは先般主張すべき議論はいろいろと十分に尽くしたわけでありまして、ここに政府の案として定まりました本御提案に對しまして、私も、私どもは、さようなことがないように行政府の一員として今後も全力を尽くすつもりでございますが、今回のこの政府提案につきましても、総務長官の御意見どおり私どもは心得ておる次第でございます。

○板川委員 独禁法というものが長い目で見て日本の経済にとって重要なんだという理解を通産大臣も持ってもらいたいと思つて私は申し上げました。

総務長官に伺いますが、七十五国会で自民党も賛成をし、全会一致で衆議院を通過した五党修正案と同じ内容をなす今度の改正案で提出をしないのか、これは国民に對する重大な背信行為じゃないかと私は思います。また、衆議院としては全会一致で通過したことでありますから、衆議院の権威を失墜するものではないかと私どもは言わざるを得ないのであります。五党修正と同じ内容の改正案を再度提出をしなかつた理由はどこにあるのでしょうか、伺います。

○藤田国務大臣 先生の御存じのようなことで、衆議院の方は全会一致で通過、成立をしたわけでございますが、参議院の方では廃案になったという経緯でございます。そこで、政府の方としては、与党を含めて野党各党にも御理解、御賛成を得るような案を出そうということで、実際にほんとうと早く提案をいたすべきであつたのでありますけれども、時日がかかつて申しわけなかつたと思ひますが、慎重に与党の方で練られまして、その上で政府の方のものもいたし、そしてまた慎重に検討した結果このように出してきたわけであり。すなわち、五党合意案との違いが多少ございすけれども、大体五党合意案を骨子として出してきたもので、そしてまた各党の御理解と御賛成を得られるものであるというふうに考へて提出したわけでございます。

○板川委員 確かに、参議院の本会議では趣旨説明と若干の質疑がありましたが、参議院の商工委員会では提案理由の説明だけで、一回も質疑をしていないようであります。われわれ衆議院側としては、参議院での審議の結果どこが反対で、その反対の理由は何かということを知りたいわけですね。二院制ですから、衆議院と参議院の意見が違つても当然であります。審議の結果これだけが反対だから賛成できないと言うなら私はわかりませんが、しかし、衆議院で自民党も賛成して全会一致で通過した法案を審議もしない、理由も示さない、継続審議にもしない、そして廃案にしたとい

う参議院の措置が私は納得できないのです。だから、衆議院としては、少なくとも一たん可決した五党修正の内容を法案として出すべきだと私どもは主張せざるを得ないのであります。いかなる理由で廃案になったのですか。大臣は参議院議員ですからこの点は十分御承知と思ひますので、承つておきたい。

○藤田国務大臣 私はもちろん参議院議員でございますが、しかし、その間の理由をちよつとまづびらかにしておりましたが、たしか時日が余りにも少なかつたのではなかつたかということが一つござい。それから、もう一つは、確かに院としてはそういうふうな状態でも先生がおつしやつたような経過になつたわけでございますが、自由民主党内部においてしっかりとこなれていなかったのではないかと、いろいろあいに考えられます。ですから参議院においてそういうふうなこともなつたのではないかと、いろいろに考えられます。

○板川委員 われわれも五党修正に必ずしも満足しては居ないわけじゃないのです。しかし、せつかく五党で意見の一致を見たのですから、一度賛成した以上は政党として責任があると思ひましてその実現を図ろうとして居るわけであり。政府もこの際、われわれ野党四党で提出した五党修正案と同じ内容の改正案に賛成をして、もう一度参議院に送つて参議院の審議の結果を待つべきじゃないだらうかと思ひます。そして、参議院が衆議院と異なつた議決をして、それは私どもは尊重すべきであります。

われわれの提出法案に同調して政府の法案を撤回するというのが少なくとも衆議院における自民党のとるべき一貫した態度じゃないかと思ひますが、いかがなものでしょうか。総務長官に伺ひます。

○藤田国務大臣 先ほど来申し上げましたように、政府の方としては与党内部の御意見もよく伺ひ、そしてまた従来の経緯も踏まえまして、与党、野党の各党に御理解をいただけるという線をもつて法案として提案をしたわけでございます。

で、ひとつこの線でぜひお願いをいたしたい、か
ように思っております次第でございます。

○板川委員 聞くところによりますと、自民党の
中では独占禁止法改正は今回も流そうという動き
が活発のようでありますが、一体政府は本気でこ
の法案を成立させる気があるのだろうか。内容に
ついては野党が承服できそうな点も三つ、四
つ用意しておいて、異論があればこれを幸いに廃
案にしようという気持ちもあるような感じがいた
しますが、この独禁法の改正案に対して政府は本
当に成立をさせる意思があるのかどうか、もう一
遍伺っておきます。

○藤田国務大臣 福田総理も衆参の予算委員会や
その他の委員会たびたび申し上げておると思う
のでありますが、独占禁止法の改正はこの国会で
ぜひ決着をつけたいと申し上げておりますし、私
たちもそのようなつもりでこの法案を提出したつ
もりでございますので、何かむずかしいところを
くつつけて云々というようなことはございませ
ん。

本場にぎりぎりの線を出してきたと思って提案
をいたしておりますので、ひとつぜひこの線でお
まとめをいただくようお願いをする次第でござい
ます。

○板川委員 この法案は、全会一致で通った野党
が出している法案とまだまだ大きな差があります
から、ぜひひとつ柔軟な態度で対応してもらいた
いということを注文しておきます。

次に、本論に入りますが、営業の一部譲渡、ま
あ、企業分割規定と言われておりますからそうい
う言葉を使っています。本項は第二次案で削
除をされて今回復活をいたしましたものであります。
この営業の一部譲渡は五党修正にありましたか
ら、いわば五党修正に返った項目でありますか
ら、われわれは一応評価するにやぶさかではあり
ませんが、しかし、新しく追加されました四十
五条の二が問題だと私は思うのです。
それは、公取委は、独占の状態に該当する事実
ありと史料して職権をもって調査を開始しようと

するときに、主務大臣に通知をするという規定が
入りました。これは現在でも通知をしておるそ
うでありますから認容するとしめても、その後主
務大臣は公正取引委員会に対して独占の状態の
有無について意見を述べるということができるとい
うことを法文化しておりますが、この「独占の状態の
有無」というのは、本来、公取委がだれの指揮、監
督も受けずに自主的に判断すべき事項ではないだ
ろうか、主務大臣がとやかく言うべき事柄ではな
いだろうかというように私は思います。それで公取
委には、先ほども言いましたように、内閣に所属
する行政委員会でありながら、その職務を行うに
当たって公正を期するために独立して職務を行う
権限を与えておりますから、これは公取委の独立
性を侵すことになるんじゃないだろうかというこ
とが言えると思うのであります。主務大臣が独
占の状態の有無について意見を述べるというこの
項は重大な改悪になる、特に公取委の自主性を侵
すという意味で私は承服できないのであります。
これは削除をすべきだと思いますが、御意見を
承っております。

○藤田国務大臣 経緯は先生すでによく御存じで
ございますからもう申し上げませんが、主務大臣
と協議するという点が五党合意案に一点残ってお
ったわけでございまして、それにこれがつけ加わ
ったわけで、「通知」と「意見を述べる」ということ
がつけ加わったわけでございまして、大体、独
占、寡占というふうな状況は長年の間にオープン
な形で積み上げられてくるものだと思うのです。
その間に公取の方では経済部調査課が集中度調査
というものをやっております。ずっと一般的資
料の中でそれを確めておるといいます。見守っ
ておるわけでございまして、そして、いよいよ弊害
があらわれてきたかというときに本格的調査に入
るといふことになってくるわけでございまして、
本格的調査に入るといふことは大変な強制的な調
査になるわけでございまして、その時点におい
て、知識が豊富であり、また、種々の資料を豊富
に持つておるところの主務官庁、あるいは主務官

庁以外でも専門家の方々にいろいろと相談もし、
また、その独占の状態の有無を史料したときで
ございますから、独占の状態の有無ということに
ついても意見を聞かせてもらおうということが必要
なことであらうと私は思うのです。

ただ、最終的な判断はあくまでも公正取引委員
会がやることでございまして、二十八条の公取
の自主性を傷つけるものではない、かように考え
ております。

〔中島(源)委員長代理退席、委員長着席〕
○板川委員 これは通産大臣に聞きますが、独占
の状態の有無について意見を述べるわけですが、
お互いの意見がその状態がありとある場合には、
片一方も独占の状態ありと史料して調査に入らう
とするのですから、お互いにある場合には問題
はない。また、意見を述べる必要は大してない。
ただ、もしありという場合ですが、この場合に
はどういう話し合いになりますか。独占の状態が
あるという場合には通産省としてはどういう話を
するのですか。

○田中大臣 答えたいと思います。

御質問の趣旨がよくわからないのでござい
ますが、どうか聞かれたのに答えられない方が変な
のでありまして、聞かれても知らぬ顔をしてること
の方がどうかと思うのでありまして、聞かれる
から答えるだけでございまして、それ以上のことは
総務長官の申し上げるのとおりでありまして、では
どういふことを答えるのか、独占の状態があるか
ないか——これも御質問そのものも国家のために
いかれと思ひ、また、悪いことが起こらないよう
にしようと思ふ善意の表現であらうと存ずるので
その間におきまして、同じ政府の一員といたしま
して公取に御協力できるならば御協力を申し上げ
ることの方が当然であらうと私は思うのでありま
す。

なお、また、具体的な細かいことがございま
すれば、政府委員がおりますからお答えをいたしま
す。

○濃野政府委員 ただいまの先生の御質問でござ
います。

私ども今度の改正案の条文に照らし
ましてこのように理解しております。ここにござ
います「独占の状態の有無」の「独占の状態」と申
しますのは、第二条六項の次に二項が加えられ
まして、独占の状態というのはい号、二号、三号に
該当する場合ということでございまして、

一号と申しますのは非常に形式的要件でござ
いまして、五百億を超え云々ということございま
すが、公取から通知がございまして、私どもがも
しここで独占の状態の有無について私どもの意見
を言う場合というのは、恐らく、たとえばこの二
号で「当該事業分野に属する事業を新たに営むこ
とを著しく困難にする事情があること」であるか
どうかというような判断をして——これはたとえ
ば国際的な外国企業との関係の問題でございま
すとか、いろいろ事情があると思いますが、この辺
は、産業政策を所管しております私どもとして、
公正取引委員会が史料された場合にも私ども
の目から見ますとこういう事情があるのではない
かというふうなことにしても意見があれば申し
上げ、あるいは三号の利益率の過大であるとか、
あるいは過大な販売費、管理費の支出等につ
きまして、その業界、業界の特殊事情等から見
まして、産業行政を預かっておる目から見ますと
こういう問題点があるのではないかとというふう
なことを私どもの意見として申し上げる機会があ
るのではないかと、こういうふうには私は理解を
しております。

○板川委員 こういうことでしょう。四十五
条の二にありますが「競争を回復するに足りると
認められる他の措置に意見する」という
ことでしょう。そういうことに法律でなっており
ます。ですから、片方は独占の状態がありと史料
するから調査に入らう、片方はそれを肯定した上
で、ありと認めて、それじゃ他の方法で、関税を
引き下げるとかいろいろなことを競争回復のため
にやってみようという、こういう話し合いに
なるわけですね。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。

ただいま私がお答え申し上げましたのは、独占的状態の有無の判断について私どもの意見を言う場合があるかどうかという御質問だと思ってお答えをしたわけでございますが、ただいまの先生の御質問のように、私どもが産業官庁として申し上げる主な点はただいまの先生の御指摘の点だと思ひます。

産業構造あるいは産業組織という面から考えましたときに、今後独占的狀態がある場合に、今回の法律改正によるいわゆる営業の一部譲渡という競争政策でこの問題を片づけるか、あるいはいとも輸入を促進するというような輸入政策をやるか、あるいはいともゆるマーケットメカニズムの有効性を確保するか——それを最大に発現させるというものが競争政策だと思ひますが、そのほかに、いやいやこれはもつと政府が介入すると言ふと言ふ業は悪いと思ひますが、たとえば一つの特定の事業分野としての事業法でも制定してやつていくべきだと判断する場合もあると思ひますので、そういう点について産業政策の面からの御意見を申し上げるということが大部分ではないか、かように考へております。

○板川委員 あるということ意見が一致した場合にはそういう措置をとるのでしよう。公取の方では独占的狀態ありと思考して調査に入ろうという通知を出した、しかし主務大臣の方はそれはないと言ふ場合は、一体どんな根拠でないと言ふのでしようか。公取で独占的狀態がありと思考するのは、すでに発表されておる公知の資料に基づいて判断して独占的狀態があり得ると考へて調査に入ろうというわけですが、通産大臣と言つた方がわかりいいから言ひますが、その場合に通産大臣の方で独占的狀態はないと言ひ方をできるのかどうか、どういふ根拠に基づいて独占的狀態はないと言ひのか、伺ひましよう。

○通産政府委員 独占的狀態の判断で、ないという私どもの意見を申し上げる機会はまだことにわずかな場合だらうと思ひますが、この点は先ほど最初に御答弁いたしましたように、今度の法律の二

条に追加になりました独占的狀態の定義の中で、たとえば市場への新規参入が困難であるかどうかというような判断は、この辺は公正取引委員会に独占禁止政策、競争政策の観点から当然御判断になると思ひますが、私どもは、たとえば日本の経済が非常に国際的なつながり等を持っていきますので、公取委員会で市場参入が非常に困難だと思ひいるのだけれども、これは必ずしもいふわけに言ひ言ひ独占的狀態に該当するものではなくて、それはこういう理由があるのだという判断をする場合もあるかもしれせん。その場合には私どもとして私どもの意見を申し上げるということがあるのではないかと考へております。

○板川委員 先ほどの質問で、有無の意見を通産大臣から強硬に主張された場合に、公取は影響がある、悪い影響は断るが、いい影響はあるといううな質疑応答がありました。それを前提として言ひますが、中立性や独立性というの、これを確保するというのは、悪い影響も悪い影響もそこから避けて中立性、独立性を守るといふのが本当じゃないでしようか、いい影響なら受け入れて悪い影響なら拒否するということ、たとえば最初の一回、二回はそういうことで通つていったとしても、それは結局公取の独立性を侵すことになるのではないですか、公取委員長、この点はどう考へてですか。

○澤田政府委員 この四十五条の二の規定が設けられまして趣旨を考へてみますと、公正取引委員会といたしましては独占的狀態の該當性ありと思考して、たとえば四十六条の調査に入るといふ段階の前に通知をすることになるわけでございます。これは主務大臣の意見により、また、要すればその提供を受けた資料によりまして効率的な調査が図れるということが一つであります。

もう一つは、「競争を回復するに足りると認められる他の措置」につきまして、主務大臣が競争回復のための適切な措置を講ずることができるといふこととありますが、これにはかなりの時間が必要でありますから、少し早く通知する

ということも必要でありましようが、そのゆとりがまた考慮に値するわけございまして、こういう趣旨で主務大臣に意見を述べざる機会を定めるといふことで、これはこういう重要な問題についての公正取引委員会の判断に対する参考としての役目を果たすわけございまして、いかなる判断にもできるだけの参考資料によつて判断することが大事でありますから、そういう意味におきまして、これは決して公正取引委員会の職権の行使を制約するといふようなものではございせん。最終的決定はあくまで公正取引委員会が総合的かつ自主的に結論を出すということだと私は理解しておるわけございまして。

○板川委員 最終的決定は公取委員会がやるからということでは、それでは何回も意見を聞いたり協議したりということになると、そういうことが公取の独立性を侵す結果に影響を与えてくるのじゃないかといふことを私は言つておるのであつて、最終的に公取が決断するのだから何を聞いても大丈夫だといふのは、これは独立性を守るべき公取の委員長の言葉としてはおかしいと私は思ひます。

そこで、総務長官に伺ひますが、独禁法の六十一条をちよつと読んでください。まず、「関係のある公務所」とあるが、この「公務所」といふのは官庁ですよ。「関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができ。」とあります。関係のある官庁は、最初に調査に入ります。そつと通知を出したならば、それで関係がつくと思ふのです。関係のある官庁になると思ふのです。そうすると主務官庁は、これは主務大臣でもいいですが、公共の利益を保護するために公正取引委員会に対して意見を十分述べられる機会が六十一条であるんじゃないでしようか。

○大橋政府委員 条文の技術的なことでございまして、お答えさせていただきます。この六十一条の規定は、審判手続においてのものと、いふに解釈されております。

○板川委員 この場合、この六十一条で主務官庁は十分意見を言える機会があるんじゃないだらうかと思ふのです。だから、あえてこの独占の有無について云々なんといふことを言わなくても、六十一条の場合に、主務官庁は、独占の有無についてあるいはその対策についても堂々と十分意見が言える機会が法律で確保されているんじゃないでしようか。私はそう思ふのですが、どうですか。

○大橋政府委員 独占的狀態に關します調査から始まる手続といふのは非常に膨大な調査になりますので、長い期間を要するわけでございますが、この六十一条の規定の審判手続が始まりまして、その審判手続の中で意見は述べられるという規定でございます。

この四十五条の二は、調査を始めることとしたとき、そういう場合に通知がございまして、その通知を契機といたしまして、独占的狀態の有無あるいは他の手段に関する意見を述べることができるといふ規定でございまして、審判手続開始に至る前の調査の段階での意見でございまして、これは趣旨が違ふといふふうに考へております。

○板川委員 六十一条は手続の場合でしよう。では、独占の有無について意見を述べることが公開、公表をされる性質のものでしようか、どうなんですか。

○大橋政府委員 通常の場合、官庁同士の意見の交換でございまして、公開されるという性質のものではないと考へております。

また、場合によりまして公開されるということが仮にあるとしても、その場合は事業者の秘密についての十分の注意を行った上で公開されるということになると思ひますが、両官庁にまたがることでございまして、公開については主務大臣並びに公正取引委員会の双方の了承が必要だらうと思ひます。

○板川委員 そうしますと、こういうことがあり得ますね。公取は独占的狀態がありと思考して調査に入る、通知をする、そしてこの主務官庁が直ちに意見を申し込んで有無について意見を言う、

しかし、通産省の強硬な反対で結局それがやむやみになってしまふという、こういう影響を受けることもあるわけですね。

○大橋政府委員 仮に、主務大臣の出されました独占的地位がないという判断、この根拠になりましたものが、公正取引委員会が四十五条で独占的地位に該当する事実があると判断するといふ判断を覆すに足るほどのきわめて説得的なものであるといふと、その段階で調査が打ち切られることはあり得るわけでございますけれども、それは決してやむやみにされたとかいうことではなくて、調査を独自に開始いたしました公正取引委員会が主務大臣の意見を参考として、また、独立した判断を下した結果ということになるわけでございます。

○板川委員 どう考えても、主務官庁、主務大臣が独占的地位の有無について意見を述べるのは、それは影響を与えるためだ。公取委員長はいい影響は受け入れて悪い影響は拒否するからいいのだと云うが、こういう状態が続きますと公取はやがて独立性が失われていくと私は思います。今度の法律改正の中では、これは重要な改悪点だと私は思います。特に、この改正点が自民党の中の系統の中で最後に付け加えられたという点などを聞きますと、この改正は非常に重要であつて、この点は削除すべきではないだらうかと私は思います。

しかし、「競争を回復するに足りると認められる他の措置」の「他の措置」をとるといふ話し合いのときに、仮に独占的地位の有無について話が出たとしても、これはやむを得ないと思ふのです。ただ、公然と法律で独占状態の有無について大臣が意見を言うといふことは、立て方としてやはり問題だと私は思いますが、公取委員長、どう思ひますか。

「競争を回復するに足りると認められる他の措置」について話し合うことは、これは通知してあつてもいいと私は思ひますし、その場合に、いや、独占の状態は実はこういうわけでないといふ

話が出て仕方がないかもしれません。しかし、法律で独占的地位の有無について通産大臣が権利として主張できるというのは独禁法のたてまえとしておかしいと私は思ひますが、いかがですか。

○澤田政府委員 お話しの方はもちろんわからないうわけじゃないわけでありませうけれども、重要問題について私の方の判断に基づき通知をいたしますと、それについて主務大臣は各般の意見を實際上は申されるだらうと思ひます。そういう意味合いにおきまして、最も重要な問題がこの「独占的地位の有無」としてここに出てくるわけでございますが、これが出ておつてもおらんくても、実際問題としてはそう違いはない、しかもそれは参考意見であつて、それに左右されるものではないといふ意味におきまして、私は特にこだわつてはいない次第でございます。

○板川委員 私も、話し合うことが事実あつてもいいと思ひし、話し合つてはいかぬとまで言つてゐるわけではないのですが、法律の立て方としてそれを認めることは好ましくないと私は思ひます。

〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕
時間がありませんから先へ進みますが、企業分割の対象業種は公取は先ほど九つだと言ひますし、通産省は何か三十一もあるといふふうに言つておりますが、通産省と公取との違いはどういう統計上の違いですか。

○水口政府委員 この点は先ほども若干説明しましたが、独占的地位の中に「事業分野」といふ言葉が出てまいります。これをどういふふうに確定するかといふことが実際にはなかなかむずかしい問題でございます。われわれの方の試算によつて事業分野を確定いたしました。それでもつて試算した結果は九つであるが、通産省の方を拝見いたしますと、一般的に申しましてわれわれよりも狭い範囲で業種をとつておられる。そこが一番の問題点だと思ひます。

○濃野政府委員 私も、今回の独禁法の改正問題が自民党の山中調査会ではいろいろと御議論をされてゐるうちに、私どもの内部の勉強資料とし

て、工業統計を基礎として今回の法律案の五百億、五〇%、七五%という形式的基準でいろいろ拾つてみたところ、約三十の業種が形式的に当たらないではないかという資料も内部資料としてつくりました。

ただ、いま公取の審議官から御説明がございましたように、問題は、その「事業分野」といふ法律上の規定をどう概念するかといふ問題でございます。先ほど御質問にもいろいろございまして、公正取引委員会ではこの事業分野といふものの考え方をはつきりさせたいといふことでございます。これはないかといふふうに考えております。

○板川委員 そういう対象業種の中の独占的地位の構成要件は、五つの要件と、四つの措置要件があります。その五つの構成要件とは年間五百億以上の売上高を持つもの、二として一社五〇%、二社七五%以上のシェアを持つもの、三として新規参入の困難性があるもの、四として価格の下方硬直性が相当期間続いておるもの、五として過大な利潤や管理費を支出しているもの、といふことで、このうち一と二は構造要件であります。三と四は構造要件と弊害要件の混合であります。五番目は弊害要件であります。この五つの構成要件を満たして、次に、コストが非常に高くなる、経理が不健全になる、国際競争力の維持が困難である、競争回復の他の措置がとれないといふ、こ

ういう四つの措置要件があつて、合わせて九つの要件を満たして、そして企業分割の対象になる企業は一体どのくらいあると公取は考えておりますか。

この九つの要件をみごとに果たして組上に上る企業といふのはどのくらいあると公取は思料しておるのですか。

○水口政府委員 九業種と申しますのは、たとえばビールとかウイスキーとか、そういったたいものでもございしますが、これらはいずれもいろいろな要件の中いけば形式的要件と申しますか、国内供給額が五百億円以上、シェアが一社で五〇

%以上、二社で七五%以上という、この二つの要件に該当するものを選び出したところが九つだといふことでございます。

そのほか、いまおつしやいました新規参入の要件であるとか、あるいは長期にわたつて高い利潤を得ておるとか、いろいろなことが書いてあるわけでございますが、そういったものに全部当てはめてみますと、どの会社もどれでといふことは差し控えていただきたかと思ひますが、要するに新規参入が行われてゐるとか、あるいは相当の期間需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして価格の上昇が著しいといふ言えないこととか、三番目には過大な利益率を長期間にわたつて得てゐるといふことが言えないこと等、現在の統計から見ましたところは、こういった理由によりまして独占的地位のすべての要件を満たしている業種はないのではないかとわれわれの方では一応考えております。

○板川委員 そうしますと、この要件を全部満たして企業分割の対象となる企業といふのはいまのところ一つもないといふふうに考えてよろしいですか。

そうだとしますと、御承知のように、麒麟麦酒が、私のところは分割対象に入りますといふことで大変大騒ぎをしてゐるが、麒麟麦酒の主張は一体どういふ点で誤解がありますか。

○水口政府委員 お答え申し上げます。

余り個々の会社にわたつて申し上げることはいかかと思ひますが、麒麟麦酒の場合は、長期にわたつてその価格の上昇が著しいとは言えないといふことだと思ひます。

○板川委員 ちょっとお伺ひしますが、麒麟麦酒はこの分割の対象にはなる条件を備えていないといふわけですか。ないんだからないと言ふわけだらうけれども、それでいいわけですね。

○水口政府委員 少なくとも、現在われわれが把握しております資料からはそういうことが言えようかと思ひます。先のことばかりですね。

○板川委員 それでは、仮にこの企業分割の対象

になる企業が将来あるとして、十重二十重の難関をめぐりに突破して営業の一部譲渡命令を受けた企業があらたにいたします。これは仮定ですが、その場合、先ほど商法との関係が言われましたが、私も全部聞いたわけじゃないのですが、取締役会が株主総会に諮って、株主総会がそれを否決したならばいい方ない、それ以上のことではないと言われているようにあります。そうだとすると、独禁法という公法の命令が株主総会で否決されたら、それきりにとまってしまうというのはいさし話ですね。前回の審議の際にも、高橋公取委員長は、三カ月の間にもしだめだったら取締役会が高裁に訴えることが必要だ、たとえば株主総会で否決されたから、商法の手続上もうやるだけやっただけからいっていい、だから、公取の命令を誠実に履行しようと思つてやっただけでも、株主総会において否決されたんだからいい方ない、と、こう言っておる。先ほど何かのお話でも、それでも仕方ないというふうな言い方になっておりますが、これは独禁法としてやはりおかしいと思うのです。そこでそのような場合には公取としてどういう措置をとられますか。

植木総務局長は前に、これはやっぱり刑法上の処分を受けると言つてもありますが、公取としては、株主総会にかけて否決されたときにこの会社の役員が何もしなかったという場合にはどういう措置をとるわけですか。また、その場合に会社には、役員にはどういう措置をとることを期待しているのですか。手続関係のことについてちょっと伺います。

○水口政府委員 営業の一部の譲渡命令の審決が確定いたしますと、会社はこの審決に従う義務があることは当然でございます。したがって、その会社の取締役といたしましては、審決の内容を実行するためにまじめな努力を行う必要がある。まじめな努力を行わなければ審決違反として刑事責任が追及されることは当然あり得ると思つて、具体的なこつた場合はこうかということ、具体的な事例に即してこつた場合はどうなるかというところはちよつといま即答しかねるよう

に思ひます。
○板川委員 おかしいじゃないですか。別にいまだこの企業をどうこうやれというものを議論しているんじゃないんで、法制上の議論ですからね。それじゃ結論が出ないんじゃないんですか。そんな答弁はないですよ。

公取委員長はどう考へるのですか。それは場合によつたら、会社が株主総会で否決されてしまつたら、それきりでいいんですか。公取としては、命令を出し、処分をしたことの履行を迫る何らかの——相手がやらなければ高裁に告発をして履行を迫るとか、刑事的な責任を迫るとか、どつちかなければならぬんじゃないんですか。いまのは何か言えないというのはどういうわけですか。法理論上のことじゃないですか。

○水口政府委員 先ほど申しましたのは、その審決を受けた会社の取締役がその審決の内容を実行するためにまじめな努力をする必要があるということをお願いしたんですが、先ほどの具体的な例のように、こつたことをしなければそれが真摯な努力をしたことになるのかならないのか、その辺は微妙な問題もございまして、ちよつと即答を避けたというふうに申し上げたわけでございます。

○板川委員 私が聞いているのはこつたことなんです。営業の一部譲渡命令を出したというのは、それは会社の役員に出すわけですか。会社はこれを守らなければ罰則が適用される。これはまあ独禁法に書いてあるとおりですね。では、会社は、出たんだから仕方がない、まあ好ましくないけれども、命令だからそれに服従するほかはないというこつた、重要な営業の一部譲渡ならば、商法の手続に従つて株主総会を開いて特別決議を要請した、しかし、特別決議が成立しなかった、この場合ですね。公取としては、この場合、この命令を担保する手段というものをとらないのですか、どうなんですか。

○大橋政府委員 これは制度の問題でございます。けれども、制度の問題としましては、何らかの理由によつて公正取引委員会の審決が実施できなかった場合の執行強制手段についてでございます。うが、この場合には刑事罰の規定以外に担保する手段はないわけでございます。したがって、公取の公正取引委員会にもちろんその事情を十分調査いたしまして、その審決が実施できない理由がどういふところにあるか、そういうことを調べた上では正がでる。あるいは審決の内容を若干変更することによつて実施ができるようなことがあるといたしますれば、六十六条の二項の手続を利用して審決を変更する。

ただし、これは被審人の不利益になるような変更はできませんが、利益になる限りにおいて変更するといふような手続はとれますけれども、しかし、それでもなおかつ実施できないような場合に、つきましては、あくまで刑事罰以外に担保する手段はない、こつた制度になつてゐるわけでございます。

○板川委員 そうですね。公取が営業の一部譲渡の作業を全部やれと言つてゐるわけではないのです。その場合に刑事罰を科するほかはないでしよ。刑事罰を科するのは、公取は一体どういう手続をとりますか。こつた簡単なことじゃないですか。公取委員長、答弁できないですか。

○澤田政府委員 正当な理由なしに審決の履行の努力をしないという場合には告発をいたすわけでございます。

○板川委員 告発した結果、そういう罰則を受けることはある、そうでないとおかしいと思うのです。先ほどのお話をちよつと聞いてみると、何か、株主総会で否決されればもうどうにもならぬんだという議論があつたのですから、その議論の決着をつける意味で聞いたわけでありまして、

次に、七条の二項の復活問題について伺いたいと思つたのですが、本項は、第一次案の際に五党修正で補強されたものを、第二次案では削除されて、今度の案で一次案と同じように、括弧書きが

別についていたというだけで、復活をしてまいりました。一度五党修正に際して賛成しながら、今度それがまた変更されて提案されたというのはどういふ理由なんですか。総務局長に伺います。

○藤田国務大臣 第七條はそのまま残してありますが、この七條の主眼点になるものは違反行為の排除であります。

違反行為の排除に付属するものとしていろいろとやることのできるわけでございますが、ただ、違反行為、カルテルによつて生じた価格の影響の排除を主目的とするものではないことは確かでありまして、そこで、第二項にその影響の排除を主目的とする項目を入れたわけでございます。第七條をそのまま生かし、その二項で影響の排除を強めたといふことでございます。

○板川委員 五党修正と異なる点は、「その他これらの規定に違反する行為」の下に五党修正は「及び当該行為によつて生じた影響」がついて、「その他これらの規定に違反する行為及び当該行為によつて生じた影響を排除するために必要な措置を命ずることが出来る。」となるのですが、今度は「行為を排除するために必要な措置を命ずることが出来る。」として、その次に「事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることが出来る。」となる。こつたところが五党修正案と違つてあります。影響を排除する方法が違つたわけですね。当該行為によつて生じた影響を排除する行為が、五党修正の方では、公取がその職務上これを排除することになるわけですね。ところが、今度の政府案は、もとと同じように、それは事業者が内容の届け出をさせ、それをやつたかどうか報告を命ずることが出来るということ、影響排除の措置を事業者が任してゐる。これが違つたところだらうと思つたのです。

これでは、われわれがこの前からも議論しているように、せつかくカルテルを排除したとしても価格がこつとも下がらないということがあつたわけ

であります。この価格が下がらないということに間接的に影響を与えようというのがわれわれの直接価格をどうしようというのじゃありませんが、このカルテルで値上げした価格を間接的に排除しようという考え方でありまして、これでは事業者の届け出と報告だけにとどまらず、それだけにとどまらずから、いわばカルテルのやり得ということになり、これは前回の修正の意思に非常に相反するわけでありまして。

ここで伺いますが、届け出の内容について、今度は、政府案で、「事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するため」となる具体的な措置の内容の届出」とありますが、この届け出があつた場合に公取は意見を表明できるのでしょうか。届け出があつたら、はつと言つて受けるだけですか。

○大橋政府委員 立案の考え方を申し上げますと、どういふ審決になるかということでございますが、まず、「当該行為によつて生じた影響を排除するため」となる具体的な措置の内容の届出」でございまして、「当該行為によつて生じた影響」は何かということと公取が認定して、たとえば価格カルテルでございすれば、カルテル価格による販売が続くことというような影響を具体的に特定いたします。そして、これを「排除するため」となる具体的な措置」を届け出ろということとは、決定が前提でございまして、決定しろということが命令できるわけでございます。そういったと、その決定した内容を届け出るわけでございますけれども、決定したこと自体が、何もやらないうか、そういうようなことを決定した場合にはやはり決定しろという命令に従つたことにならないというふうに考えております。

カルテル価格によらない価格を決めるような、そういう具体的な措置を決めろということが審決の本文の一くだりに出てきて、この法律から見ると違反ではない。この法律の条文は認めていて、そこでございますから、その命令に従わなかつた

という判断がされる程度のものでございまして、それについては審決に従わなかつたということになるわけですから、実際には公正取引委員会としてはこれに対して是正するという手続がたつたのであるのだからと思ひますが、そういう手続がとれることになりまして。

○板川委員 公取はどう考えていますか。

○水口政府委員 新七条二項は影響の排除措置でございまして、これを命ずるのは当然公取でございまして、命ずるのは公取でございまして、ここに書いてあります「具体的措置の内容」を決定するのは、公取ではなしに事業者でございまして。

そういう意味で、私は、ソフトな措置の命令であらうというふうに考えておりますが、しかし、そうは申ししても、公取は審決によつてこういう措置を命ずるわけでございます。したがつて、それを受けた事業者の方が、みずから定めた具体的措置の内容が非常に誠意を欠いたものであると認められる場合にはこの命令を十分果たしたことはならない、したがつて、公正取引委員会としてはこの措置が十分目的を達せられるように指導をする必要がある、こういうふうに考えております。

○板川委員 こういうことでしょうか。「具体的措置の実施状況の報告を命ずることが出来る。」

これはもちろんその前の項もひつくるめてであります。これは審決をもつて出すんだ、だから、カルテル値上げをした場合には、カルテル値上げでない新しい値上げの届け出をせよ、こういうことを審決内容といひます。しかし、その審決内容が実は八十円のものカルテルによつて百円に上げた、それを下げろという命令が審決で出た場合に、九十九円で届け出をしたという場合に、八十円であつたものを百円にカルテルで値上げをして、それを変更せよという命令が公取から出たから九十九円なり九十八円なりということをやつてきた場合に、届け出に対して公取が意見が要るのかどうかということ聞いたわけですが、それでは要るんですね。

○水口政府委員 いま一つの例をいたしまして、八十円であつたものがカルテルの結果百円になつて、それで七条二項の措置を命じたら九十九円かどうかと言つてきたというお話であつたわけでございますが、その場合にはどうかということをお願いいたします。それは、その場合にはどうかと思ひます。やはり、実際にはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないと思ひますが、全般としてまじめに具体的措置の内容を定めておろすということが必要であらうというふうにわれわれは思つております。

○板川委員 そうすると、結局公取は届け出したものに余り発言はできないということになるのでしょうか。

○大橋政府委員 ただいまの価格の点につきましては、あくまでも事業者が自主的に価格を決めるというところに問題があるわけでございます。相互に連絡をとつてみんなが九十九円でしてきたというこの想定でございまして、これはまた新しいカルテルの疑いがあるわけでございます。しかし、十人なら十人の事業者のうちに九十円まで下げた者もあるし、九十五円まで下げた者もあるし、九十九円だつた者もある。しかし、それはそれなりに相手方との交渉もした上でそういうふうな決まつてきたんだというふうな実情でございまして、その交渉をするというところに新しい意味がございまして、その結果価格が幾らに決まるかということとは独占禁止法は余り考えていない、こういうふうに考えております。

○板川委員 独占禁止法が価格を余り考えていない、価格の介入は考えるべきじゃないし、考えていないという議論がありました。私も公取が価格一般に介入する権限があるなんてことは考えないし、ないことは独占禁止法の目的に照らして明白でありますから、ない。しかし、不当な行為によつて上がった価格、いわばカルテル価格などがそのですが、それから不正取引によつて生じた価格、こういう価格にまで一切公取は介入してはならないという解釈はどこにありますか。

○大橋政府委員 たとえば不当販売のように、不正取引の系列の中には、価格そのものについて決まつた価格がいけないということを公取が言う場合はございまして。しかし、カルテルの場合につきましては規制の考え方が違ひまして、規制自体は価格が不当に高いとか低いとか、そういうことではなくて、通謀して、話し合つて相互の拘束によつて一つの価格を決めて、この価格が百円か九十円かということではなくて、通謀し合つて決めたというところに問題があるわけでございますから、カルテルの場合には、少なくともその拘束を解くというところに独占禁止法の考え方の基本があるわけでございます。

○板川委員 価格について、御承知のように公正取引委員会は中部販売が月五百円で販売しようというときに、それは不正取引の一般指定告示十一号の五に当たるとして、八百二十円以下では売つてはならないと命じたわけですね。この八百二十円というのは、公取が独自の計算をして、これ以下で売ることが不当販売になるということで値上げを命じて、それでいま実行されているわけでありまして。不正取引の場合でも、現実に公取が価格に介入しているのです。

不正取引という、独占禁止法から言えば罰則のない不正な行為についてそういう価格に介入できているのに、カルテルのように罰則のない行為について、そのカルテルで値上げしたのが九十九円であつたが九十八円であつたが、それは業者の決めることであるから、そう届け出をされてきたら余り発言できないというの、結局、これではかつてありましたがカルテルのやり得という結果になるのじゃないでしょうか。

○大橋政府委員 不当販売の場合に価格に関する規定を設けているというところは事実でございまして、これは昔不正競争という名前が不正取引に使われていたこともございまして、不正競争の結果の値段であるという観点から規制をするわけでございます。すべての点で自由競争の結果定まるであらう価格を尊重すると思ひ方は独占禁止法のたてまえではなからうかと思ひ

ます。

ただいまのカルテルのやり得という点につきま
しては、七条の二項の新設によりまして、従来で
きなかったケースについても、「影響を排除する
ために」となる具体的措置の内容」の決定
及び届け出というものを事業者に命ずることに
りまして、カルテルの後にカルテル価格が維持さ
れるというケースは少なくなってくるのではない
だろうか、少なくともすべての事業者が同じ価格
で売るという状態は改善されるというふうに考え
ておる次第でございます。

○板川委員 この七条の二項は、従来から見
て、どう考えても、特に五党修正案でせつかく「当
行為によって生じた影響を排除する」それを公取
の職務とするということになったのを、それを業
者の届け出だけにするということは、この五党修
正の線から非常に後退したことになると思いま
す。これはせつかく七十五国会でわれわれが共同
修正して通したもので、五党修正案にひと
つ足並みをそろえていたのだと思います。次
は手続規定を、いままでもやってないようです
からやってみましょう。

五点にわたる手続規定の改正が第二次案から出
ております。今回もそれが入っておりますが、こ
れは新しい問題で、いままでの質問になかったよ
うですから少々詳しく伺いたいと思うのですが、
本来こういう手続の改正というのは、実務を担
担している当事者がいろいろやった結果、手続上
不備な点があるからといって原案を出すというこ
とがあるべき姿だと思ふのです。ところが、今度
ういう公取の見解なりを越えて、別な角度から
修正案が出たわけです。

出たことが悪いという意味じゃないので、本来
なら公取が必要ならばこういう手続規定というも
のを整備する当事者としての責任があると思う
のですが、この五点にわたる手続改正をしようと
する理由、改正の理由はどういう点にありますか、
伺います。

○藤田国務大臣 審判の手続と訴訟に関するこ
とだと思いますが、これは、今回は課徴金を取るよ
うにカルテルの措置の強化も図っております。

そこで、第一審のごとき措置でありますところ
の公取の審決に対して不服を唱えた場合に東京高
裁に持っていくことができるということになって
おるわけですが、そういうふうなことが多
くなるのではないかと思います。そういうふうな
課徴金を取られるということ、それから、独占禁
止法の独占に対する、高度寡占に対する措置とい
うことも強まっておりますので、審判手続をより公
正にしようということで新証拠の提出を認めた。
しかし、事実認定の一元化ということにつきま
しては、これはあくまでもそれを守っていくとい
う措置も、これもまた別段にとっておりますので
ございます。

○板川委員 訴訟手続の改正ですが、手続の一に
ついて、「審判手続の一部の委任」という項目が
ございます。これは現在審査審判規則の二十六条
の二項に、規則の中に同じものがありますから、
これを法文化するというところで問題はないとい
たします。

手続規定の二番目にある証拠不採用の場合の理
由開示であります。この手続を新たに法文化す
るのはどういう意図があるのだろうか。証拠不採
用の理由を個別的に明らかにする義務は民訴にも
刑訴にもありません。その証拠が信頼できるか
いなか、全体として裁判官が自由心証主義にの
つて採否を決めるのであって、一々個別に不採
用の理由を開示してはいないという説がありま
した。証拠が不採用であれば、不採用が不当であ
れば、被審人は取り消し訴訟で争うことが十分可
能であります。

そこで、伺いますが、この証拠不採用決定の場
合の理由開示、これは個別的に開示をするのでし
ょうか、どうでしょうか。

○水口政府委員 ただいまお尋ねの点は、現在実
行上公正取引委員会で行われておる点でござい
まして、今回の改正によってやり方そのものが変わ

ることではないということでございます。

そこで、いまお尋ねの点でございますが、被審
人なりあるいは当事者の方からこういう証拠を見
てほしいという提出があった場合に、それを採用
しない、その理由の開示でございまして、それ
は、個々にやる場合もあれば一括してやる場合も
ある、そういう運用をいたしております。この法
律改正がございまして、やり方は同じであると
考えております。

○板川委員 個々にやるか一括して後でやるか、
これはだれが決めますか。

○水口政府委員 これは、担当の審判官でござ
います。

○板川委員 では、個別に開示の要求があつた
ら、個別に出さざるを得ませんか。

○水口政府委員 これはいわば審判官の審判指揮
の問題でございまして、審判官が適当と思う判断
をするということに相なろうかと思ひます。

○板川委員 この理由を示す方法は文書ですか、
口頭記録ですか。

○水口政府委員 通常は口頭で行っております。
○板川委員 これは、現在実質的にはやってお
って、現在やっていることと事実上は違いはあり
ません、特別変わっていません、こういうことな
るんですね。

三番目として、委員会の審判事務手続三です
ね。被審人から要求があれば委員会に陳述をさせ
なければならぬとありますが、被審人から申し
出があれば、「これらの者が直接公正取引委員会に
対し陳述する機会を与えなければならない」とい
うふうに法律が新しく入るわけですが、この
法律は、被審人からの申し出があれば、必ずそ
の都度公正取引委員会に対して陳述する機会を
与えなければならぬということでしょうか。

○水口政府委員 われわれはさように解釈してお
ります。

○板川委員 そうしますと、たとえば審判が開始
されて幾つかの事実を審理する。一つ一つ、この
問題についてはでは委員会に陳述をさせてくれと

言つて、何回でも同じ審判の中で委員会に陳述す
る機会を与えるということになりますか。

○水口政府委員 お答えいたします。

この審判の手続というのはやや専門的でござ
いまして、ごく概略を申し上げますと、審判官の審
判と申しますのは、その順序をいたしまして、ま
ず審査官の冒頭陳述、それから被審人の答弁、準
備書面陳述、証拠申し出、証拠決定、証拠調べ、
審査官意見陳述、被審人意見陳述というふうに進
められるわけでございます。

それで、審判官が委員会にかわつて審判を行
うということは、いわば委員会の行うべき仕事を審
判官に任せたといいことでございまして、その
途中の段階において直接審判を行うということは
いろいろと審判の遅延にもつながりますので、わ
れわれとしては、こういう審判官の審判が一応終
わつたところで被審人の方から申し出があれば意
見の陳述の機会を与える、こういうふうな考え方
しております。

○板川委員 そうしますと、これは同じ審判の期
間中何回でもというわけじゃなくて、審判が一段
落して最終的に結論が出るという前に委員会陳述
の機会を与える、こういうことなんでしょうか。

○水口政府委員 さようでございまして。一応審判
官の審判がほぼ終わつて、もう結論に近づいた段
階で被審人の方から申し出があれば直接審判を行
う、それもなるべく長引かないようにしたい、こ
ういうふうな考えておりました、具体的な内容は
審査審判規則で定めた、かように考えておりま
す。

○板川委員 わかりました。

手続改正の四番目でございますが、審判における
証拠主義ですが、これは「被審人が争わない事実
及び公知の事実を除き、審判手続において取り調
べた証拠によつて事実を認定しなければならな
い」というのは、これは、事実認定は当然であ
りますが、どういふ改正の意図を持っております
か。

○大橋政府委員 これは公正取引委員会の審判手

統そのものが、従来から審判官、審査官、被審人という対審構造をとっておるわけでございますけれども、この対審構造を維持するということが行政手続の公正を確保するということから必要でございます。この見地からいたしますと、公正取引委員会の審査と審判というものが可能な限り分離されるということが要請されるわけでございます。が、審判手続において取り調べた証拠によるという限定をすることによりまして、審査官と審判官の間の交通でたまたま知り得たような事実を審決の際の事実認定には使えないということを明らかにすることによりまして、被審人の側から見ても審判手続の信頼性を高めようというものであります。しかし、これは、法律に書いたということは改正でございますけれども、従来からも当然のことでございます。裁判所におきましても実質的な証拠というものがなければならぬということでございます。それから、審判手続において取り調べた証拠というものが改正点と言えは言えるわけでございますけれども、いきなり審査官から審判官に渡された証拠を使われたのはたまたまものではないうわけでございます。

○板川委員 民訴法二百五十七条では「裁判ニ於テ當事者ガ自由シタル事実及顯著ナル事実ハ之ヲ証スルコトヲ要セス」というふうに規定をされております。刑訴では三百七条で「実体的真実主義」というものが規定されているわけですが、これと言いますと、「公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならぬ」というこの新しい法律の趣旨は、民訴法二百五十七条で「顯著ナル事実ハ」証拠を要せずという規定があるのに、その「顯著なる事実」がここで抜けておる、顯著なる事実も証拠を出せ、こういうことになるのはどういうわけでありませうか。民訴との振り合いから言つてどういう考へでありますか。

○大橋政府委員 「顯著ナル事実」と「公知の事実」の間に入るものはどんなものかと申しますと、これは裁判所が職務上知り得た事実というよ

うなもの、民事訴訟法上は「顯著ナル事実」というふうに扱われておると思ひます。公取の場合には、公取が職務上知り得た事実といふものは、公正取引委員会が審査、審判両方の機能をあわせ備へておるということからいたしますと、やはり審判手続において知り得た事実ということではなればならない。審判手続において知り得た事実といふのは審判手続において取り調べた証拠でございます。それから、そういう意味では公正取引委員会が審査、審判両機能を兼ねあわせておるという特殊性からいたしますと、このようにいふことは、公取の場合には、今度は顯著なる事実でも証拠を必要とする、こういうことになるわけであります。

五番目の新証拠の申し出と事件差し戻しという項目で、新証拠の提出制限の緩和ということになると思ひますが、この新証拠の提出制限を緩和するといふ根拠はどういう点にありますか。

○大橋政府委員 これは先ほど総務長官からも答弁されましたように、今回の改正によりまして、課徴金の新設があるいはその他の各種の規定の強化がございますが、特にそういう課徴金ということをお考えなさいと、審判手続において過失で出せなかつた証拠、しかし、その証拠を出せば実はカルテルはなかつたというところが証明できて課徴金も払わなくて済むというところが証明できて課徴金も払うなことは、課徴金を組み入れた独禁法の性格としていささか問題があるのではなからうかというふうに考えた次第でございます。

ちなみに、独禁法事件でありまして、刑事事件につきましても、一般の刑事事件と同様に証拠の提出に制限などはございせん。

○板川委員 この証拠は、民訴法百三十七条による「攻撃防御の提出時期」という項目に、別段の定めある外は口頭弁論の終結に至るまで提出することができるといふふうになつておるわけですが、今度の改正はそれに準じて、重大な過失がな

ければ高裁の場合に証拠が新しく出せるということに変わるわけであります。

いまのこの法律の立て方として、公取が認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは高裁を拘束するという実質証拠の原則、実質証拠主義というものが崩れることになりませうか。

○大橋政府委員 実質証拠の原則と申しますのは、先生御承知のとおり、独禁法で申しますと第八十条で、ここには「公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する」ということがございまして、審判手続において取り調べた証拠といふものから合理的に推定した公正取引委員会の認定事実といふものは、裁判所はこれを覆すことができないといふことでございますが、第二項には「前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする」とございまして、裁判所の司法審査権といふものは一応憲法の要請でございますから、こうやって確保されているわけでございます。

ただし、この実質証拠の原則といふものと八十一条の証拠の提出制限といふものがどういう関係にあるかといふことでございますけれども、これは必ずしも関係ないのではないと思ひます。八十一条の、特にこの証拠を調べないとしし認識が得られないという判断を裁判所がした場合には、公正取引委員会に戻しまして一度公正取引委員会の専門的な知識に基づく判断を要請するといふ手続がとられるわけでございまして、必ずしも八十一条の証拠制限とはかわりがないのではないと思ひます。

ただ、それは程度の問題でございます。この八十一条の存在理由といふのは、やはり、こういう形で証拠の提出制限をすることによりまして、なるべく多くの証拠を、当事者の努力を期待して審判手続に出させるというところにあるわけだと思ひます。ございませうけれども、被審人が完全に審判手続の期待するような注意力のある人間ばかり

であればこういう規定も酷ではないということになるのだと思ひますけれども、やはり、課徴金のような程度の強い行政措置を課する場合には、こういう点の考慮といふものは必要なのではないだらうかと思ひます。しかし、私どもとしては、実質証拠の原則を乱すような程度の改正をしたというふうには考へておりません。

○板川委員 御承知のように、公取で証拠は調べ、公取が認定したものが高裁を拘束するということになつておること、そういう制度を設けたといふことは、なるべく第一審の公取で——特殊な専門的な機能を持つ、経済と法律と両方からみ合せての審判をするという公取第一審に事実認定を任せておこうということが八十条の趣旨だと思ひます。

それで、民訴の方は高裁までに証拠を出せるわけですけれども、民訴の場合には個人で訴訟する、弁護士がつかずに訴訟するということもありますから、あるいはよくわからなくて出し忘れたということもありませんから、第二審でも証拠を出せるようになっておると思ひます。結局、第二審、東京高裁で新しい証拠を重大な過失がない限り出せる。ところが重大かどうかといふことはまた問題になるでしょうが、出せるということになりますと、今度は高裁から再び公取に差し戻していくという機会が非常に多くなります。

こういうような手続改正を私は私なりに考えますと、この手続規定の改正の本当のねらいは何かといふと、被審人の保護に名をかりて手続を複雑にして、公取に審判や裁判維持の困難性といふものを予測させて独禁法の発動をちゅうちょさせ、独禁法は改正しても、ちゅうどガソリンの入つていない自動車のように動けなくなるような一つの縛り方をしているのじゃないだらうかという感じがするわけですが、公取はこの手続についてどういう受け方をしておりますか。

○水口政府委員 公正取引委員会といたしましては、先ほど総理府の方から御説明がありましたように、今回課徴金制度が導入された、そのことに

伴って被審人の権利を保護しよう、こういう趣旨であろうと思います。

それで、いままでの裁判での実際でございすが、この過失がなかったことを理由にして新証拠の申し出が行われた事例は二、三ございすが、裁判所がそういうふうなことの過失の有無について判断をしたことは一件もなかったわけでございす。

それで、今回これが重大な過失というふうなことに改正になりました場合に、先生のおっしゃるようにならざるに差し戻されてくる件数がふえるかどうかという点でございすが、これは新しいこととでございすのでちょっと予測がつかぬまいが、現在のところは審判の数もそれほど多くはないし、そう激増するようなことはないのではなからうかという程度に考えております。

○板川委員 総務長官に伺いますが、こういう手続はある意味では被審人保護という名目でしゅう。そうおっしゃっていますから、名目で非常にややこしくなるわけですが、今度の独禁法改正によって公取の人員強化とか組織整備というのはいふに総理府としてはお考えですか。

○藤田国務大臣 これは公取の委員長にお聞きいただいた方が具体的に……(板川委員「予算は総理府だから……」と呼ぶ)さしたって人員の方は十名ほど増加するということになっております。

○板川委員 もう一問だけ伺いましょう。

同調的値上げについて伺いますが、本項は五党修正で削除された四十条の二が場所を変えて十八条の二として復活をしております。ここに第四章の二としてわざわざ章を起してあります。第四章の二というのはこの項目しかないわけですが、第四章の二として章を起して設けたという理由は一体どういうことを考えておられるのですか。

○大橋政府委員 これは主たる理由は、二年前に提出いたしました政府の法律案が四十条の二という場所にごさいまして、これは公正取引委員会の「組織及び権限」のところに並んでおり、なおか

つ調査に関する権限の規定の一つとして規定されていたわけでございすが、これは一般的な調査権限に対する特別な権限であるというふうな色彩が非常に強く、条文上というか、条文の位置としてあらわれてしまったということにかんがみまして、この規定にやはり一つの意味を持たせるということで、「価格の同調的引上げ」というものに対する独占禁止法の関心というものをあらわした条文というふうな意味を持たせまして、四十条との関係の誤解を解こうとするものでございす。

○板川委員 五党修正で削除した理由は、いまお話がありましたように、四十条の二というところは、公取の設置法的な、いわゆる一般的な権限を置いておる節でありますところの、その節の中に四十条の二として置かれるというところは、四十条の「調査のための強制権限」というのを反対解釈として制限するおそれがあるということが削除になった理由であります。

今度十八条の二として、第四章の二の中で設けたわけでありすが、これは一体実体的な規定なんですか。手続規定なんですか。手続規定なら一章設ける理由もおかしい。実体的な規定でなければおかしい。章をわざわざ設けるからには、手続の一つの問題だけに章を設けておくというのはいふに、実体的な規定でなければおかしい、こ

う思うのですが、どうですか。

○大橋政府委員 これは公正取引委員会対事業者という関係で、特別に実体的な意味を持つ何らかの規制をするという規定ではございせんけれども、報告をとるという一つの権限規定ではございす。そして、その条文の目的が、価格の同調的引上げに対する独占禁止法の立場からの関心を示すというふうな趣旨におきまして、目的はやはり一つの独立したものでございすので、章を立てるといふ意義はあるものと考えております。

○板川委員 実体規定でなくて、単に届け出をしるという手続規定なら、章を立てるといふのは法制上おかしいのじゃないですか。

○大橋政府委員 ちょっといま思いついた例でございすけれども、たとえば統計法なんという、統計をつくるだけの目的の一つの法律があるわけとでございすから、それなりに独禁法の中にも値上げの理由の報告を求めるといふような条文があつて、それを章にしたからといって、それが法制上問題があるというのではないのじゃないだらうかというふうに思います。

○板川委員 私が言うのは、法制的常識として、章を設けているからには、手続規定がどこにならうという別ですが、単なる手続をわざわざ第四章の二として十八条の二だけ置く独禁法の一つの形というのはいふに、おかしいのじゃないかというのです。だから、実体規定でなければいけないのじゃないかと思ふのです。しかし、この内容を見ると実体規定ではないのじゃないですか。手続規定だけじゃないのですか。

○大橋政府委員 実体と手続をどう分けるかという問題はあろうかと思ふのでございすけれども、十八条の二というのは、価格の同調的引上げというのについて、あくまでも独禁法の立場からの関心をもつて事業者から値上げの理由の報告を求めるといふ権限を公正取引委員会に与える規定でございす。手続的な規定ではございすけれども、やはりそこには何らかの実体を持ったところのそういう規定であると考えております。

○板川委員 公表の方法ですが、四十四条に年次報告をもつて報告するといふふうに書かれておりますが、十八条の二をわざわざ四十四条のところ年次報告で報告するといふことを書いたからには、四十四条の年次報告で報告する場合の内容は具体的にどういふ内容が記載されますか。

○大橋政府委員 これは法律の立場からは報告の概要といふことになっておりますので、どの程度の概要をつくられるかは、これは年次報告をつくられる公正取引委員会の件数にもよりましてしゅうし、そういうお立場からの判断でございす。

○板川委員 この十八条の二を第四章の二として置くからには、三カ月以内に同調的値上げしたら

「引上げの理由について報告を求めることができ」といふことでなくて、多少実体的な規定を入れたらどうかと思ふのです。たとえばその報告は公表するとか、それは多少時間がかかるでしょうが、そういう規定でも入れたらいいんじゃないかなという感じがいたします。

これは十八条の二について議論のあったところでありすが、どうもこのままでは四十条の二と同じように、われわれが削除した理由と同じように解されるおそれがあるという感じがいたします。

時間だそうですから、以上をもちまして私の質問を終わります。

○野呂委員長 西中清君。

○西中委員 最初に総務長官にお伺いしたいので

私たちは、今国会におけるこの法案の強化改正を目標にしておることはこれまででも表明してきたところとでございす。福田総理も今国会での決着を明言しているわけでございすけれども、国会の会期も大変残り少なくなつてまいりましたし、私は、審議をしっかり促進して、修正問題も含めて話し合い、速やかな衆議院の通過を図るべきだと考えておるものでございすが、この点について総務長官はどう考えておられるか、まずお伺いをしたいと思ひます。

○藤田国務大臣 おっしゃいますように、今国会でぜひこの法案の成立をお願いしたいところでございす。

この法案の性質にかんがみましても、従来の経緯もこれありますので、与野党を含めて御賛成を得てぜひひとつ成立をお願いしたい、かように思つてゐる次第でございす。

○西中委員 昨日からこの法案の質疑が続いておるわけでございすけれども、これまで多くの問題点が取り上げられてまいりました。この政府案の問題点を私もこれから伺うわけでございすけれども、その前に長官に伺いたいことは、おおよそその問題点と思われるものは一通り出てきたよう

な気持ちもいたしておりますが、昨日修正について若干の御発言があったわけでございますけれども、この段階に入って、この修正問題について長官はどのようにお考えでしょうか、御意見を伺いたいと思います。

○藤田国務大臣 けさでございますが、申し上げましたように、あくまでも前提としてまして与野党に合意を得るという気持ちで政府の方はこの政府案を提出したわけでございますから、この法案で合意を得ますれば、これにこしたことはないわけでございます。しかし、いずれにしろ、与野党間で調整がつかますれば、政府の方としてはこれに従わざるを得ないわけでございますから、そういう意味のことをきの上申し上げて、けさ、一時間以内に二つの意見を言ったではないかというおしかりを受けたのですが、それは全く変わっていないのです。一言言葉が足りなかっただけでありまして、実際は変わらないことを申し上げたわけでございまして、いまも同じことを申し上げている次第でございます。

○西中委員 ただいままでにいろいろ質疑がありましたけれども、通産省は、寡占の弊害というものは現在の段階ではあらわれないということをおっしゃっておりますが、果たしてそうかどうか。どのように認識をしておられるのでしょうか。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。

いわゆる寡占問題でございますが、私どもは、従来の非常な高度成長から減速経済を迎えまして、幾つかの問題意識を持っておりますが、これは長期的に見ました産業構造の問題と、それから寡占問題を含みました産業組織の問題と、大きな問題意識を持っております。昨年の五月以降、そういう意味で産業政策全般の問題点の見直しをいたしました。

その中で、いわゆる寡占問題等につきまして、その中の一つの問題意識として持っておりますが、この法律に言います「独占的地位」というものを離れまして、いわゆる寡占という問題につきまして私どもいろいろ勉強をしております。

し、これからいま申し上げたような一つの大きな問題点として勉強していきたいと思いますが、現在のところ、いまのような状況で、いわゆる寡占の弊害というものがはっきりとあらわれているというところはないのではないかとというのが私どもの認識でございます。

○西中委員 いまおっしゃいましたように、昨年から調査をしてそのような判断をしたということでございますが、その基礎となる資料を提出していただきたいと思います。どうでしょうか。

○濃野政府委員 まず、私どもはそういうことで、内部の勉強資料として幾つかの資料をつくっております。寡占の状況等につきましても、現在外に出しておりますものも、たとえば自民党の中で山中調査会が御研究、御検討をなさいました際に、いわゆる寡占業種の実態というふうなものにつきましても若干の資料を出しておりますので、もし御要請がございましたら、私どもはお出しすることにやぶさかでございます。

○西中委員 それでは、そのようにお願いをしたいと思います。

そこで、こういう通産省の見解に對しまして、公取としてはどういう御見解をお持ちなのか。私たちとしては寡占の弊害は顕在化しておるといふ認識をしておりますし、今後の減速経済のもとで寡占の弊害がより一層顕著になるという見方をしておるわけでございます。そういうことを念頭に置いてこの独禁法の改正論議をしておるわけでございまして、まず、その点について委員長のお見解をお伺いしたいと思います。

○澤田政府委員 公正取引委員会におきまして、昨年十月に企業集中度調査をいたしました。これを公表して各方面の御批判を仰いだわけでございますが、その調査によりまして、寡占度の集中度の高い企業が增えつつある、そういう場合にはそれが価格の下方硬直的傾向につながる点が見られる、したがって今後その成り行きについては注目を要すると、こういう見解でございました。

○西中委員 ここで具体的な問題に入っていきますが、第七条のカルテル行為に對する排除措置についてお伺いをしたいと思います。改正案によりまして、七条の排除措置の一部を「事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとる」となる具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることができるようになることになっており、これは、事業者の自発的排除措置の決定にゆだねる、単にその届け出を命ずるということに端的に言えばなるかと思ひますが、これは現行法から見れば後退であるというように私は認識をいたしておりますけれども、どうでしょうか。その点の御見解をお伺いいたします。

○大橋政府委員 いまの御質問の中で、事業者の自発的などという表現とか、あるいは届け出だけというふうな表現がございましたので若干御説明させていただきます。

この七条の二項で決めておりますことは、公正取引委員会が必要であると認める場合におきましては、事業者に対して、「当該行為によつて生じた影響を排除するためにとる」となる具体的措置」を決定しろ、そしてそれを届け出ろ、それから実施しろ、そしてそれを報告しろということの審決が書けるものと、私どもは条文をつくりました際にそういう理解でつくっておるわけでございます。

したがって、単なる「届出」「報告」という条文の表現で出てまいりますところが、自分でやることでなくて国に對する関係というところで条文に出てきていますので非常にわかりにくいわけですが、届け出の前提になる決定、報告の前提になる実施というものは当然命令としてやってもいいんだというふうに理解しておりますので、その意味では、事業者が自主的に決めるものではございまして、自発的ではございませぬ。その点は若干訂正させていただきますと思ひます。

かような意味におきまして七条の二項というものがあつたわけでございますが、これが七条の一項

との関係でどういふことになるかという点だつたと思ひますが、七条の一項は、当該の「行為を排除するために必要な措置を命ずることが出来る」わけでございまして、七条の二項は行為の排除ではなくて、「行為によつて生じた影響を排除するためにとる」となる」というのは事業者の措置でございまして、そういう措置でございまして、一項に全く手をつけずに二項をつけ加えたという形でございまして、これで現行の七条の一項がいささかでも制限を受けることはないというふうに御理解いただきたいと存じます。

○西中委員 公取委員長にお聞きしたいのですが、いまも説明がございましたけれども、いわゆる五党修正案の七条の排除措置、それから今回の七条の排除措置、これは違つておるのか違つておらないのか、どういふふうに判断をされておりますか。

○澤田政府委員 いわゆる五党修正案におきましては、その際の際案におきまして、括弧内に今度の二項と大体同じ形の規定が入つておつたのでありますが、それを削除して、その本文の方を「これらの規定に違反する行為」として、その次に「及び当該行為によつて生じた影響を排除するために必要な措置」を入れたものと存じます。

ところが、その後これが広過ぎるという意見があつて大分問題になりまして、結局この前の七十国会に提出されました政府案ではこれを削除されておつたと記憶いたしておりますが、今度はこの括弧内にありましたがそのまゝ第二項として復活した、こういう意味合いであらうかと存じます。

その内容につきましてはただいま審議官から御説明があつたとおりだと私も存じますが、第一項は現行七条そのまゝの規定でありまして、不当な取引制限等に違反する行為があるときに、「違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることが出来る。」のであります。

二項は、それにつけ加えまして、不当な取引制限につき第一項に掲げる措置を命ずる場合におき

まして、「当該行為によつて生じた影響を排除するために」となる具体的な措置」を命ずるという規定でございまして、この現行第七条によりまして、公正取引委員会は、本体の違反行為の排除と同時にいろいろの命令を出しております。

たとえば価格の再交渉命令というふうなものを出しておりますが、こういうものに至るまでこの第一項で全部できるといふ解釈でございまして、いささかもそれを制限するものではなくて、それに加えて第二項において影響の排除について定められたもの、こういうふうな理解をいたしておるわけでございまして。

○西中委員 そうすると、この五党修正案の排除措置と今回の排除措置と、どちらが望ましいと判断されておるのでしょうか。委員長。

○澤田政府委員 先ほど申しましたようないろいろと隔たりのある、あるいは御意見の違ひ錯綜したいきさつがございまして、それを踏まえてできたのが今度の新しい法案であると私は存じます。

従来、私は、この法律改正問題につきましては、いわゆる五党修正案の線を基本として検討されることを望むという希望を一貫して申し出てきたのでありますが、しかしながら、いま申しましたようないささつで、新たにできた法案も非常に苦心の結果でございまして、いろいろな点でここまでするに至つてまいりましたのでございまして、ここにか合意ができて法が成立するというのをこいねがっておる次第でございまして。

○西中委員 この段階ではどちらがいいとは言えないけれども、本来的に五党修正案の方がいいという意味でございましてね。

○澤田政府委員 そのように考えてまいつた次第でございまして。

○西中委員 そこで、お伺いをしますが、前の質疑者と重なるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

影響を排除することとなる具体的な措置を決めるのはあくまでも違反行為者であるということ、こ

れは何度も言われておりますけれども、そのとおりで間違いございませんですね。

○大橋政府委員 条文には「事業者」と表現されております。

○西中委員 先ほどから論議を聞いておりますと、公取の措置は、カルテルの場合として一つの例を挙げて、カルテルでない場合の価格に決めた例を挙げて、カルテルに事業者に決めさせる、そして公正取引委員会に届けさせる、さらに実施、その報告、こういうことでございまして、この排除命令が出された場合に、決め直した結果カルテルによる価格と同じであった場合、要するに直つてこないということですが、これは審決違反ということになるのでしょうか。

○大橋政府委員 それは審決に従つてどういふ具体的な措置を決めたかということによるわけでございまして、具体的な措置としては、幾らにするという措置ではなくて、価格交渉をするというふうな形の措置ではなからうかと思ひます。

そういう場合に、十人なら十人の事業者のカルテルがありましてした場合に、たまたま一人が百円の元の値段で言つてきた、しかしAは九十八円であった、Bは九十五円であった、一人はかえつて値上がりして百五円だったというふうな状況がありましたといつたとしても、これはもうすでにカルテルの拘束による価格という意味での影響はございしません。単に価格だけをとりえて審決違反だとか、そういう問題にはならないというふうに考えております。

○西中委員 決め直した結果が全く一緒だといふ、このケースを聞いておるのです。

○大橋政府委員 お答えいたしましたのもそのつもりでございましたが、十人なら十人のカルテルといふことがあるわけでございまして、たった一人でカルテルはできないわけでございまして。十人なら十人の人が全部決め直したといつて、また百円で持つてきたということになりますと、これは新しいカルテルの疑ひは起こるということではなからうかと思ひます。

○西中委員 すべてでなくても、一部が同じ価格であった場合はどうなりますか。

○大橋政府委員 これはたまたま一人とか二人、そういうものが偶発的だと認められる状況での前提でございまして、価格について再交渉をするというように具体的な措置の届け出をしてきた場合に、その再交渉の結果が同じ価格であれば、これは仕方がない、こういうふうな考えております。

○西中委員 そうすると、審決そのものと合わないですが、それは違反にならないのでしょうか。

○大橋政府委員 審決の内容は価格を自主的に決めたものにするという、そういうこととなるような具体的な措置をとるといふ審決でございまして、これは審決を実施したことになるわけでございまして。

○西中委員 自主的に決める前に、公正取引委員会としては、これはカルテルじゃないかと認識をした上で決めることでしょうか。そういう発動をするのでしよう。それなら、それがそのまま来るということとは公取の間違ひであつたということですか。

○大橋政府委員 カルテルというのは、一人の人が百円にするのがカルテルではなくて、十人なら十人の人が同じ値段である百円にするというのがカルテルでございまして、カルテルがなくなつて値段がばらばらになつて、その中の一人がたまたま元と同じ値段の百円だったといつても、この百円はカルテルによる百円ではございせんから、カルテルは排除された、また、その影響も排除された、そういうことになるわけでございまして。

○西中委員 そうしますと、極端な例からいけば、九十九円、九十八円、九十七円、九十六円、九十五円というふうな決めてきて、これは少なくとも値段が違つておれば、決め直した結果カルテルによる価格と違つたものになつたという認識をされるという意味ですか。

○大橋政府委員 これはそういうふうなことに決めたという特別の事情がある場合を除きますと、それなりに自主的に決めたものであればそれで差し支えない、こういうことになるわけでございまして。

○西中委員 「とることとなる具体的な措置」がないと事業者が言つてきたら、これは審決違反になるでしょうか。

○大橋政府委員 それは特別の事情で、何らかの措置をとる前にカルテルによつて生じた影響がなくなつてしまつていて、そういう特別な状況がない限り、やはり何らかの措置をとらないと審決違反になる可能性が大きいということではございまして。

○西中委員 総括して言えば、届け出されたものが公正取引委員会が判断する影響の排除に相当しない、または十分でない、こういう場合は審決違反になるのでしょうか。

○大橋政府委員 審決違反ということをお断ずるためには、それが故意であるということをお断ずることになりますから、そういう場合にもし直ちに審決違反になるというふうな決め方ではなくて、その事情を知らしめる程度として影響を排除するに足るようなものに直していくという手続が、恐らく公正取引委員会と事業者の間でなされるのではないだらうかと思ひます。これは非公式の手続でございまして、そういうものがあるといつたしまして、それでもなおかつ不十分だと承知しながらそれしか届けてこないという場合にはやはり審決違反の可能性が大きいということになると思ひます。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

○西中委員 この条文からいいますと、影響を排除することとなる具体的な措置は事業者が決めて、そして、その出してきたものについて審決違反になつたといふような読み方はちよつとできないわけではございませんけれども、要するに、公正取引委員会が妥当であるとかないとかいう判断をしても、審決違反になるという判断は出てこないのじやないかと思ひますけれども、その点はどうでしょう

か。

○大橋政府委員 これは審決をどういうふうに書くかということが非常に重要なことになるわけでございます。七条二項の私どもの解釈としましては、審決の本文にこういふことを書くことが認められており、それはたとえば価格カルテルでございまして、価格がカルテルの価格のままで維持されている状態がカルテルによって生じた影響でございまして、カルテル価格でない価格に直すための具体的措置を決定し、そうしてそれを届け出る、それからそれを実施しろ、またその状況を報告しろということになりますと、その決定しるという審決の部分に違反する、従わないという形になってあらわれてくるわけでございます。

○西中委員 そうしますと、公正取引委員会の見解というものがあつて、それに該当しない、妥当でないというふうな届け出であると、具体的にどうされるのですか。

○水口政府委員 お答えいたします。新しい制度でございますので、頭の中で考えている審決本文の書き方でございますが、たとえば一例といたしまして、カルテルによらない価格に決め直すための具体的措置を自主的に定め、これを速やかに公正取引委員会に届け出るとともに、当該具体的措置の実施状況を一定期間定期的に報告をしなければならないという、こういうふうな審決にならうかと思ひます。

○西中委員 その具体的な措置は自主的に事業者が決めるわけでございますが、何回も繰り返して私が申し上げておりますように、こういう審決を命ぜられた以上は事業者は誠意を持ってこういうふうな措置を自主的にとらなければならない、したがって、その届け出たものが誠意が認められないようなものであれば、これは公正取引委員会としてはしるべき指導をしなければならない、こういうことであらうかと思ひます。

○西中委員 それは再提出という意味なのでしょ

○水口政府委員 そういふ場合にはもう一度考え

直してくれ、こういうことでございます。

○西中委員 具体的には、もう一度届けを出すということなのですか。

○水口政府委員 そういふこともあらうかと思ひます。

○西中委員 そうしますと、二回目の措置が適当でない届け出であつた場合にはどうなりますか。

○水口政府委員 実際には、何回も出し直しをするというふうなことはきわめて少ないかと思ひます。

○西中委員 実際上の問題はないということでございますけれども、もしもそういうことがあつたらどうされるのですかという事です。

○水口政府委員 なお引き続き指導することに相なるかと思ひます。

○西中委員 その場合は三度目の届け出ですか。

○水口政府委員 理屈の上ではそういうことになり

○西中委員 私が先ほどからくといふことを言つておるのは、それなら初めから公正取引委員会が影響を排除するための命令を講ずることが妥当ではないかというふうには私は判断をすることができ

解の相違でしょう。

私が先ほどからくといふように言つていますように、要するに、いまの作業の中で何が起るのか、一回届けてきた、しかし、公取としてはどうも気に入らない、もう一遍やれというふうな、こういう作業の中で実際にカルテル状態を排除する適切な処置がとれるのかどうなのか、非常に疑問を持つわけですが、俗な言葉で言へば、この辺でいいじやないかという妥協がすぐ起るのじやないかというように私は思ふわけでございますけれども、その点はどうでしょうか。

○水口政府委員 妥協と申しますと言葉は悪うございすが、この七条二項の措置は、御承知のように公取が価格を幾らにしろというふうなことを命ずる措置ではない、あくまで自主的な措置でございますから、いわばソフトな措置であらうと、かように考えております。

○西中委員 ですから、この措置はやはり現行法から後退しているんじゃないですか。昨日も、東宝の高裁の判例で言うところの七条の排除措置は結果の除去まで入るというところでございますけれども、こういう問題を考え合せてまいりましたと、公正取引委員会が影響の排除措置を命ずるべきであると思ふわけですが、事業者が影響を排除することとなる具体的措置をとるなどということは、これは排除措置と言葉の上では言つても、実際はそうはならないんじゃないかと私は認識をいたしております。

ここで七条の排除措置の政府の見解を確認しておく必要があるのではないかと私は思つておりますが、今日までの判例とか公正取引委員会の運営とかいふものから七条は非常に後退してあるというように認識をしておるわけですが、高等裁判所の判例には、明確に、結果の除去が中心となることは当然で、さらに将来に違反行為が行われないための予防措置ができると申し述べておるわけでございます。これはむしろ今日の運用と判例というところで確立しているというふうには私は認識をいたしますけれども、その点はどうでしょうか。

○水口政府委員 まず、従来公取でやつております七条の運用の実態から申し上げたいと思ひま

現在の七条の中心は、もちろん競争制限的協定の破棄を命令することでございます。ところが、それに付随して申しますと、それだけでは十分でございせんので若干範囲を広げまして、たとえば将来同じような違反行為をしてはならないといったような注文を書く、それから、そのほか、たとえばカルテルに關係いたしますところの価格表の回収、廃棄等を命ずる、あるいは事業者団体の解散を命ずる、それから、最もしばしば行つておりますのは、取引先及び需要者への周知徹底を行つて、そういうことをやつております。それから、さらに、公取が命じた措置につきまして事後報告を求めております。こういういろいろなことをやつておりますが、これらは、先ほどから議論が行われております違反行為の排除措置にあるいは影響の排除措置かというものを分類いたしますと、違反行為の排除措置の分野に属するだらうと私は思ひます。

若干問題がございまして、よく例に引かれます価格の再交渉命令でございますが、これも非常に特殊な事情がございまして、いろいろ御意見はあらうかと思ひますが、強いて分類すれば違反行為の排除措置の分野に入らんじやなからうかと私も考えるわけでございます。

そこで、現在七条の規定に基づきましていま御説明したようなことをやつておるわけでございますが、先ほど委員長も御説明いたしましたように、七条一項の方は全然いじつておらないで、二項をつけ加えたわけでございますので、現在やつておることは新しい法律の七条一項でできるのではなからうかと、かように私は考へております。

それから、もう一つ、東京高裁の判例のお話が出ましたが、これもしばしばお答えいたしました

が、この判例の中で、特に「違反行為から見たら、された結果の除去等」という言葉がございまして、この「結果の除去」とは一体何であるか、いま議論

になっております影響排除措置になるんじゃないかというふうな見解もあると思いますが、これはいろいろ意見の分かれるところであると思いますが、私もどもいたしましては、この「結果の除去」というのは、影響排除行為に比べれば違反行為との距離がより近いもの、したがって、どちらかと言えれば違反行為の排除措置の中に入るべきものではないかろうかと、これは解釈でございますが、そういうふうな思っております。

○西中委員 いまの御答弁を聞いていまして、違反行為の付随措置、こういうふうな排除の付随措置という御説明でございますが、これはもう繰り返し皆さん方が質疑をされておりますけれども、第七条の付随措置というのと影響を取り除く措置とはどの辺が違っておるのか、御説明をいただきたいと思っております。同じことではないのですか。

○水口政府委員 付随措置というのは私が名前をつけたわけでございますが、一項の方は違反行為を排除するための措置で、それは典型的にはカルテルに対する協定を破棄しないというふうなことでございまして、それだけ言ったのでは不十分でございますから、そのほかいろいろなことを命じなければならぬ。

それから、改正法によりまして七条二項の方は、そういうふうな違反行為に対する排除措置を命じまして、カルテルの場合でございますと、協定は破棄したけれども値段がそのままになっているかもしれないというふうなケースも問々ございまして、それを何とかするというのが影響の排除措置ではないかと思っております。

こういうふうな考え方をいたしますと、私が先ほどいろいろこういう事例があるということを御説明しましたのはどちらに分類するかと言え、われわれの解釈では一項の方の範疇に属するものではないかろうかと、こういうふうな申し上げたわけでございます。

○西中委員 無理に分類をしておられるような気がするのです。

実際のにやることは余り差がないんじゃないかと思っておりますけれども、それはどうでしょうか。

○水口政府委員 先ほど申しました事例の中で、再交渉命令のようなものはいろいろ見方があるかと思っておりますが、そのほかの関係先へ周知しろとか、あるいはそういうことを報告しろとかというのは今回の七条二項の措置とは若干ニュアンスが異なるように思っています。

○西中委員 要するに、今日までとられてきた措置について見ましたならば、七条でこの二項の問題はすべてできると私は判断するわけですね。ですから、先ほどから論議をいたしておりますように、どれくらい差があるのか、もう少し明快にお伺いしたいのですけれども、これ以上はやめませんが、いずれにしても、現行の七条には影響の排除まで当然のこととして含まれるべきであって、今回の改正は現行法から後退しているという受け取め方を私はしております。

それから、次に参ります、二十八条で公正取引委員会の「職権行使の独立性」がうたわれているが、これは今日まで国会でもしばしばこの見解について述べられておりますが、結局のところ、公取の職権行使の独立性とは他の官庁から影響を受けないことであるというふうな答弁で終始しておられると思っておりますけれども、それに間違いはないか、また変更はないか、その辺をお伺いしたいと思っております。

○大橋政府委員 影響を受けないというのは非常にあいまいな表現でございますので、たとえば新聞を読まして、その影響を受けるということがあるわけでございますから、影響を受けるということではなくて、決定について何らかの拘束を受けないということが独立性の本質であろうと思っております。

○西中委員 何らかの具体的な拘束を受けなければいいということでございますか。

○大橋政府委員 法律的にはそういうことでございます。

○西中委員 そうすると、法律的に触れない範囲

では影響を与えてもいい独立性だということでございますね。

○大橋政府委員 法律的な意味の独立性と、事実上公正取引委員会の判断に縛りのないようにするということがまた別のことでありうと思っております。

○西中委員 そのことは、法律上問題がなければいいということですか。

○大橋政府委員 法律上問題がなければ法律的には問題はない、それだけのことでございます。

○西中委員 その場合、法律的以外に問題はあるでしょうか。

○大橋政府委員 それはすべての立法の問題でございますけれども、一つの条文を立案しますに際しましては、それが適当か不適当かということは問題になるわけでございます。そして、適当か不適当かという判断に際しましては、公正取引委員会の仕事のやり方にとってそれが有益かどうか、あるいはそのやり方に際しまして、判断の独自性を損なうか損なわないかということは当然問題になると思っております。

○西中委員 要するに、職権行使の独立性を他から影響を受けない——いま若干のやりとりになっておりますけれども、これは法制度をはっきり確立しなければならぬということの証左なんですね。要するに、法律的にはという、この拘束の状況を出してこられる。では、それ以外はいいのだという勝手な判断をされたのでは、公正取引委員会の職権行使の独立性というものはしばしば危機に瀕するということになると私は思うのです。やはり法制度を確立しなければならぬと私は判断しますけれども、長官、どうでしょうか。

○藤田国務大臣 ただいま大橋審議官が申し上げておられるのは、その法制度は二十八条をもって確立してありますし、他の条文において拘束するものはないという考え方を申し上げておるのであつて、事態においてもそのように取り扱われるというところでございます。

○西中委員 二十八条で確立している。これははっきりしていただきたいと思います。非常に慎重

なお答えをされたので疑問を持つわけですから、率直なお答えをいただきたいと思っております。

それで、今回の改正案では、独占の状態であると思料するときは公正取引委員会は主務大臣に通知することになっておりますが、これまでの答弁を聞いておられますと、所管官庁の意見を参考にするためだということに言っておられておるようです。これは間違いございませんか。

○大橋政府委員 独占の状態というものは一般の違反行為とは違っていて、寡占の弊害がオープンな形で相当の期間にわたってあらわれているという状態でございます。したがって、その調査につきましても、公正取引委員会が広く資料を収集し、また分析いたしますとともに、各方面の専門的な意見も求めながら進んでいく、こういう性格のものと考えております。

そういう意味におきまして、四十五条の二の規定は、独占的狀態に対しますこのような調査の特質を踏まえて、具体的な調査、これはすなわち審査でございますが、審査を開始することとしたときは、その旨を主務大臣に通知するということによりまして、主務大臣の専門的な知識に基づく独占的狀態の有無に関する意見、あるいは産業政策上の諸手段等の競争回復措置に関する意見を述べる機会を与えたいと思っております。とにかくつく

ることにしたわけでございます。公正取引委員会は調査を進める上でこのような主務大臣の意見を重要な参考とするということでございまして、

○西中委員 主務大臣の意見を重要な参考にするというところでございます。

こういう条文を新たに付け加えなければ、今日まで公正取引委員会はそういう作業はできなかったのではありませんか、どうなんでしょうか。

○澤田政府委員 今回の規定は新たな重要な規定でございます。したがって、その判断に当たるときは、公正取引委員会といたしましてもできるだけ多くの資料によって正確を期したいと考えるのは当然でございます。

つきましての措置については通産大臣の意見を参考として求めるという趣旨であらうと考えるわけでございます。

〔橋口委員長代理退席、委員長着席〕

○西中委員 いままでそういった重要な参考意見を聞くことはできなかったのですか。この条文を設けなければならぬという理由をいま聞いておるので、できたのかできなかったのか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○澤田政府委員 いままでと申しますと、この条文と関係なしに、従来の公正取引委員会の行政においてということとして理解いたしますと、こういう条文のあるなしにかかわらず、私どもは、それぞれの法運用につきまして、判断の材料としてできるだけ多くのものを活用してまいりましたわけでありまして、今回はこの規定が特に重要であるという意味合いにおきましてこういう特別の措置が設けられたと考えるわけでございます。

○西中委員 委員長のお話を聞いておりますと、特に今回ということでございますけれども、第四十条には公務所に対して意見を聞けることになっておりますけれども、それは間違いないんじゃないでしょうか。四十条の解釈はどうでしょう。

○水口政府委員 四十条は、報告を求めることはできるわけですが、これはその罰則によつて担保されておる規定でございますので、慎重に運用していただくべきでございます。

○西中委員 わざわざこれを設けなくても調査はできるということとは間違いないですね。どうでしょう。

○水口政府委員 それはできると思ひます。

○西中委員 長官、いまお聞きになったように、この新しい改正がなくても従来の四十条で調査はできたわけですから、これは削除した方がいいんじゃないでしょうか。

○大橋政府委員 これは中身の調査という意味ではあるいは四十条でもできたかと思うのでございすけれども、しかし、主務大臣の、正式な相当

突っ込んで考えたあぐくの議論、それを踏まえた上での意見というものは四十条では求めることはできないだろうと考えております。

さらに、四十五条の二の規定は第八章第二節の手続の規定でございまして、審査で仕事を始めることにしたとき、そういうときは以降のものでございまして、四十条の調査ではなくて四十六条の調査を行うというようにすることが通常のものでございまして、四十六条の調査を主務大臣に対して、あるいは主務官庁に対してかけるといふことは官庁相互の関係で果たして適当かどうかということになりますと、私どもは官庁相互の関係はもう少し円滑なものにしておくべきではなからうかというふうな考えております。

○西中委員 四十条でできるということですよ。しかも、この点については、先ほど、広く情報を集め、そして分析し、専門的知識を得るといふこととではしたが、それ以上に大臣がつけ加えることは何でしょうか。

○水口政府委員 先ほどちょっと私は勘違いをいたしました。先生のお尋ねは独占の状態の主務大臣への通知、この意見の申し出、これと四十条との関係でございまして、——とすれば、この四十条は、その事業者を念頭に置きまして、事業者に対して出頭を命ずる、あるいは報告その他必要な資料の提出を求める、こういった規定でございまして、あの通知とかあるいは意見の申し出とは若干側面が異なると思ひます。

○西中委員 四十条の中に含まれると私は解釈する。その立場で御質問しておりますので、その点の若干の異議はあろうかと思ひます。

これ以上論議は続かせませんけれども、ここで主務大臣に通知する時期は公正取引委員会としてはどのような状態のときですか。

○大橋政府委員 これは条文で申しますと、「前条第四項の措置をとることとしたとき」でございまして、「前条第四項の措置」といふのは、公正取引委員会が独占的状态に該当する事実があると思ひましたし、審査を開始することとしたときと

いうこととございまして、時点といたしましては、審査を開始する決定が行われた後でございまして、現実には審査が始まっているかどうかについては、条文としては触れるところがございます。審査前かどうかについては、条文として触れるところがございます。審査を開始する決定をしたときというところが書いてあるわけでございます。

○西中委員 この時点が答弁ではどうももう一つ明快でないようなことがございまして、お尋ねの件で、もう一度私は確認をしておきますけれども、四十六条の「必要な調査をするため」は、この発動の前なのか、審査中なのか、審査前なのか、審査決定前なのか、その辺はもう一回はっきりしたものを申し上げたい。

○大橋政府委員 これは条文の書き方はいろいろあるわけでございます。「前条第四項の措置をとる」とするときは「この場合」になりますと、これは審査を開始する、決定をする前であることが明らかになります。しかし、この場合にはそういうことといたしまして、とるものといたしまして、という決定済みの状況のときに、その決定をしたという旨を主務大臣に通知する、こういう規定になっておるわけでございます。

それで、現実にはその審査が始まっているかどうかというところになりますと、いまの先生の御指摘の四十六条の調査が行われたかどうかということとが具体的な問題になるかと思ひますが、それは通常の場合には、四十六条の調査というものが決定の明くる日、あるいは非常にわずかの日数で開始されるということとは準備が必要でございまして、からないのではないかとと思ひますが、そういう場合ですと、通常の場合には審査を開始する前に通知が行く、届くというところになると思ひます。これはしかし法律には具体的に定めはしてないわけでございます。

○西中委員 ここで、その主務大臣が独占の状態があると判断をした場合に、「競争を回復するに足

りと認められる他の措置に同じ意見を述べることができるとなっておりますが、公取が判断を下さない前、独占の状態があるのかないのかわからない段階で主務大臣が判断を下すということですから、その点はそう判断してよろしいのですか。

○大橋政府委員 公正取引委員会自体もまだ断定的な結論は——もちろん断定的な審判手続を終らなければできませんが、審判手続を開始するに足るほどの結論をまだ持っていない時期でございまして、主務大臣においてもあるいは断定的な意見が述べられない状況があらうかと思ひます。しかし、主務大臣が持つております専門的な従来の経験あるいは知識というふうなものを踏まえまして、独占的な状態について相当有力な意見が述べられるということにならうかと思ひますが、こういうふうな有力な意見をこなしつつこそ最終的な公正取引委員会の公正な判断というものは下せるわけでございます。

そういう意味で、資料が不足しているからといって主務大臣の意見が必ずしも根拠がないものではなく、十分な根拠を持った場合もあるかと思ひます。

○西中委員 この「競争を回復するに足ると認められる他の措置」というのは、具体的には何を指しているのですか。

○大橋政府委員 これはもとと八条の四のただし書きにあるわけでございますが、八条の四の本文は、公正取引委員会の命令する「営業の一部の譲渡その他」「競争を回復させるために必要な措置」でございまして、そこに「他の措置」と書いてあるわけでございますから、公正取引委員会が事業者に命令する措置以外のものすべてを含むわけでございます。しかし、それは、当然のことでございますが、「競争を回復させるに足りると認められる」という状況のものでなければなりません。

この措置をだれがとるかといふと、通常の場合、国あるいは政府が、関税率の引き下げであり

ますとか、あるいは輸入の自由化でございませうか、新規参入のための特別の助成措置でございませうとか、税制上、予算上のいろいろな措置というものも考えられますし、何らかの意味で行政指導というところもあり得ると思います。しかし、行政指導の場合は、この次に申し上げようと思つておりました事業者の自主的な措置というものがここに含まれておるわけでございまして、事業者が自発的に一つの事業所を他へ譲るといふようなこともこの法律の観点から言えば「他の措置」に含まれるわけでございませう。それが行政指導によつてなされるということも当然あり得るわけでございませう。

○西中委員 そうしますと、公正取引委員会が主務大臣の意見を尊重して、その意見に従つて他の措置をとられるものと受けとめて、最終的にいとおつしや行政的な措置をいろいろ考えられるとおつしやるけれども、それがとられなかつた場合はどういふことになるのですか。

○大橋政府委員 審判開始決定のときでございませうと、「競争を回復するに足りると認められる」といふことでございませうから、単に可能性があるといふことでなくて、やはり、相当具体的な現実性のあるものでなければならぬといふことは当然のことです。

しかし、調査を開始する段階でございませうから、それは主務大臣の決意の表明の度合いによるわけでございませうけれども、相当の決意を持つて競争回復のための措置をとるんだといふことで具体的に部内での検討も始めるといふような実質がありました場合に、公正取引委員会がそれ以上調査を進めるかどうかといふことは、公正取引委員会がその場のケースに応じて独自に判断されることになるわけでございませう。

○西中委員 仮に予算措置でも関連するようなことでと、大臣が意見を言つたからといって、そう簡単にとれるものではないと思ひますね。ですから、ここで予算のこととは別として、主務大臣が意見を言つた、そしてその意見に従つて公正取引

委員会としては結構でございませうといふことで措置をとられた、ところが独占的地位が排除されない、さらにはまた独占的地位が継続しているいろいろな影響を与へ続けておるといふような状態、その場合は意見を言つた主務大臣に責任があるのか、それともそれを受けとめた公正取引委員会に責任があるのか、どちらでしょうか。

○大橋政府委員 責任というのがどういふ意味か、余りいろいろなケースがございませうのでだれが悪いといふことは言つてもしょうがないのですが、法律的には、公正取引委員会は、なお独占的地位が続いているという状況でありますれば、通常の場合はまたその審査を再開するといふようなことをする責任があるわけでございませうし、主務大臣はその述べた意見が実現しなかつたことについて、何らかの責任があるといふことにはなろうかと思ひます。

○藤田国務大臣 ただいまの御質問は、私は、公正取引委員長に責任があると思ひます。なぜならば、公正取引委員会は自主性を持つておりますから、納得するに足りるといふふうな主務大臣の説明あるいは意見を聞いて、公正取引委員長はそれに従つたわけですね。しかし、なおかつ独占的地位、弊害が続いておるといふことになれば、その判断に誤りがあった、そういうふうには思ひます。

○西中委員 先ほどは大臣に責任があるといふ話ですが、違ひのうですか。

○大橋政府委員 いま総務長官の言われましたのは、調査を進めて手続に入るべきかどうかはあくまで公正取引委員会の権限でございませうから、そういう意味で責任が公正取引委員会にあると言われたのだと思ひます。

私が先ほど申しましたのは、もう少し軽い意味の責任といふことで申し上げたわけでございませうけれども、ただいま撤回させていただきます。

○西中委員 委員長、いまあなたの方に責任があるといふことですが、そのとおりでしょうか。

○澤田政府委員 主務大臣の意見を参考にいたし

まして、決定をいたすのは公正取引委員会でございます。その結果の責任は公正取引委員会にございませう。

○西中委員 公正取引委員長が責任をとるような形になるとするならば、私が先ほどから申しているように、主務大臣がいろいろ意見を差しささない方が自由な裁量でできていいのではないかと、こういうふうに私は思ひますが、長官、どうでしょうか。

○藤田国務大臣 私は、この段階は大変大事な時期だと思ひます。構造規制も含まれた新しい独占禁止法というものが改正されるわけでありませうから、そうしますと、どんどん審判手続その他も進んでいくわけです。この開始する時期といふものは一つの大きな段階だらうと思ひます。公正取引委員長がここで決心されるのには、細部にわたる十分な調査なり判断をするための資料なりを集めるに最後の段階だと思ひます。ですから、そういう重大な時期に主務官庁の意見を聞かれる、あるいは通知をされるということは必要なことであらうと思ひます。

○西中委員 公正取引委員長、主務大臣の意見で影響は全く受けないと言ひ切れますか。

○澤田政府委員 公正取引委員会の事案に対する判断は、あらゆる情報を参考に決めるわけでございませう。主務大臣の意見に限りませんが、参考となる意見は十分検討して取り入れるわけであります。

その影響という言葉が非常にあいまいでありませうけれども、そういう意味では参考として取り入れて公正な判断をする、こういう意味におきましてあらゆる情報が参考になると申し上げることができると思ひます。

○西中委員 私は、一番最初に二十八条の問題の「戦後行使の独立性」といふことについて確認をいたしました。いま公取の委員長は、悪い影響は受けない、と、端的に言へばそういうことでしょうか。委員長はいまさらうございませうことを言うけれども、またいまの委員の方はうございませうから

そういうことをおつしやるけれども、将来の委員長が絶対そういうふうにならないといふ保証はない。ですから、法の制度としての確立が必要だと私は申し上げておるのです。

結局公正取引委員会がしっかりさえておればいいのである。影響があるかないかは結局は公正取引委員会の姿勢だといふことに任されるわけですね。いまのお話ですとそういうことです。ですから、公取のメンバーが変わる、情勢が変わるといふことになりませうと、いまの保証はとも怪しくなるといふことでございませう。大事なことは公正取引委員会がしっかりしていないこと、影響を受けやすい体質であることです。仮にそうだとすても、法制度をきちつと確立して、そして職権行使の独立性を担保するといふ制度がはつきりと確立されておらなければならぬ。ですから大臣から意見を聞くのですけれども、一つもそういう悪い意見は聞かないんだ。正常な判断はきちつと公取でやるというのには、あくまでもそうしたみずから確信をおつしやっているだけであつて、法的な裏づけはない。

また容易に影響を受けやすい状況になるといふことは否定し得ない、このように私は思ひますが、どうでしょうか。

○澤田政府委員 繰り返して申し上げますが、事柄の判断材料といたしまして、いろいろな情報を活用いたします。ところで、主務大臣の意見というものは、これは尊重する度合いにおいては上位に属するものではあらうとは存じますけれども、判断に用いる情報の一つであることには毫も変わりはないのでありまして、そういう意味で参考にするといふことでございませう。

○藤田国務大臣 主務大臣の意見を聞かれまして、公正取引委員長が自分で自主的に公正取引委員会の責任においてこれを判断なさるわけでございませうから、二十八条は少しも損われぬ、かように私は思つております。

○西中委員 先ほどから繰り返してありますけれども、その決意は結構です。だけれども、制度と

して絶対に影響を受けないものを立法するのが立法府そのものではないかと私は思うのです。その点で危惧があるという意味でございますので先ほどからよく申し上げておるわけでありまして、いまの御答弁では私は納得ができませんけれども、時間もございませんで次へ移りたいと思っております。いずれまたこの質問については私も続けていたしたいと思っておりますので、委員長、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、次は「価格の同調的引上げ」についてお伺いをいたします。

この価格の「同調的な引上げ」というのはこのところどういう状況にあるのか。できれば四十九年、五十年、五十一年と、この辺の実態をお知らせいただきたいと思っております。

○水口政府委員 御説明いたします。

寡占産業における価格引き上げの実例でございますが、主な例を申し上げますと、最近ではビール、それからピアノ、板ガラス、日刊新聞紙、そのほかいろいろございしますが、そういった事例がいろいろとございます。

○西中委員 何年くらいまで出ておりますでしょうか。できれば資料をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○水口政府委員 資料を提出いたします。

○西中委員 十八条の二、ここで価格の同調的値上げに関する報告を聴取するわけですが、その際公正取引委員会としては「当該価格の引上げの理由について報告を求める」ということになっていくわけですが、この際どういうような報告を求めることになるのか、具体的に御説明をいただきたいと思っております。

○水口政府委員 お答え申し上げます。

値上げ理由の報告をいたしましては、ケースに応じまして値上げの理由を説明するに足る資料の提出を求めることとなりますが、現在のところおおむね次のような事項につきまして報告を求めることになると思われます。

次の事項と申し上げますのは、まず価格引き上げの

状況でございますが、これは建て値その他標準的な価格による引き上げ前の価格、引き上げた価格、平均的な引き上げ率等、こういったものでございします。

それから二番目が価格引き上げの理由でございますが、これは理由の説明に参考資料をつけたというふうにしておきます。参考資料といたしましては、たとえばその理由がコストの上昇にあるときはそのコストの額の推移、それから原材料の上昇の場合には主要な原材料の種類別の購入価格の推移、労務費の上昇の場合には従業員一人当たりの賃金の額の推移、こういったことになろうかと思っております。

○西中委員 それが国会に報告されるときには、どの程度の報告をされるおつもりですか。

○水口政府委員 ただいま申しましたような、どういう状況で引き上げをされたか、その理由はどのようなことであつたかということでございます。なお、もちろん企業秘密に属するようなことは掲載されません。

○西中委員 コストの上昇、原材料の価格、賃金、これは企業の秘密で公表しない、要するに国会には報告しないということですか。

○水口政府委員 その点につきましては、実際の場合にケース・バイ・ケースで慎重に判断したいと思っております。

○西中委員 ということは、国会の年次報告に報告することもあるということですね。

○水口政府委員 企業秘密にわたるものを除いては報告はいたします。

○西中委員 これは企業秘密になるのですか。いま申し上げました原材料の購入価格、従業員の賃金、そういったものはどうなんですか。

○水口政府委員 場合によってはそういうものも出てくうかと思っておりますので、何回も申し上げますが、ケース・バイ・ケースで慎重に判断をしたいと思っております。

○西中委員 これがなければ値上げの理由がわからないというケースが非常に多いと判断しますけれども、そういうふうにお考えになりませんか。

○水口政府委員 同じ答弁になるかもしれませんが、企業秘密にわたるものを除きまして、なるべく国民によくわかるように掲載をいたしたいと思っております。

○西中委員 企業秘密、企業秘密ということとて公表を求められるわけですが、今度こうして国会にいうふうにならざるおぼえになつております。現実には年次報告というものは出ておるわけですから、ことさらに断る必要はないと思つてこの条文の意味を私ははかりかねておるわけですが、値上げの理由について、原材料の値段とそれから賃金の上昇ということについて企業秘密というところで報告しないなどということになれば、ほとんどこれは意味のない資料ではないかというふうに思っております。

きょう午前の質問の中で、新聞社の上限、下限の報告を公表してはならないかということについて否定的な御答弁がございましたけれども、公正取引委員会としては企業の秘密にも属すると思われる資料を出しておられるように私は認識をいたしておりますが、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕

○水口政府委員 先生のお尋ねの趣旨がどの資料を指しておられるかつまびらかでございせんが、仮にこの昭和四十八年に発表いたしました「新聞購読料引上げ問題等に関する審査結果の概要」だといつしますと、これには若干いろいろな数字が入つておりますが、これは個々の会社の数字と申しますよりも、その平均値のようなものでございします。したがって、企業秘密には当たらないのではないかとと思っております。

○西中委員 それでは、この程度のものであれば当然報告をするということでございますか。

○水口政府委員 この程度のものであれば企業秘密に当たらないと思っております。

○西中委員 そうしますと、現行法でこの処置がとれておるわけですね。違いますか。発表していただくからね。

○水口政府委員 この程度のもので申しますか、企業秘密にわたらないものは公表することができるとは思っております。

○西中委員 現行法でこの程度のもので出され、そしてこれから出されるであろう国会への年次報告もやはりこの程度ならば、今度の新しい改正は必要でないと思つておりますが、どうでしょうか。

○水口政府委員 今回の十八条の二の改正は、現行の四十条でございまして、必要がある場合には報告を求めることができるというふうにして書いてございしますが、これも何回も申し上げますように、われわれはいたしましては、罰則で担保されておる現行の四十条の適用というものは非常に慎重に扱つておまして、たとえば同調的値上げの場合でも、これは四十条を適用いたしませんで任意調査でやつておりますので、十八条の二のような規定ができません。同調的値上げの報告を求めることが非常にやりやすくなるのではないかとこのように思つております。

○西中委員 この処置は現行法の公表権で行つておられるんじゃないですか。

○水口政府委員 さっきの数字のお話とすれば、それは四十三条の公表でございします。

○西中委員 公表という点ではどうなのですか。年次報告を国会に提出するということをわざわざ今度改正する必要はない、従来の現行法の公表権で十分ではないか、中身も大差がないというならなおさらこの条文は必要がない、そのように私は思つておられますが、どうでしょうか。

○水口政府委員 四十四条に今度加りました規定は、こういう報告を求めた場合には必ず年次報告にそれを掲載するものとするという趣旨でございします。

それで、四十三条の關係でございしますが、われわれはいたしましては、十八条の二で報告を求めたものをすべて四十三条で公表するというふうなことは考えておりませんが、もしどうしても必要なものがあれば、それは四十四条にそういう規定

を加えましたことは、四十三条の公表権を適用除外としたものではない、したがって四十三条を適用することも可能であるというふうに考えております。

○西中委員 この一般調査権について具体的に伺いをいたしたいと思います。

「価格の同調的引上げ」について、十八条の二は、「公正取引委員会が、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。」となっておりますが、これは四十条で十分できるのではないかと、いうふうに私は判断するのですが、その点はどうでしょうか。

○大橋政府委員 四十条の規定は字句のとおりでございますが、「公正取引委員会が、その職務を行うために必要があるときは、」云々という権限規定でございます。ここで「その職務」と申しますのは、独占禁止法の規定の具体的な運用の職務というふうに解されておるわけでございます。

そして、その具体的な運用による職務に基づき、どうした場合に公正取引委員会がこの報告をとれるかと申しますと、これはこの規定が罰則により担保された特別に国民に義務を課する規定でございまして、そういう点を考慮いたしましてケース・バイ・ケースで判断されるべきものでございまいしょうが、当然、運用に当たると公正取引委員会が一次的にはその解釈をすることになるわけでございます。

しかし、この規定によりまして、単に同調的な価格の引き上げがあったからといって直ちにその報告をとるといふようなことは四十条によつてはできない。何らかのほかの意味での職務上の必要というものが必要であるわけでございまして、そういう意味におきまして十八条の二の規定は、そういう職務上の必要性という要件の点検を必要とせず、一定の要件に従つた同調的な価格引き上げがあった場合には直ちに理由の報告をとれる、こういう点に強化の意義があるわけでござい

○西中委員 時間も迫つてまいりましたのでいまのところはこれ以上いたしません、やはり、基礎になるのはいま申されましたままの政府の四十条に対する考え方の方ですが、これもいろいろの問題があるのではないかと、いうふうに私は思います。それでこの点にすぐ飛んでしまいたくすけれども、若干の御質問をしたいと思います。御答弁にありましたように、一次的には公正取引委員会がケース・バイ・ケースで慎重に判断すべきものと考えているということですが、これは一体どう解釈したらいいの、公正取引委員会の判断に任せるといふように判断したらいいのでしょうか、どうでしょう。

○大橋政府委員 結局、すべての規定の解釈というものは裁判所で行われるわけでございます。そこで、その四十条についての争いがあつた場合にどういふ形で裁判所に行くかと申しますと、御承知のとおり、四十条につきましては行政不服審査法の規定の適用除外になっておりませんから、仮に四十条の出頭命令に不服があるといふと、仮に公正取引委員会に対して異議の申し立てをする、こういうことになります。そして、それに対して公正取引委員会が判断する。これは二次的な判断になるかと思ひますが、その判断が行われた場合には同じく行政事件訴訟法の特例になつておりませんので、その不服がある場合、今度は地方裁判所に行く。地方裁判所に行った場合には、一般の審決に係る事件とは違ひまして、訴訟の指揮をするのは法務大臣でございます。

そういう意味におきまして、ここではその訴訟の指揮という形で法務大臣が判断を加えることになるわけでございます。その法務大臣の判断というものは、およそ行政権が国民に対して何らかの意味での負担を課するといふ、そういう規定の運用についての一般的な原則に基づいて判断をするわけでございます。この法務大臣の判断が第三次的な判断でございます。

そして、法務大臣が公取の意見を支持するといふ形で訴訟を進める場合には、裁判所の判断が第四次的なものになるわけでございます。第一次と申しましたのはそういうような意味でござい

○西中委員 これは結局法務大臣が公正取引委員会の指揮するといふ形になるわけですか。

○大橋政府委員 これは、この場合に公取の職員が裁判に当たるといたしますと、それを法務大臣が指揮することになります。

○西中委員 そうすると、公取は職権行使の独立性という点で侵害されるというように判断できないでしょうか。

○大橋政府委員 これは御承知のとおり現行法の規定でございます。現行法の規定でございますから、侵害されるといふまでも、この法律ができるときからそういうような考え方でできておるわけでございまして、新しく私どもが制限するといふようなことではございません。

しかし、これはもとより公正取引委員会にどういふ意味で独立性を与えていくかといふことと関連すると思つてございまして、毎日毎日変わるような生きた経済に抽象的な法規を当てはめるといふ意味で非常に判断に苦しむケースが多いわけでございまして、こういう判断の安定性を確保するために公正取引委員会という行政委員会をつくりまして、行政委員会はメンバーの入れかえも一人ずつ起こつてくるというふうな形で非常に判断の安定性がある、かつ、他の独任制のものからの指揮、監督を受けない、そういう形によりまして判断の安定性を図つていくのが公正取引委員会の姿だと思ひます。

そして、その本質というものは違反事件の審査、審判にあらわれてくるわけでございまして、違反事件の審査、審判に關しましては、独占禁止法の解釈、運用の安定性といふことを重く見まして、法務大臣の指揮、監督といふものが排除されておるわけでございまして、こういう個々の行政権としての一般的な行政と同じような権限の行使につきましては、やはり、国の行政におい

ての強制権限の行使のあり方といふことの統一性といふことが重要視されますので、この点に關して公正取引委員会に独立性を与えるという規定にはなつておらないわけでございしますが、これは当然のことではないかと思ひます。

○西中委員 時間がやつてまいりましたのでこれ以上論議いたしません、いまの御説明では、公正取引委員会の権限といふものについてやはり若干の危惧を持たざるを得ないわけでございまして、また引き続き論議をいたしたいと思います。

一応終わります。

○中島(源)委員長代理 次回は、明二十一日木曜日、午前十時理事會、午前十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時十二分散會